

神流町地域防災計画

令和2年11月修正

神流町防災会議

神流町地域防災計画 全体目次

第1章	総則	総則-1～17
第2章	災害予防計画	予防-1～41
第3章	地震災害応急対策計画	地震-1～81
第4章	風水害応急対策計画	風水-1～81
第5章	雪害・事故災害等応急対策計画	雪害・事故-1～9
第6章	災害復旧・復興計画	復興-1～12
	資料編	資料-1～74

第1章 総則

神流町地域防災計画

第1章 総 則

第1節	目的	1
第2節	防災の基本理念	2
第3節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	3
第4節	神流町の概況及び過去の災害	11
第5節	想定地震の設定	14

第1章 総則

第1節 目的

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）に基づき、神流町防災会議において策定し、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等が相互に協力し、当町の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。

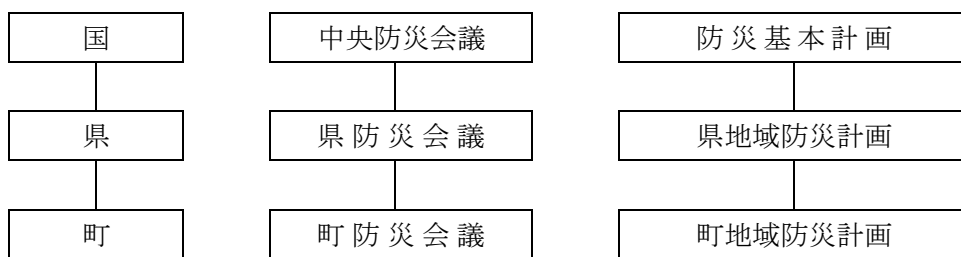
更に、町民が自ら行う事項、地域における各種団体が行う事項及び大規模災害が発生した場合における被災自治体への支援体制や自治体間の広域応援体制の整備事項について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

2 計画の策定及び修正

町は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。また、防災会議は地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

この計画は、神流町及び防災関係機関の防災業務の実施すべき事項及び実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡・調整を図るための大綱を示すものであり、各々処理すべき防災業務について必要な事項を要項で定め、災害対策の万全、かつ、円滑な推進に努めるものとする。

災害対策基本法によって定められている国、県、町の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



第2節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、町、県及び指定地方行政機関を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、町、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。

1 周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念は以下の通りである。

- (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすみ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。
- (2) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念は以下の通りである。

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する支援するなど、被災者の年齢、

性別、障害の有無といったその他被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧・復興段階における基本理念は以下の通りである。

- (1) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第3節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

町、県、公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 町

- (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (2) 防災に関する訓練に関すること。
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
- (4) 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。
- (5) 予報・警報並びに災害に関する情報収集・伝達及び広報に関すること。
- (6) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報に関すること。
- (7) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (8) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。
- (9) 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (10) 施設及び設備の応急復旧に関すること。
- (11) 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。
- (12) 緊急輸送の確保に関すること。
- (13) 災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関すること。
- (14) 災害復旧及び復興計画に関すること。
- (15) 神流町防災会議に関すること。
- (16) 町内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。

2 県

- (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (2) 防災に関する訓練に関すること。
- (3) 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関すること。

- (4) 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事。
- (5) 予報・警報の伝達に関する事。
- (6) 消防、水防その他の応急措置に関する事。
- (7) 被災者の救難、救助その他保護に関する事。
- (8) 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事。
- (9) 施設及び設備の応急復旧に関する事。
- (10) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事。
- (11) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事。
- (12) 緊急輸送の確保に関する事。
- (13) 災害の発生、防衛又は拡大の防止のための措置に関する事。
- (14) 災害復旧及び復興計画に関する事。
- (15) 群馬県防災会議に関する事。
- (16) 市町村その他県内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関する事。

3 指定地方行政機関

(1) 関東管区警察局

- ア 管内各県警察の災害警備活動及び関東管区警察局相互援助の指導・調整に関する事。
- イ 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事。
- ウ 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関する事。
- エ 警察通信の確保及び統制に関する事。

(2) 関東総合通信局

- ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。
- イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事。
- ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事。
- エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。

(3) 関東財務局（前橋財務事務所）

- ア 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関する事。
- イ 災害復旧事業費の査定立合に関する事。
- ウ 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関する事。
- エ 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関する事。
- オ 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関する事。

(4) 関東信越厚生局

- ア 国立病院の避難施設の整備及び防災訓練等の指導に関する事。

- イ 国立病院収容患者の医療等の指示調整に関する事。
 - ウ 負傷者の国立病院における医療助産救助の指示調整に関する事。
 - エ 医療救護班の応援派遣に関する事。
- (5) 群馬労働局
- ア 事業場における労働災害の防止に関する事。
 - イ 災害応急工事、災害復旧工事等に必要の労働力の確保に関する事。
 - ウ 災害による離職者の早期再就職の促進に関する事。
- (6) 関東農政局 (群馬県拠点ほか)
- ア 災害予防
 - (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。
 - (イ) 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事。
 - イ 災害応急対策
 - (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。
 - (イ) 種もみ、その他営農資材の確保に関する事。
 - (ウ) 主要食糧の供給に関する事。
 - (エ) 生鮮食料品等の供給に関する事。
 - (オ) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。
 - (カ) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関する事。
 - ウ 災害復旧
 - (ア) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関する事。
 - (イ) 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。
 - エ その他
 - 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関する事。
- (7) 関東森林管理局
- ア 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及び造成に関する事。
 - イ 災害復旧用木材(国有林材)のあっせんに関する事。
- (8) 関東経済産業局
- ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。
 - イ 商工鉦業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
 - ウ 被災中小企業の振興に関する事。
- (9) 関東東北産業保安監督部
- ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に関する事。
 - イ 鉦山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事。

- (10) 関東地方整備局（高崎河川国道事務所、利根川水系砂防事務所）
管轄する河川・道路・砂防・地すべり・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること。
- ア 災害予防
- (ア) 防災上必要な教育及び訓練
 - (イ) 通信施設等の整備
 - (ウ) 公共施設等の整備
 - (エ) 災害危険区域等の関係機関への通知
 - (オ) 官庁施設の災害予防措置
 - (カ) 豪雪害の予防
- イ 災害応急対策
- (ア) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
 - (イ) 水防活動、土砂災害防止活動及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等
 - (ウ) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
 - (エ) 災害時における復旧用資機材の確保
 - (オ) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等
 - (カ) 災害時のための応急復旧用資機材の備蓄
 - (キ) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
- ウ 災害復旧等
- 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案のうえ、再度災害の防止に努めるとともに迅速、かつ、適切な復旧を図ること。
- (11) 関東運輸局（群馬運輸支局）
- ア 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること。
 - イ 被災者、必要物資等の輸送調整に関すること。
 - ウ 不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。
- (12) 東京航空局（東京空港事務所）
- ア 航空機による輸送に係る安全の確保に関すること。
 - イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
 - ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
- (13) 東京管区气象台（前橋地方气象台）
- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。

オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

4 陸上自衛隊

第12旅団第12対戦車中隊

(1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係情報資料の整備に関すること。
- イ 防災関係機関との連絡、調整に関すること。
- ウ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
- エ 防災に関する教育訓練の実施に関すること。

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。
- イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

5 指定公共機関

(1) 日本郵便(株)(万場郵便局、中里郵便局、魚尾郵便局)

- ア 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。
- イ 災害特別事務取扱に関すること
 - (ア) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - ・被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ・被災地あて救援用郵便物等の料金免除
 - ・被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - (イ) 指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- ウ その他、要請のあったもののうち協力できる事項

(2) 東日本電信電話株式会社(群馬支店)

- ア 電気通信設備の保全に関すること。
- イ 重要通信の確保に関すること。

(3) (株)NTTドコモ(群馬支店)

- ア 携帯電話設備の保全に関すること。
- イ 重要通信の確保に関すること。

(4) 日本銀行(前橋支店)

通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整、信用制度の保持運営及び被災地金融機関に対する緊急措置についての要請等に関すること。

(5) 日本赤十字社(群馬県支部)

- ア 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関すること。

- イ 救護所の開設及び運営に関する事。
 - ウ 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事。
 - エ 輸血用血液の確保及び供給に関する事。
 - オ 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。
 - カ 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。
 - キ 外国人の安否の調査に関する事。
- (6) 日本放送協会 (前橋放送局)
- ア 防災思想の普及に関する事。
 - イ 気象予報・警報の周知に関する事。
 - ウ 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。
 - エ 放送施設に対する障害の排除に関する事。
 - オ 指定避難所等における受信機の貸与・設置に関する事。
 - カ 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
- (7) 東日本高速道路(株) (関東支社)
- ア 高速自動車道の保全及び復旧に関する事。
 - イ 緊急交通路の確保に関する事。
- (8) 独立行政法人水資源機構
- ア 水資源開発施設 (水資源機構移行時に着手済みの事業に限る。) の新築又は改築に関する事。
 - イ 水資源開発施設の保全 (施設管理) に関する事。
- (9) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 (高崎量子応用研究所)
- 放射線に係る事故の予防及び応急対策等に関する事。
- (10) 日本通運(株) (群馬支店)
- 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
- (11) 東京電力パワーグリッド株式会社(高崎支社)
- ア 電力施設の保安の確保に関する事。
 - イ 電力の供給の確保に関する事。

6 指定地方公共機関

- (1) (公社)群馬県医師会
- ア 医療及び助産活動の協力に関する事。
 - イ 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。
 - ウ 医療救護活動の実施に関する事。
- (2) (公社)群馬県歯科医師会
- ア 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事。
 - イ 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関する事。

- (3) (社)群馬県看護協会
 - 救護活動に必要な看護の確保に関する事。
 - (4) (社)群馬県エルピーガス協会
 - ア エルピーガス設備の保安の確保に関する事。
 - イ エルピーガスの供給の確保に関する事。
 - ウ 会員事業者の連絡調整に関する事。
 - (5) 群馬県石油協同組合
 - 石油等燃料の供給に関する事。
 - (6) (社)群馬県バス協会
 - ア バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
 - イ 被災地の交通の確保に関する事。
 - (7) (社)群馬県トラック協会
 - 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
 - (8) 放送機関 群馬テレビ(株)、(株)エフエム群馬
 - ア 防災思想の普及に関する事。
 - イ 気象予報・警報の周知に関する事。
 - ウ 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。
 - エ 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
- 7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- (1) 報道機関
 - ア 防災思想の普及に関する事。
 - イ 気象予報・警報の周知に関する事。
 - ウ 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。
 - エ 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
 - (2) 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部
 - ア 災害を防除し被害の軽減に関する事。
 - イ 避難の勧告又は指示に関する事。
 - ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事。
 - エ 防災に関する訓練に関する事。
 - (3) 多野藤岡農業協同組合、神流川森林組合
 - ア 共同利用施設の保全に関する事。
 - イ 農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関する事。
 - ウ 県又は町が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関する事。
 - (4) 病院経営者

- ア 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。
- イ 被災傷病者の救護に関すること。
- (5) (一社)群馬県薬剤師会
医療救護活動に必要な医療品等の管理、調剤等に関すること。
- (6) 社会福祉施設経営者
入所者及び通所者の安全の確保に関すること。
- (7) 神流町社会福祉協議会
 - ア 被災生活困窮者の生活の支援に関すること。
 - イ 義援金品募集及び配分に関すること。
 - ウ ボランティア活動の支援及び推進に関すること。
- (8) (社福)群馬県共同募金会
義援金の募集及び受付に関すること
- (9) 神流町商工会
 - ア 被災事業者に対する支援に関すること。
 - イ 県又は町が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること。
 - ウ 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関すること。
 - エ 物価の安定についての協力に関すること。
- (10) 金融機関
被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。
- (11) 学校法人
 - ア 児童、生徒等の安全の確保に関すること。
 - イ 指定緊急避難場所及び指定避難所としての施設の整備に関すること。
- (12) 危険物等施設の管理者
 - ア 危険物等施設の保安の確保に関すること。
 - イ 周辺町民の安全の確保に関すること。
- (13) 建設業関連団体
建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。
- (14) 農業用水管理者
農業用水に関する施設の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。

8 町民、行政区・自主防災組織、事業者

- (1) 町民
 - ア 防災・減災の知識習得
 - イ 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討
 - ウ 災害緊急連絡網（各耕地又は班連絡網）の普及推進
 - エ 飲料水・食料・生活用品等の3日分以上の備蓄と点検

- オ 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力
- カ 災害関連情報等の収集、家族・近所への伝達
- キ 家族・近所の避難行動要支援者等の避難支援
- ク 災害廃棄物の分別
- ケ その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。

(2) 行政区・自主防災組織

- ア 自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検
- イ 地域の災害危険性の把握、点検
- ウ 災害緊急連絡網の普及推進
- エ 避難行動要支援者の把握、避難支援プランの作成協力
- オ 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
- カ 自主防災リーダーの養成
- キ 自主防災活動、訓練の実施
- ク 災害関連情報等の収集、伝達
- ケ 地区内の避難行動要支援者、被災者の救助・救援対策の協力
- コ 災害時の避難所の自主運営
- サ 災害廃棄物の分別、集積所の管理協力

(3) 事業者

- ア 従業員の防災教育、訓練
- イ 事業継続計画（BCP）の作成・更新
- ウ 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討
- エ 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検
- オ 自衛消防活動・訓練
- カ 災害関連情報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導
- キ 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力
- ク 避難行動要支援者等の避難支援
- ケ 災害廃棄物の分別
- コ その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。

第4節 神流町の概況及び過去の災害

1 町の概況

神流町は、平成15年4月1日万場町と中里村が合併し誕生した町で、群馬県の南西部に位置し、東西約18km、南北約13km、面積は114.69 k m²で、東は藤岡市、北は藤岡市及び下仁田町、西は上野村及び南牧村、南は埼玉県秩父市及び小鹿野町と接している。

2 地形・地質

町の中央部を西から東へと流れる神流川の両岸は、支流が複雑に入り組み、極めて急峻な地形が連続した起伏の激しい狭隘な地形をなす山間地域であり、神流川及びその支流に沿うように僅かな緩斜地に集落が点在している。

標高は、役場本庁舎が340m、中里合同庁舎が425m、最高は赤久縄山の1,522mで、平均1,000mの前後の山々が連なり、林野面積が町の88.3%に及んでいる。これに対し、農耕地面積は1.8%と極めて少ない典型的な山村である。

地質は、付加体で、中生代ジュラ紀の秩父北帯を中心に、東は三波川変成帯、西は山中地溝帯に接している。また、神流川は、秩父南北帯、山中地溝帯を削り美しい岩層の露頭を見せており、本町は地質研究発祥の地として、枕状溶岩や層状チャートなど様々な色の石や恐竜の足跡をはじめ魚介類や植物の化石などが数多く出土している。

3 人口

昭和20年代、一時10,000人を超えていた人口も、昭和30年頃より減少に転じ、昭和35年以降は特に急激な減少を示している。昭和35年国勢調査人口8,766人に対し、平成22年国勢調査人口は2,352人であり、この50年間の人口減少率は73.17%となっている。

年齢階層別人口は、老年人口（65歳以上）は昭和35年国勢調査で728人（8.3%）であったが、平成22年国勢調査では1,231人（52.3%）と大幅に増え、反面、年少人口（15歳未満）は昭和35年国勢調査の3,271人（37.3%）から平成22年国勢調査では115人（4.9%）と著しく減少している。また、町を支える生産年齢人口（15歳以上65歳未満）も、昭和35年国勢調査の4,767人（54.4%）から平成22年国勢調査で1,006人（42.8%）と大幅に減少している。

このように、長年にわたる過疎の結果、年齢階層別人口構成が非常に不安定となり、今後もこの傾向は続くものと予想される。

4 産業

昭和30年代後半より当町の特産であったこんにやくや生糸が暴落し、更には外材の輸入等による木材価格の低迷により農林業経営は大きな打撃を受け転職を余儀なくされ、本町の産業構造は昭和35年から平成22年までの50年間に、町の中核産業であった第1次産業の比率は68.1%から10.9%に大きく低下し、現在では約9割が第1次産業以外に就業している状況である。

5 交通

交通条件は、バスでJR高崎線の新町駅から1時間30分、八高線の群馬藤岡駅から1時間10分の距離にあり、東京からは100km圏内にあつて関越自動車道本庄・児玉ICから約50分の距離に位置している。交通は、神流川に沿って東西に走る国道462号を中心に、埼玉県に通ずる国道299号と主要地方道高崎・神流・秩父線、主要地方道富岡・神流線、県

道小平・下仁田線の4路線が交通の中心をなしている。

6 過去における災害記録

(1) 火災

明治25年4月9日、万場二区から出火した火災は、万場、生利、麻生、柏木地区までに延焼し、全焼234戸、被災者1,334人に及んだ。

塩沢地区では、明治27年（集落の下半分焼失）、明治35年（集落の上半分焼失）、明治45年（一戸を残し46世帯全部焼失、被災者285人）と三度の大火があった。

昭和21年3月26日、魚尾地区において発生した火災では、18戸を全焼した。

昭和31年1月31日、柏木地区において発生した火災では、被災世帯77戸、被災者は441人に及んだ。平成5年4月27日、森戸の山林において発生した林野火災は、西及び北東方面に飛び火・延焼拡大し、26時間延焼し続けたのが当町最大の林野火災で、埼玉県境を越える勢いを示した。山林焼失面積は90.31haに渡り、すべて民有林で、損害額は1億9,248万3千円に及んだ。

(2) 風水害

明治40年8月、中旬からの連続暴風雨により万場で305mmの大雨となり、塩沢地区では神社の社殿を潰し、御神木他3本が倒木、住宅4棟が流失し、重傷者2人を出す災害となった。同時期、船子地区でも全壊した住宅があった。

明治43年の洪水は、明治時代では最大の被害をもたらした。連日降雨が続き、万場地区では8月1日から10日までの間に降った総雨量は481.3mmで、1日の最大雨量は、8月10日の191mmであった。この洪水で、船子(高塩)の小沢川上流から大量の土砂が流出し、3戸が埋没、1戸が流失した。また、榎森の宝昌寺や万場一区にあった製糸工場下仁田社も流失した。

昭和10年9月の水害は、明治43年に匹敵する大被害で、鬼石町美原地区内県道上に土砂が流失し、交通途絶となった。9月24・25日当町における暴風雨被害は、家屋流出1棟、非住家流失3棟、死者1人、負傷者2人、橋梁流失1カ所、畑流失、埋没64ha、山林原野流失、崩壊20haであった。

昭和13年の水害は、当町最大の被害をもたらした。8月末の豪雨が9月1日洪水となって河川が氾濫し、柏木地区では不動橋が流失、万場地区では八幡橋が流失し、交通が途絶した。被害は、住宅流失30棟、非住家流失25棟、浸水家屋150戸、死者3人、負傷者4人、行方不明1人、畑流失35ha、橋梁流失12カ所、埋没、崩壊40haであった。

平成11年8月14日～15日、集中豪雨により河川増水、土砂流出し、すべての県道が全面交通止、国道も生利と柏木地内で交通止めとなり、8世帯29人が避難した。24時間の総雨量が325mm、12日からの通算総雨量は413mmとなった。この災害で、町総合グラウンドでは管理棟全壊し、照明灯、フェンス等損壊した。また、山林火災用保管庫が損壊し、薬剤43缶が流失した。

平成19年9月5日～7日の台風9号では、総雨量504mm（最大24時間雨量422mm、最大時間雨量46mm）を観測、住宅の一部損壊1件、8世帯21人が自主避難した。死者、行方不明者はなかったが、県道小平下仁田線の崩落、林道桜井沢線における土砂流出により、持倉集落が3日間にわたり孤立化した。

令和元年10月11日～13日の台風19号では、降雨量462mmを記録し、町道・林道の崩落による4地区の孤立をはじめ、一時的な断水・停電などの被害が生じた。また、死者、行方不明者はなかったが、土砂災害の発生及び神流川の氾濫の危険性が高まったため、371世帯、735人に避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告を発令した。

第5節 想定地震の設定

群馬県を取り巻く地震の発生環境と防災対策上の必要性を考え併せて、3つの地震を想定する。地震の発生環境は、次の観点から整理した。

- (1) 過去の震源の分析と発生した地震の規模
- (2) 活断層の分布と活動度
- (3) プレートテクトニクスや地震の大構造

この調査では、活断層の分布と活動度及び地震の大構造に着目して想定地震を設定した。また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を考慮し、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定したものである。

なお、想定地震の発生が差し迫っていると判断したわけではない。

各想定地震について、震源域を断層面とする震源断層モデルを想定し、県内各地の揺れの大きさや液状化危険度の予測を行い、各種の被害・影響を想定した。

神流町においては、関東平野北西縁断層帯主部による地震の被害数値を掲載する。

想定地震名	規模 (M)	想定地震の概要	震源断層				
			走向 (度)	傾斜 (度)	長さ (km)	幅 (km)	上端 深さ (km)
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	県南西部から埼玉県東部にかけて分布する活断層	121	60 南西傾斜	82	20	5
太田断層による地震	7.1	県南東部の太田市周辺に分布する活断層	154.8	45 南西傾斜	24	18	2
片品川左岸断層による地震	7.0	県北部の沼田市周辺に分布する活断層	16.8	45 東傾斜	20	18	2

1 災害シナリオ

災害シナリオとは、災害発生を想定し、その後の災害推移と防災行動の展開を考える

ものである。

その利点は、時間の流れに沿い、災害と防災活動の相互関係を検討できることにある。災害発生後でも、防災関係機関や町民の適時適切な行動により、災害の影響を小さくすることも可能である。この災害対策の内容を示すものが防災計画である。ところが、阪神・淡路大震災では、各種防災計画を適切に運用することができなかったといえる。ここでは、想定外の事態の多発により様々な混乱が生じ、地域の災害対応力を越えてしまったのである。地域防災計画には、各種の災害対策が定められているものの、現実には、発生した災害は短時間で多方面に影響し、対応できなかったのである。

そこで、今後の防災計画には災害シナリオの導入が必需と考えられる。あらかじめ災害後の状況を予想することで、具体的な災害対策の展開を検討する材料とするのである。詳細な防災施策を反映した災害シナリオが作成されれば、いざ、大規模地震が発生したときの非常に有効なマニュアルとなる。

災害シナリオは、地震後 1 週間が救命や避難への緊急的な対応が必要な時期であり、地震後 2 週間を過ぎると対策が軌道に乗ることから、地震後 2 週間を対象としている。これは、阪神・淡路大震災の事例を参考に設定したものである。

また、災害シナリオは次に示す要素により異なる。

- (1) 地震発生の季節、時刻・曜日
- (2) 地震発生時の天候
- (3) ライフラインの核となる施設への被害
- (4) 交通施設への被害
- (5) 防災拠点の被害
- (6) 公共機関からの広報や対策のタイミング
- (7) 大規模な事故の発生

この中で、対策のタイミングについてはシナリオ内に「シナリオ分岐点」として表示する。このタイミングの違いによりシナリオが大きく変わってくることが予想される。

今回の地震では次に示す前提条件を与えて災害シナリオを作成した。この前提条件は、火災被害が最大となり、被害が最も甚大となることが予想される季節と時間である。

表 シナリオの前提条件

想定地震名	地震発生季節	着目した事項
関東平野北西縁断層帯主部による地震	冬季夕刻平日	人口集中地域で被害が最大となる
太田断層による地震	冬季夕刻平日	東毛地域で集中的に被害発生する
片品川左岸断層による地震	冬季夕刻平日	山間地域での被害

2 社会条件の現況

	H22 国勢 調査人口	世帯数 (世帯)	建物数 (棟)	上水道 配水管延長 (km)	給水世帯数
神流町	2,352	1,229	2,406	22.9	943

3 被害想定結果

表1 揺れによる建物被害予想一覧表

	木造建物		非木造建物	
	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数
関東平野北西縁断層帯主部	5.3	105.9	1未満	1.0
太田断層	0.0	0.0	0.0	0.0
片品川左岸断層	0.0	0.0	0.0	0.0

表2 土砂災害による建物被害予想一覧

	全影響 人家戸数	全壊 棟数	全壊率 (%)	半壊 棟数	半壊率 (%)
関東平野北西縁断層帯主部	878	27.7	3.15	64.6	7.36
太田断層	878	0.0	0.0	0.0	0.0
片品川左岸断層	878	0.0	0.0	0.0	0.0

表2 死者予測結果

	建物被害		屋外 通行	土砂 災害	火災	死者	
	屋内 転倒					計 (人)	率 (%)
関東平野北西縁断層帯主部	0.2	0.0	0.0	1.4	0.0	1.6	0.06
太田断層	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
片品川左岸断層	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表3 負傷者予測結果

	建物被害		屋外 通行	土砂 災害	火災	負傷者	
	屋内 転倒					計 (人)	率 (%)
関東平野北西縁断層帯主部	5.2	0.6	0.2	1.8	0	7.2	0.28
太田断層	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
片品川左岸断層	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表4 重傷者（負傷者の内訳）予測結果

	建物被害		屋外 通行	土砂 災害	火災	重傷者	
	屋内 転倒					計 (人)	率 (%)
関東平野北西縁断層帯主部	0.1	0.1	0.1	0.9	0.0	1.1	0.06
太田断層	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
片品川左岸断層	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表5 配水管被害、断水世帯数予測結果

	被害数 (件)	被害率 (件/km)	直後		1日後		2日後		4日後	
			断水 世帯数	率 (%)	断水 世帯数	率 (%)	断水 世帯数	率 (%)	断水 世帯数	率 (%)
関東平野北西縁断層帯主部	1	0.04	99.1	10.5	65.6	7.0	61.4	6.5	19.7	2.1
太田断層	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
片品川左岸断層	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表6 電話電柱被害予測結果

	電柱本数	被害数	被害率 (%)	電柱被害要因別内訳		
				揺れ	建物倒壊	延焼
関東平野北西縁断層帯主部	1,849	1	0.1	0	1	0
太田断層	1,849	0	0.0	0	0	0
片品川左岸断層	1,849	0	0.0	0	0	0

表7 不通回線予測結果

	需要家回線数	不通回線数	不通率 (%)	不通回線要因別内訳	
				揺れ	延焼
関東平野北西縁断層帯主部	1,349	1	0.1	1	0
太田断層	1,349	0	0.0	0	0
片品川左岸断層	1,349	0	0.0	0	0

表8 避難者予測結果

	建物被害による避難者数	断水による避難者数				全避難者数				
		1日後	2日後	4日後	1ヶ月後	直後	1日後	2日後	4日後	1ヶ月後
関東平野北西縁断層帯主部	52.2	71.2	66.6	21.4	0.0	52.2	123.4	118.8	73.6	52.2
太田断層	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
片品川左岸断層	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表9 震災廃棄物予測結果

単位：万トン

	木造	非木造	合計
関東平野北西縁断層帯主部	0.8	0.0	0.8
太田断層	0.0	0.0	0.0
片品川左岸断層	0.0	0.0	0.0

〔注 記〕

本計画における用語について

- 町民・・・・・・・・町内に住所を有する者、他市町村から町内に通学・通勤する者及び災害時に町内に滞在する者等を含める。
- 要配慮者・・・・・・・・高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者
- 避難行動要支援者・・・・要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。
- ライフライン・・・・・・・・水道（農業用水を含む）、電力、ガス、電気通信の事業をいう。
- 集会所・・・・・・・・地区において総会及び地区事業等を実施する施設であり、万一の災害時等にあつては、より多い住民を受け入れ、支援の拠点となることが可能な施設をいう。
- 自主防災組織・・・・・・・・地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意の防災組織をいう。災害対策基本法第5条2項において規定されている。
- 自衛消防組織・・・・・・・・事業所等の従業員により構成された自衛の消防組織をいう。一定規模を有する事業所において設置が義務付けられており、消防法第14条の4において規定されている。
- 指定緊急避難場所・・・・災害時の危険を回避し命を守るために、緊急的又は一時的に避難する場所で、行政が指定した施設をいう。
- 指定避難所・・・・・・・・災害によって避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行うことができる施設で、行政が指定したものをいう。
- 予備避難場所・・・・・・・・指定避難場所が不足した際に、臨時で開設する避難場所をいう。
- 予備避難所・・・・・・・・指定避難所が不足した際に、臨時で開設する避難所をいう。
- 福祉避難場所・・・・・・・・高齢者等の避難行動要支援者で、一般の避難場所などでは一時的な避難の際に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難施設をいう。
- 福祉避難所・・・・・・・・高齢者等の避難行動要支援者で、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難施設をいう。

第2章 災害予防計画

神流町地域防災計画

第2章 災害予防計画

第1節	水害予防計画	1
第2節	地すべり、土石流、山崩れ及び急傾斜地等地盤災害予防計画	1
第3節	気象防災計画	3
第4節	道路災害予防計画	3
第5節	火災予防計画	5
第6節	林野火災の予防計画	7
第7節	文化財災害予防計画	8
第8節	市街地防災計画	9
第9節	建築物等の耐震性及び整備強化計画	9
第10節	防災業務施設等の整備	11
第11節	緊急交通路等の整備	13
第12節	避難場所・指定避難所・避難路の整備	14
第13節	避難誘導計画	17
第14節	防災訓練計画	20
第15節	防災知識普及計画	21
第16節	町民、事業所等による防災活動推進計画	24
第17節	資機材等の点検整備計画	28
第18節	通信手段確保計画	30
第19節	要配慮者対策	31
第20節	相互応援協力計画	36
第21節	孤立化集落対策	38
第22節	災害廃棄物対策	39
第23節	罹災証明書の発行体制の整備	40
第24節	複合災害対策	40

第2章 災害予防計画

第1節 水害予防計画

1 治水対策

当町には、利根川水系の一級河川神流川が流れ、部分的に河川改修が進められているが、現在も未改修区間や危険箇所が散在し、出水時における水害の危険性が高いので、河川整備の促進を国・県に要望し計画的な改修を促進するものとする。

2 治山対策

当町の山間部は地形が急峻なため、危険箇所が点在しており、治山事業へは相当の投資が行われているが、今後も、山林崩壊危険箇所に対して地すべりの防止・予防治山に重点を置き事業推進を国・県へ要望するものとする。

3 砂防対策

当町は、地形、地質からみて、洪水時における土石流、崖崩れ、地すべり等が発生しやすく、これらの土砂災害を未然に防止するため、砂防施設の整備が重要な課題となっている。このため、国・県に要望し、指定地域の見直しや砂防施設の整備を推進するものとする。

第2節 地すべり、土石流、山崩れ及び急傾斜地等地盤災害予防計画

地すべり、土石流、山崩れ等による大きな災害は、これまで発生していないが、山間部においては過去に小規模の地すべり・山崩れがあり、土石流等により人家に対する被害も考えられるので、町は危険箇所を調査・把握し、危険区域における住宅等の安全立地に努めるとともに、計画的に災害防止工事を実施し、地震に伴う地すべり、土石流、崖崩れ及び山崩れ等の地盤災害の予防を図るものとする。また、山間部等における自然斜面での崩壊危険地区については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等に基づき、順次危険区域の指定及び崩壊防止工事を県及び地元関係者と協議しながら推進するものとする。

1 地すべり防止区域の予防計画

(1) 土木関係

土木関係の地すべり危険箇所は、平成15年度調査で当町に11箇所あり、このうち地すべり等防止法による地すべり防止区域は4箇所、全面積89.94haであり、この箇所について地すべり防止工事基本計画に基づいて対策工事を進める。(資料1)

(2) 山地防災関係

山地防災関係の地すべり防止区域は、当町に9箇所あり、地すべり防止工事基本計画に基づいて対策工事を進める。(資料2)

2 土石流危険渓流の予防対策

土石流の発生するおそれのある渓流は、人家5戸以上又は公共施設に被害を及ぼすおそれのあるものが、当町に82渓流あり危険度の高いものより砂防指定地に指定し、順次工事を実施するものとする。(資料3)

3 急傾斜地崩壊危険箇所及び区域の予防対策

急傾斜による崩壊が発生するおそれのある危険箇所及び区域は、人家5戸以上又は公共建物に著しい被害を及ぼすおそれのあるもので、当町に163箇所あり、危険度の高いものより順次急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を実施する。なお、第4次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画により計画的に事業を推進するものとする。(資料4～5)

4 山地災害危険地区の予防対策

山腹の崩壊、山津波等により人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある山地災害危険地区は、当町に257箇所あり、危険度の高いものから順次予防対策工事を実施するものとする。(資料6～8)

5 道路災害危険地区の予防対策

主要地方道の落石等危険箇所を、危険度の高い箇所から順次予防対策工事を実施するものとする。

6 住宅等の危険箇所の調査

町は、住宅地図に崖崩れ危険箇所及びそれぞれに対する避難所等を記入し、県防災担当課、藤岡土木事務所、町及び消防機関が保管するところにより、地震発生時の迅速な対応を図るものとする。

7 住宅等の安全立地

町は、危険区域における宅地開発、住宅建築等を未然に防止するとともに、危険区域における住宅等の移転を促進し、住宅等の安全立地に努めるものとする。

また、町及び県(建築課)は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

8 災害防止工事の促進

町は、危険区域について施設整備計画を策定し、住家・公共施設の多い重要箇所から逐次防止工事を実施するものとする。

9 要配慮者への配慮

町は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ）で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、町は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、町内における土砂災害警戒区域等の一覧、および土砂災害警戒区域内に該当する要配慮者利用施設は、それぞれ資料編の以下にまとめている。

「資料9 土砂災害警戒区域等指定箇所」

「資料10 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設」

第3節 気象防災計画

県、前橋地方气象台等からの情報の収集に努め、町民への災害状況の周知を図るものとする。

第4節 道路災害予防計画

国、県、町の道路管理者（以下「道路管理者」という。）及び関係防災機関は、道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害を未然に防止し、車両、自転車、歩行者及び周辺町民等の安全を確保するため、道路の管理、保全に努めるため次の施策を実施するものとする。

1 道路施設の現況

道路種別	路線数（本）	延長距離（km）	橋梁数（箇所）	トンネル数及び延長距離
一般国道（県管理）	2	24.7	23	4 864.4m
主要地方道	2	23.6	20	1 171.1m
一般県道	1	12.2	14	—
町道	462	244.5	119	—

2 予防対策

(1) 道路交通のための情報の充実

- ア 道路管理者は、気象庁による気象情報等を有効に活用できる体制を整備する。
- イ 道路管理者は、道路のパトロールを実施するなど、車両等の安全な通行を確保するための情報収集に努める。
- ウ 道路管理者、県警察本部及び藤岡警察署は、道路施設等に災害が発生するような異常を発見した場合、速やかに道路利用者にその情報を提供できる体制の整備を図る。

(2) 道路施設等の整備

- ア 道路管理者は、道路施設等の点検・調査を行い、防災強度等道路の現況を把握し、補修等の対策工事必要箇所を指定して道路の整備を推進する。
- イ 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- ウ 道路管理者は、道路における事故災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

(3) 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、落下物、倒壊物及び危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

(4) 防災体制の確立

- ア 道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備に努めるものとする。また、併せて民間企業、報道機関、町民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- イ 道路管理者は、災害時にその応急対策にあたる組織を定めるとともに、職員の非常招集体制の整備を図る。
- ウ 道路管理者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- エ 道路管理者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携の強化に努める。

(5) 防災訓練の実施

ア 道路管理者は、事故災害発生時に迅速、かつ、適切な対応が図れるよう、次のような防災訓練を適宜実施あるいは、県や町が実施する防災訓練に参加し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

- (ア) 職員非常招集訓練
- (イ) 障害物、危険物等除去訓練
- (ウ) トンネル内事故に対する消火訓練及び救出訓練等
- (エ) 道路復旧訓練

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

- (ア) 町及び県、県警察、消防機関及び道路管理者が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設

定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。

(イ) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(6) 通行の禁止又は制限の実施基準

道路管理者は、事故災害等の発生を未然に防ぐため、通行の禁止又は制限の実施基準を定めるとともに、通行の禁止又は制限を実施する場合は、県警本部（藤岡警察署）及び関係機関に必要な通知等を行い、点検等を実施する。また、点検の結果、通行の禁止又は制限の必要がなくなった場合は、速やかに解除するとともに県警本部（藤岡警察署）及び関係機関に必要な通知等を行う。

・一般国道・主要地方道及び一般県道の通行の禁止又は制限の実施基準

道 路 名	通 行 止	
	連続降雨量	積 雪 量 等
国道299号	120mm/日	積雪、凍結、除雪、交通状況により判断
国道462号	120mm/日	積雪、凍結、除雪、交通状況により判断
主要地方道・一般県道	100mm/日	積雪、凍結、除雪、交通状況により判断

第5節 火災予防計画

地震等の災害発生時には、火源や着火物の転倒、落下及び接触等により広域に同時に火災が発生し、特に町並みにおいては大火災に拡大するおそれがある。

町及び消防機関は、地震発生時の出火、延焼拡大防止のため初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図るものとする。

1 出火防止

(1) 建築同意制度の活用

町は、消防法の規定に基づく建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。

(2) 町民に対する啓発

ア 町は、地震等における火災防止思想の普及に努める。

イ 町は、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を教育する。

(3) 防火管理者等の教育

ア 町は、防火管理者の講習において、地震時の防火対策について教育する。

イ 県は、消防設備士等の講習において耐震措置等に関する教育を実施する。

(4) 予防査察等による指導

町は、防火対象物の状況を把握し、地震時の防火安全対策について、関係者に対し予防査察時に指導する。

2 初期消火

町及び消防機関は、地域ぐるみの消防訓練を実施し、町民に対して初期消火に関する知識・技術の普及を図るものとする。

なお、事業所等に対しては、防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練を指導し、自衛消防の強化を図るものとする。

3 消防組織の拡充・強化

町は、「消防力の整備指針」に適合するよう消防組織の拡充・強化に努めるものとし、県はこれに対して必要な指導、援助を行うものとする。

(1) 常備消防力

火災による被害を最小限度に食い止めるためには、火災早期覚知・早期出動が最も重要である。そのために多野藤岡広域市町村圏振興整備組合を通じて、常備消防の消防施設の拡充強化を図る。

(2) 非常備消防力

火災による被害から町民の生命、身体及び財産を守るため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条の規定に基づき、本町に神流町消防団を設置し、消防団による消防体制の強化、消防施設の整備及び防火思想の普及に努める。

(3) 自衛消防力

会社、工場、その他事業所単位に自衛消防隊の設置促進を要請し、自衛消防体制の強化充実と防火思想の普及を図る。

(4) 予防消防力

自主防災組織や地域ボランティア団体等に対する防火思想の普及徹底に努め、予防消防力を充実強化する。

4 施設の整備

町は、地震等の災害発生時に予想される火災から、生命、身体及び財産を守るため、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう消防施設等の整備について年次計画を立て、その強化を図る。特に、消防水利については、地震等の災害時における消火栓等の使用不能に備え、耐震性貯水槽、河川の水利体制の確立を図る。

5 防火思想の普及徹底

町民に対し、以下の方法により消防に対する意識の高揚と火災予防思想の普及徹底に努める。

- (1) 広報車、音声告知放送、CATV、広報誌、回覧等の利用により実施する。
- (2) 全国一斉に行われる春と秋の火災予防運動を積極的に推進する。
- (3) 火災の未然防止及び被害の拡大防止のため、業態に応じ、火災予防査察を実施する。

6 対象物の防火対策の強化

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく、防火管理者の養成。
- (2) 防火対象物毎の消防計画に基づく、防火管理指導及び防火管理者教育。
- (3) 危険物貯蔵所等に対する予防指導の強化及び災害時の保全措置の徹底。

7 木造住宅密集地域における避難誘導體制の整備等

町は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

第6節 林野火災の予防計画

近年、多発し大型化している林野火災を防止するため、予防活動と消火活動が適切に実施できるよう計画するものとする。

1 林野火災予防計画の樹立

林野の所有者及び一般入山者に対し、林野火災防止について指導する。

- (1) 防火線、防火樹帯の設置
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 森林法に基づく火入れの許可指導及び消防機関との連絡協調
- (4) 火災多発期における見回り強化
- (5) 林野火災予防思想の普及活動

2 林野火災消防計画の樹立

防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災の消防計画について樹立する。

- (1) 消防分担区域
- (2) 出動計画
- (3) 防御鎮圧計画

ア 初期消火用機材の整備

- イ 空中消火用機材の整備
- ウ 消火訓練の実施計画
- エ その他消火に必要な事項

3 防火思想の普及

町は、防災関係機関の協力を得て、町民及び入山者に対し、森林愛護と防火思想の普及徹底を図る。

- (1) 行楽期における防火パンフレット等の配布、呼びかけ
- (2) たばこの吸い殻の投げ捨て行為の注意指導
- (3) 強風注意報、乾燥注意報又は火災警報発表時の火気使用の注意指導等
- (4) 立て看板等の掲示
- (5) その他防火思想の普及に必要な事項

第7節 文化財災害予防計画

火災・地震等の災害から文化財を守るため、関係者に対し指導を実施するものとする。

1 建造物の予防対策

指定文化財建造物については、火災・地震等による滅失・棄損を防止するため、神流町教育委員会は、町、消防、警察等の関係機関と協力し、所有者・管理団体に対し、次の事項を指導、実施する。

- (1) 防火管理体制の指導
- (2) 環境の整理整頓の実施指導
- (3) 火災の危険箇所の早期発見と、その箇所の改善指導
- (4) 消火設備、警報設備の設置指導
- (5) 避雷装置の設置指導
- (6) 消防用水の確保及び消防自動車の進入道路の確保指導
- (7) 防火壁、防火戸の設置指導
- (8) 防火塀、防火帯の設置指導
- (9) 自衛消防組織等による訓練の実施指導
- (10) 耐震強度に留意した所要の保存修理指導
- (11) 棄損等の事故防止措置の指導

2 美術工芸品等予防対策

美術工芸品等は、極力耐火・耐震性の収蔵庫に保管するとともに特に重要なものについては、建造物と同様な防火設備を整備するよう指導する。

3 史跡、名勝、天然記念物等の予防対策

前記1・2と同様な措置を講ずるとともに、災害時の土砂流出等による被害を防止するため、平常管理の強化を指導する。(資料11)

第8節 市街地防災計画

1 市街地整備事業の推進

本町の特性に即した防災体制の確立を図るため、建築物の耐震及び不燃化、緑地、公園、街路等の防災空間の確保と整備を促進するものとする。特に災害発生時に大きな被害の発生が予想される老朽住宅密集地に対する地震防災対策及び家屋の密集している地域については、老朽住宅密集地に対する災害対策を推進するほか、砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び農業用排水施設であるため池等で、家屋の密集している地域の地震防災上必要な施設の整備を図る。

また、空家対策事業等を活用し、計画的に環境の整備や防災対策の改善を図り、町の防災化を推進するものとする。

第9節 建築物等の耐震性及び整備強化計画

1 一般建築物の耐震性強化

町は昭和55年に制度化された新耐震設計以前の建築物の所有者又は管理者に対し、耐震性強化の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性強化を指導するものとする。なお町は、町民から建築物の耐震化の相談があった場合、藤岡土木事務所等の「建築物等耐震相談窓口」を紹介して適切な指導が受けられるようにするものとする。

2 学校施設の耐震性強化

学校施設の災害予防については、学校建物の公共性、教育効果の向上等を十分考慮し、被害の発生を未然に防止し、常時その防除措置を行い、恒久的な災害予防に努めるものとする。

(1) 老朽建物の改築促進

ア 耐震改修促進法及び神流町耐震改修促進計画に基づく耐震診断等の調査の結果により構造上危険と判定した場合は、改修年次計画により耐震補強改修工事の促進を図る。

イ 学校施設の各建築物は、建築基準法第12条に基づく定期報告（検査）及び臨時点検を実施して、建築基準法、消防法に不適當な箇所等は早急に是正し、災害の予防、防除に努める。

ウ 学校施設校舎等要補修箇所は、定期点検及び臨時点検を実施し、災害の防除に努める。

3 防災上重要な建築物の耐震性確保及び堅ろう化

- (1) 町及び公共施設管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震性の確保に特に配慮し、耐震診断、耐震補強工事及び定期の点検を実施するものとする。
- (2) 公的医療機関その他学校、保育所、診療所、社会福祉施設、旅館、民宿のうち、改築又は補強を要するもの及びその他の不特定多数の者が利用する公的建物で地震防災上補強を要するものの整備を図る。また、風水害及び雪害に対する構造の堅ろう化を図る。
- (3) 町及び県は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- (4) 町及び県は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

4 建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

町及び建築物の所有者は、建築物における天井等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

5 被災建築物の応急危険度判定士制度の活用

町は、地震により被災した建築物が、引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定をするため、県の応急危険度判定士制度を活用するものとする。

6 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設の被害により健全な施設や人畜に大きな被害が及ぶことが多いので、次のような施設については、常時十分な点検を実施し、災害の防除に努める。

- (1) 国旗掲揚塔やフェンス等相当の高さ又は容量のあるものは、その安全度を確かめ、危険と認められるものは必ず補強工事等を実施する。
- (2) 比較的飛散しやすい器具・機械等については、常時格納できる体制を整える。
- (3) 災害防除のために必要な施設等は、平時に整備し、特に消防施設等については、いつでも使用できるよう体制を整える。
- (4) 建物以外の要補強箇所は、定期点検及び臨時点検を実施し、常時その補修又は補強に努め、災害防除のために必要な施設、設備の整備に万全を期する。

第10節 防災業務施設等の整備

1 防災中枢機能の整備

- (1) 町、県及び公共機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
- (2) 町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

2 消防用施設の整備

(1) 事業の目的

町は、災害の発生時に予想される火災から生命、身体及び財産を守るため、消防ポンプ自動車、可搬式動力ポンプ及び消火栓、防火水槽等の消防施設の整備を図る。

(2) 整備の水準

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき防火水槽及び耐震性貯水槽、並びに消防ポンプ自動車及び可搬式小型動力ポンプ等を整備する。

3 消火活動体制の整備

(1) 消防水利の多様化

町は、災害による火災に備え、消火栓にのみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(2) 関係機関等との連携強化

町は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

(3) 消防用機械・資機材の整備

町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

4 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

町は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

5 多様な情報の収集体制の整備

- (1) 町、県(危機管理課)、その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるように、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、ヘリコプターテレビシステム、インターネット、無人航空機等による情報収集体制を整備するものとする。

- (2) 町及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

6 情報の分析整理

町及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

7 通信施設の整備

(1) 事業の目的

災害時において、迅速、かつ、的確な被害状況の把握及び町民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線施設及びその他の施設の整備の促進を図る。

(2) 整備の水準

町は、県との情報を正確、かつ、迅速に収集・伝達するために相互が協力し、県防災行政無線の衛星系の導入等整備拡充を図る。

8 地域防災拠点施設の整備

災害時において、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設の整備の促進を図るものとする。

町及び県は、道路及び都市公園等に県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努めるものとする。

9 備蓄倉庫の整備

災害時において必要となる非常用食料及び救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の整備を促進するものとする。

10 被災者の安全を確保するための施設及び設備の整備

(1) 事業の目的

災害時における飲料水及び電源の確保等、被災者の安全を確保するための施設及び設備の整備を図る。

(2) 整備の水準

飲料水の確保等に必要となる井戸、貯水槽、水泳プール、浄水機、電源の確保及び自家発電設備、その他の施設及び設備の整備を図る。

11 応急救護設備等の整備

(1) 事業の目的

負傷者を救出するための救護設備等、災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。

(2) 整備の水準

自主防災組織等が、地震災害時に負傷者を救出するための、応急的な措置に必要なバール、ノコギリ、スコップ、斧、ジャッキ、発動発電機等を収納する倉庫などの設備及び資機材を整備する。

12 公益物件収容施設の整備

(1) 事業の目的

ライフライン及び、電柱の倒壊等による危険防止及び道路機能を維持するための公益物件収容施設の整備を図る。

(2) 整備の水準

共同溝、電線及び水道管等の公益物件を収納するための施設の整備を図る。

13 公的機関等の業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入れを想定した非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第11節 緊急交通路等の整備

1 緊急交通路の整備

(1) 事業の目的

緊急交通を確保するために必要な道路及びヘリポートの整備を図る。

(2) 整備の水準

トンネル、盛土、切土、落石危険箇所及び崩壊危険箇所等で、地震により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良、災害防除及び橋梁の整備等を図る。

2 消防活動の困難を解消するための道路整備

(1) 事業の目的

消防活動が困難である地域の解消に資する道路を整備する。

(2) 整備の水準

住宅密集地等で、道路が狭く消防活動が困難である地域の拡幅改良等、道路の整備を図る。

第12節 避難場所・指定避難所・避難路の整備

1 避難場所及び指定避難所の整備

町は、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難場所や指定避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設の整備に努めるものとする。

町は、建築物等の崩壊、火災、崖崩れ及び地すべり等の災害に対応するため指定避難所等について、それぞれの安全性を検討のうえ神流町地域防災計画の「第3章 地震災害応急対策計画・第10節 避難・救出計画」及び「第4章 風水害応急対策計画・第11節 避難計画」の中に定めておくとともに、避難所の運営等に関する計画を定めておくものとする。

2 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定

ア 町は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所について、町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

3 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

ア 町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定基準

指定避難所について、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるための必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(3) 学校を指定避難所として指定する場合の配慮

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることを配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、町は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

(4) 指定避難所における生活環境の確保

ア 町は、指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

イ 町は、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話、災害時用公衆電話、無線LANなどの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、指定避難所における備蓄のためのスペース整備等を進めるとともに、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。

ウ 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

エ 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(5) 物資の備蓄

町は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む）、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(6) 運営管理に必要な知識の普及

町は、指定避難所の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努めるものとする。

(7) 福祉避難所

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

4 その他、指定避難所等の選定にあたっての留意点

指定避難所等の選定等に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 指定避難所等は、町並に近く、集団的に収容できる公園、緑地及びグラウンド等に行うこと。
- (2) 指定避難所等は、周辺の建築、工作物に倒壊の危険がなく、また、付近に多量の危険物等が集積されていないこと。
- (3) 要避難人口は、夜間人口を考慮したものであること。

- (4) 避難距離は、原則として2km以内であること。
- (5) 指定避難所等は、建築後著しく年数を経過した建物等、被災のおそれの高い建物を除くほか、耐震度調査を行うなどして安全性を確認して指定する。また、施設の鍵は施設周辺に居住する複数の者に保管させ、関係者に周知徹底を図る。
- (6) 宿泊を要する避難所の収容人員の算出は、1人当たり2㎡を原則とすること。
- (7) 指定避難所等に収容しきれない場合に備え、テント及び簡易住宅等の活用を考慮していくこと。
- (8) 指定避難所等が被災し、あるいはその他の理由により使用することが不適當となった場合に備え、あらかじめ隣接市町村の協力を得るなどして、移転先・移転方法等の計画を定めておく。

5 避難路等の整備

迅速、かつ、安全な避難を確保するため、町は必要に応じ避難路を指定するものとする。また、避難路の安全性を確保するため、落下物、障害物対策の充実を図るとともに、避難誘導標識等の整備に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

6 防災上特に必要とする施設の避難計画

学校、保育所、診療所、社会福祉施設、旅館、民宿その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、居住者、利用者等を安全に避難させるため防災責任者を定めておくとともに、避難計画を策定しておくものとする。

第13節 避難誘導計画

1 避難誘導計画の作成

- (1) 町は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 町は、災害の想定等により、必要に応じて近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
- (3) 町は、消防機関、管轄警察署等と協議して避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

(4) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(5) (3) の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。

ア 避難勧告等の発令を行う基準

イ 避難勧告等の伝達方法

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

エ 避難経路及び誘導方法

(6) 町は、避難勧告等について、県、河川管理者、水防管理者、前橋地方気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

(7) 町は、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

(8) 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により町民や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって町民等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国（国土交通省、前橋地方気象台）及び県（危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所）は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に、必要な助言等を行うものとする。

(9) 町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等が発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高ま

っている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

- (10) 町は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。
- (11) 町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする

2 避難場所及び指定避難所等の周知

町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知するものとする。

- (1) 避難勧告等の発令を行う基準
- (2) 避難勧告等の伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の心得

3 案内標識の設置

- (1) 町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努めるものとする。
- (2) 町は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。
- (3) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。
- (4) 町及び県は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

4 要配慮者への配慮等

- (1) 町は、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。以下同じ）を速やかに避難誘導するため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- (2) 町及び県（観光魅力創出課）は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (3) 町及び県（私学・子育て支援課・教育委員会）は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

第14節 防災訓練計画

神流町地域防災計画に定める災害応急対策を完全実施するための防災に関する訓練は、次に定めるところによるものとする。

1 総合防災訓練

町は、県及び防災関係機関と合同し、自主防災組織・町民等の参加を得て各種応急対策を総合して概ね次の訓練を実施するものとする。また、相互応援協定締結機関に対する応援要請が迅速に行われるよう合同訓練を実施する。

- (1) 非常招集訓練
- (2) 消防訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 避難救出訓練
- (5) 医療訓練
- (6) 炊き出し救助訓練

2 災害通信訓練

町は、水防訓練、消防訓練の際、併せて行うものとし、非常無線通信訓練については、県及び近隣市町村の各無線局が参加し、概ね次の内容について行う。

- (1) 感度交換によるもの
- (2) 模擬通報によるもの

3 非常招集訓練

町は、災害発生時において職員が迅速に登庁できるようにするため、非常招集訓練を実施するものとする。

4 消防訓練

町は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消火・救出活動及び避難誘導等の消防訓練を実施するものとする。

5 図上訓練

町及び関係機関は、関係職員の状況判断能力等の災害対応能力の向上を図るため図上訓練の実施に努める。

6 その他の訓練

町は、応急対策を実施するため、概ね次の事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又は単独で、必要に応じ年1回以上適当な時期に実施する。

- (1) 気象注意報・警報等の伝達
- (2) 災害応急対策従事者の動員
- (3) 災害情報等の通信連絡

7 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町、県、その他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 町、県その他防災関係機関は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第15節 防災知識普及計画

町の防災関係職員及び町民に対する災害予防及び災害応急対策等に関する防災知識の普及は、本計画に定めるところにより、災害多発期前、その他必要に応じ効果的に実施するものとする。

1 広報の担当者

防災知識の普及事務を担当するそれぞれの機関において、適宜の方法により行う。

2 普及の方法

防災知識の普及は、概ね次により行う。

- (1) 防災週間等に合わせた防災訓練
- (2) 消防団による巡回指導
- (3) 自主防災組織結成促進等地域的取組
- (4) 防災関係職員に対する防災教育の実施

(5) 町ホームページ、町広報誌、CATVによる普及

3 広報の内容

防災知識の普及は、特に防災関係職員及び町民に対して、重点的に行うものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

(1) 神流町地域防災計画の概要

神流町地域防災計画の要旨の公表は、神流町防災会議が神流町地域防災計画を作成し、また、修正したときは、その概要を周知する。

(2) 災害予防の概要

各世帯における防災知識の普及と予想される防止事項について、関係機関及び各世帯まで徹底するよう努める。

(3) 災害時の心得

災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、各世帯で特に承知し又は準備しておく次の事項について、徹底するよう努める。

ア 気象注意報・警報等の種別とその対策

イ 避難する場合の携行品

ウ 避難予定場所と経路等

エ 災害時に家庭で準備すべきもの

オ 被災世帯の心得ておくべき事項

カ 傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

キ 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(4) 町民に対する防災知識の普及

災害から町民の生命、身体及び財産を保護することは、町に課せられた重要な使命であるが、災害対策の万全を期するために、町民一人ひとりが正しい防災知識を持ち、「自らの安全は自らの手で守る」という防災意識の高揚を図ることが重要である。

このような認識の下、次の事項を重点に置き、町民に対する防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

ア 避難所の確認

イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水等を家庭内で備蓄

ウ 家庭内の非常持出し物資の点検

エ 家庭内での非常時の対応の話し合い

オ 家具等の固定

カ 医薬品の管理と把握

キ 自動車へのこまめな満タン給油

4 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害警戒区域をその区域に含む町の長は、地域防災計画において定められた土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布するものとする。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。

なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、災害発生時に的確な行動が取れるよう十分に説明するものとする。

5 学校教育による防災知識の普及

町及び県は、学校教育を通じて地震に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材（副読本）の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

6 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

(1) 町及び県は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災マップ、地震時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

(2) ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

7 要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

8 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

9 被災地支援に関する知識の普及

町及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になるこ

となど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第16節 町民、事業所等による防災活動推進計画

災害時においては、町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて町民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識、技能を身につけ、これを家庭、地域、職域等で実践するものとする。

更に町民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

1 町民の果たすべき役割

町民は、自らの安全は自らの手で守る意識を持ち、平常時から災害発生時にいたるまで、可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

(1) 平常時から実施する事項

- ア 防災に関する知識の吸収
- イ 家庭における防災の話合い
- ウ 災害時の避難所、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認
- エ 家具の補強等
- オ 家具その他落下倒壊危険物の対策
- カ 飲料水、食料、日用品、衣料品等生活必需品の備蓄（3日分備蓄の励行）
- キ 非常持出し物資の準備及び点検

(2) 災害発生時に実施する事項

平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心に概ね次の事項が実施できるようにする。

- ア 正確な情報把握
- イ 火災予防措置
- ウ 適切な避難
- エ 自動車運転の自粛

(3) 災害発生後に実施が必要となる事項

- ア 出火防止及び初期消火
- イ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- ウ 秩序ある避難生活
- エ 自力による生活手段の確保

2 自主防災組織の活動

地域における防災対策は、各耕地又は班あるいは地区単位に、「自分たちの町は、自分たちで守ろう」との町民の連帯意識に基づき結成された自主防災組織により共同して実施することが効果的である。

このため自主防災組織は、地域の防災は自分たちの手で担う意識を持って次の事項を中心に活動の充実強化を図る。

(1) 平常時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 火気使用設備器具等の点検
- ウ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄
- エ 防災訓練の実施

(2) 災害時の応急活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 避難行動要支援者をはじめとする町民の避難誘導
- エ 被災者の救護、救出、その他の救助
- オ 給食及び給水
- カ 衛生

3 消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

(1) 水防団、水防協力団体の育成強化

町及び県(河川課)は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

(2) 自主防犯組織の育成強化

町及び県(消費生活課)は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

4 町の役割

(1) 町は、当該区域内の自主防災組織の組織化率向上を目指し育成、指導に努めるとともに、防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成に努めるとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(2) 青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進

に努める。

5 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町及び県は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。

(1) 災害時におけるボランティア活動の啓発

町及び県は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努める。

(2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり

町及び県は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

(3) 各領域における専門ボランティアとの連携

町及び県の関係各課は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

(4) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携

町及び県は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(5) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

町及び県は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

6 自衛防災組織の活動

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事

業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、町が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、事業所等の防火管理者は、従業員、利用者の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行うものとし、このため自主的な防衛防災組織を作り、次の自主防災活動を、それぞれの事業所等の実情に応じて行う。

- (1) 従業員等の防災教育
- (2) 情報の収集、伝達体制の確立
- (3) 災害、その他災害予防対策
- (4) 避難体制の確立
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 応急救護体制
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- (8) 事業所の防災力向上の促進

町、県及び各業界の民間団体は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。また、町及び県は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

- (9) 企業に対する防災訓練等への積極的参加の呼びかけ

町及び県は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

- (10) 不要不急の外出を控えさせるための措置

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努めるものとする。

7 動物逸走に対する管理者の措置

動物の管理者は、災害発生時に動物の逸走防止に努めるとともに、町民、関係機関に

対する通報、連絡体制及び緊急措置など、逸走した際に取りべき措置をあらかじめ確立しておく。

8 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定

浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、神流町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行うものとする。

- (1) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- (2) 町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
- (3) 該当する要配慮者利用施設は、資料編「資料10 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設」による。

9 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として神流町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 町は、神流町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、神流町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第17節 資機材等の点検整備計画

災害予防責任者は、地域の地理的条件や過去の災害等をふまえ、保有する災害応急対策に必要な資機材並びに施設を、災害時にその機能を有効に使用できるよう、次により常時点検整備を行うものとする。

1 点検整備を要する資機材

- (1) 水防用備蓄資機材
- (2) 衣料生活必需品
- (3) 救助用資機材及び医療品等
- (4) 避難設備

- (5) 防疫用資機材
- (6) 給水用資機材
- (7) 消防用資機材
- (8) 備蓄食料
- (9) 災害警備実施活動用資機材
- (10) その他電気、ガス、水道、通信、気象観測、交通施設復旧に必要な資機材

2 実施機関

資機材等を保有する各機関とする。

3 点検実施期日

各機関は、毎年の年度当初に実施し、点検整備を完了するものとする。ただし、災害発生のおそれのある場合は、状況に応じ随時実施する。各機関の点検責任者は、それぞれ点検計画を作成し実施する。

4 実施内容

点検整備は、次の事項に留意し実施する。

(1) 資機材等

- ア 規格ごとの数量の確認
- イ 不良品の取替え
- ウ 薬剤等の効果測定
- エ その他の必要な事項

(2) 機械類

- ア 不良箇所の有無及び故障の整備
- イ 不良部品の取替え
- ウ 機能試験の実施
- エ その他の必要な事項

5 物資・資機材の調達体制の整備

- (1) ブルーシート、土のう袋及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める
- (2) 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう務める。

第18節 通信手段確保計画

災害時の情報収集・応急対策活動の実施には、通信の確保が不可欠である。町及び防災関係機関は、災害時の通信確保のため、通信施設の整備拡充及び防災構造化を図るとともに、通信施設及び通信手段の複数化、通信機器の備蓄、運用等について定めておくものとする。

1 通信施設の整備及び管理、保全の徹底

町及び防災関係機関は、災害時における通信手段確保のため通信施設の整備拡充及び防災構造化に努めるとともに、予備電源の確保、点検・整備の実施等、施設の管理保全の徹底を図る。

また、通信施設が被災した場合に、迅速な復旧を図る体制を強化し、通信の確保を図る。

2 通信施設の複数化

町及び防災関係機関は、激甚災害等による施設被災を考慮し、代替通信施設の整備を図る。

3 パソコンネットワークシステムの構築・活用

被害情報の収集にあたっては、町及び防災関係機関を結ぶパソコンネットワークシステムの構築に努め、また県が設置するパソコンネットワークシステムへの参画を図り、情報管理の一元化に努める。

4 代替通信手段の確保・活用

災害により、有線電話の途絶や輻輳等により通信困難な場合に備え、次の代替通信手段の確保・活用を図る。

(1) 個別受信機

消防団各分団及び孤立化するおそれのある集落に無線機及び衛星電話を配備し、呼び出し及び情報伝達手段として活用する。

(2) 非常通信

非常の際に無線局を持った者が自ら行うほか、防災関係機関の依頼により行う。この場合、あらかじめ県及び近隣市町村に対し、非常の際の連絡について依頼しておく。

(3) アマチュア無線

アマチュア無線クラブ等に対し、あらかじめ災害時におけるアマチュア無線の活用について理解と協力を求め、協力体制を確立し、災害発生時には緊密な連携のもとにその活用を図るとともに、可能な支援を行うよう努める。

5 通信機器調達体制の整備

町及び防災関係機関は、大規模な災害が発生した場合に必要とされる通信機器の整備又は調達に関する体制の整備を図る。

第19節 要配慮者対策

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人等のいわゆる避難行動要支援者は、災害時には災害の犠牲になる率が高いと考えられることから、町及び各区長、消防団、自主防災組織、民生児童委員等は相互に連携強化を図り、その実態を把握するとともに、避難行動要支援者名簿を作成して災害時の避難誘導、救助活動等に活用し、避難行動要支援者の安全確保に万全を期する。

なお、作成した名簿等を避難誘導、救助活動等に利用する場合には、プライバシー等に十分留意するものとする。

1 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

- (1) 町は、内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、町の地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
- (2) 町は、町の地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

2 避難行動要支援者名簿の提供及び緊急連絡体制の整備

- (1) 町は、避難支援等に携わる関係者として町の地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (2) 町は、避難行動要支援者が災害発生のおそれがある時や災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、家族や地域の協力のもとに避難行動要支援者ごとに担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確

立を図る。

また、町及び県、福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進に努める。

3 地域における安全確保

(1) 避難行動要支援者の居住状況の把握及び巡回指導

町及び消防機関は、町内の独居老人、障害者等避難行動要支援者の居住状況を把握するとともに、避難所、避難方法等について巡回指導を行うことにより、避難行動要支援者の安全の確保に努める。

(2) ボランティア対策班の設置

町は、ボランティアが行う避難行動要支援者の保護活動を支援するため、地域防災計画で定める災害対策本部に保健福祉班を中心にボランティア対策班を設置する。

4 避難体制の強化

町は、避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意して内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、「避難支援プラン」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者等の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難勧告等の伝達体制の整備

町長が発令する避難勧告等が避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 避難誘導體制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては、介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

(3) 緊急避難場所から指定避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(5) 福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するよう努める。

福祉避難所の指定にあたっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備にあたって

は、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

(6) 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

5 環境整備

町及び県は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及び外国語を附記した指定避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

6 人材の確保

町及び県は、要配慮者の支援にあたり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からホームヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

7 要配慮者利用施設管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

ここにおいて、要配慮者利用施設とは、次表に掲げる施設をいう。

施 設 の 種 類
ア 児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
イ 介護保険等施設 【老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)及び介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく施設】 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、通所リハビリ施設
ウ 障害福祉サービス事業所

<p>【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第1項に基づく事業所(附則第20条第1項に基づく旧法指定施設を含む)】</p> <p>療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助</p>
<p>エ 障害者支援施設</p> <p>【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第12項に基づく施設】</p> <p>施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設</p>
<p>オ 障害者関係施設</p> <p>【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第21項、第22項に基づく施設】</p> <p>地域活動支援センター、福祉ホーム</p>
<p>カ 身体障害者社会参加支援施設</p> <p>【身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第5条第1号に基づく施設】</p> <p>身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設</p>
<p>キ 医療提供施設医務課</p> <p>【医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の2第2号に基づく施設】</p> <p>病院、診療所</p>
<p>ク 幼稚園学事法制課</p> <p>【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】</p>
<p>ケ その他</p> <p>(ア)【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4号に基づく施設】</p> <p>救護施設、更生施設、医療保護施設</p> <p>(イ)【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】学事法制課</p> <p>特別支援学校特別支援教育課</p> <p>健康体育課</p> <p>風水害・雪害対策編第1部災害予防第4章要配慮者対策</p>
<p>(ウ)【その他実質的に要配慮者が利用する施設】</p>

(2) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、風水害及び雪害に対する安全性を確保するものとする。

(3) 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。

ア 自施設の立地環境による災害危険性(洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり、雪崩等)の把握及び職員への周知

イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備

- ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- エ 施設周辺状況の確認（情報の収集）
- オ 避難場所、指定避難所及び避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- キ 市町村、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実
- コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- サ 燃料の調達体制の確保
- シ 出火防止

（４）町の支援

- ア 町は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性（洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり、雪崩等）を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供するものとする。
- イ 町は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。
- ウ 町は、要配慮者利用施設に避難勧告等の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。
- エ 町は、要配慮者利用施設に防災気象情報の提供を行う。

8 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するものとする。

9 防災教育及び啓発

町及び県は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット（外国語を附記した）等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、町及び防災関係機関は、町内における外国人の居住状況、使用されている外国語の種類等を考慮のうえ、次の事項について在住外国人に対する広報、指導等を行う

- （１）防災知識の普及
- （２）防災訓練への参加
- （３）出火防止、初期消火の方法
- （４）避難所の周知
- （５）その他防災に必要な事項

10 防災と福祉の連携

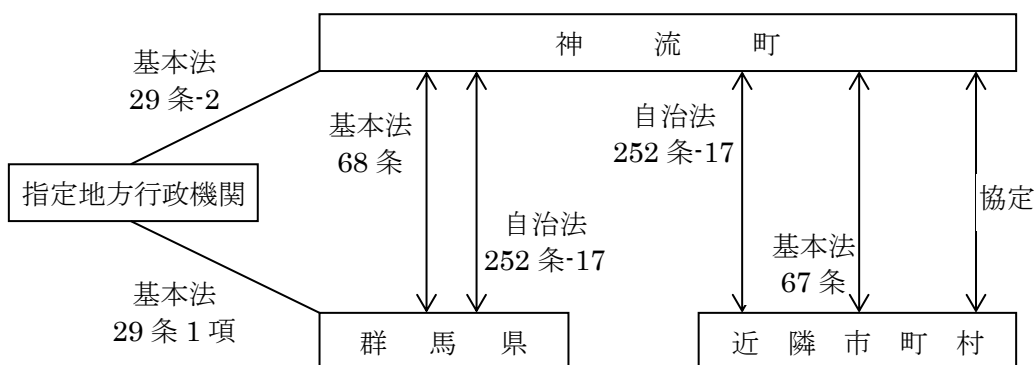
町及び県は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

第20節 相互応援協力計画

この計画は、災害時において町が他の地方公共団体等と緊密な連絡をとり、職員の派遣要請、救援物資等の相互融通、応援等に協力して、災害応急対策の迅速、かつ、円滑化を図るための計画である。

1 相互応援協力

法律、協定等に基づく応援協力の要請系統図は次のとおりである。



2 災害応援協定の締結

- (1) 基本法第67条に定める災害応急措置に関する応援・協力について、藤岡市、高崎市（新町・吉井町）、上野村、埼玉県秩父市吉田及び東京都豊島区と協定を締結するものとする。
- (2) 町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の市町村からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮することとする。また、雪害の少ない市町村にあっては、雪害対応に係る経験が豊富な市町村等との協定締結についても考慮することとする。

また、町は、県への応援要請が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を受援計画等に定めておくなどの必要な準備を行うものとする。

3 協定書、協定内容

(1) 相互応援の範囲

ア 応援の要請

町に災害が発生し、応援を求めようとする場合は、法令又は協定等に別段の定めがある場合を除き、総務課を通じて応援を要請する。

イ 応援協力の内容

(ア) 被害者の食糧その他生活必需品の提供

(イ) 診療、検病、感染症患者の収容、その他治療、防疫作業のための職員派遣、所要の施設利用、医療品の提供

(ウ) 復旧のための土木及び建築技術職員の派遣及び資材の提供

(エ) 清掃、し尿処理作業のための職員派遣及び所要の器具、車両の提供

(オ) 上下水道、給水作業のための職員派遣及び所要の器具、車両の提供

(カ) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための、職員派遣及び所要の器具、車両の提供

(キ) 消防及び水防作業隊の派遣及び資材の提供

(ク) 被害者の救助に係る所要の施設の利用及び職員の派遣

4 受援・応援体制の整備

(1) 町は、避難勧告等を発令する際に、また、土砂災害については、それらの解除を行う際にも、災害対策基本法第61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関（前橋地方气象台、河川管理者等）又は県（河川課、砂防課、各土木事務所等）に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(2) 町は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。

(3) 町は、国や県、他の市町村等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

(4) 町は、県と協力し、被災市区町村応援職員確保システムに基づく被災市区町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。

(5) 町は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

5 救援活動拠点の整備

町及び県は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

6 円滑な救助の実施体制の構築

町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第21節 孤立化集落対策

大規模な土砂災害等による道路や通信の途絶により孤立化するおそれのある集落については、事前に集落の状況を把握し、通信連絡手段の確保や道路危険箇所の補強等の防止策を検討しておく必要がある。

1 孤立化のおそれのある集落の把握

町は、道路の状況や通信手段の状況から孤立化が予測される集落について、事前に把握するとともに、県、消防、警察等関係機関との当該情報の共有化が常に図られるよう努めるものとする。

なお、孤立化のおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

ア 集落につながる道路等において迂回路がない。

イ 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。

ウ 集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化がなられておらず、交通途絶の可能性が高い。

エ 地すべり等土砂災害危険箇所及び雪崩危険箇所並びに山地災害危険地区が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。

オ 架空線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。

カ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然防止対策

(1) 町

ア 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（行政区長、消防団員等）を災害時の連絡担当者として予め決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整

備する。また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。

イ 集落内に学校や駐在所等の公共機関及び通信会社や電力会社等の防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。

ウ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携に努める。

エ 停電時でも、防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。

オ 孤立化のおそれのある集落においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星携帯電話を配置する。

カ 孤立化のおそれのある集落においては、救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。

キ 孤立化の可能性に応じて、水、食料等の生活物質、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も積極的に行う。また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充を進める。

(2) 道路管理者（町、県）

孤立化するおそれのある集落に通じる道路の災害危険箇所の防災工事に計画的に取り組む。

第 22 節 災害廃棄物対策

1 災害廃棄物の発生への対応

(1) 町及び県（廃棄物・リサイクル課）は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。

(2) 町及び県（廃棄物・リサイクル課）は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

(3) 県（廃棄物・リサイクル課）は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(4) 町及び県（廃棄物・リサイクル課）は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

(5) 町及び県（廃棄物・リサイクル課）は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理

支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第 23 節 罹災証明書の発行体制の整備

1 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 県（危機管理課）は、町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会の開催や応援職員の派遣体制の整備等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

第 24 節 複合災害対策

1 複合災害への備え

町は、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

3 複合災害を想定した訓練の実施

町は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第3章 地震災害応急対策計画

第3章 地震災害応急対策計画

第1節	組織計画	1
第2節	地震情報通報伝達計画	9
第3節	災害情報収集及び被害報告取扱計画	12
第4節	災害広報計画	17
第5節	通信計画	19
第6節	消防活動計画	22
第7節	災害警備計画	27
第8節	輸送計画	29
第9節	防災ヘリコプター活用計画	30
第10節	避難・救出計画	32
第11節	避難行動要支援者入（通）所施設応急対策計画	37
第12節	食料供給計画	38
第13節	給水計画	40
第14節	生活必需品等物資給与計画	42
第15節	医療・助産計画	43
第16節	防疫計画	45
第17節	清掃計画	46
第18節	行方不明者の捜索、遺体の収容・埋火葬計画	47
第19節	文教厚生対策計画	49
第20節	公共土木施設応急対策計画	51
第21節	障害物の除去計画	51
第22節	労働力供給計画	53
第23節	交通応急対策計画	54
第24節	電力施設応急対策計画	55
第25節	プロパンガス応急対策計画	55
第26節	電信電話施設応急対策計画	55
第27節	危険物施設応急対策計画	55
第28節	二次災害の防止活動	57
第29節	災害救助法適用計画	57
第30節	応急住宅対策計画	60
第31節	自衛隊の派遣要請等の計画	63
第32節	相互応援協力対策	68
第33節	公共的団体等の活用計画	71
第34節	ボランティア活動支援・推進計画	71
付節	災害シナリオ	75

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 組織計画

町は、地震発生時における円滑な初動体制の確立を図り、災害応急対策を迅速、かつ、強力に推進するため、災害対策本部等の組織及び職員の動員並びに防災関係機関の応援等について定める。

神流町防災関係機関においてもそれぞれの組織に応じた体制を確立しておくものとする。

1 神流町災害対策本部

(1) 地震発生初期の対策

総務課長は、町の地域で震度4以上の地震が発生した場合には、直ちに被害状況の把握並びに地震に関する情報の収集を行う。

(2) 災害対策本部の設置基準

ア 震度6弱以上の地震が発生したとき。

イ 震度にかかわらず、神流町の区域内に地震による大規模な被害が発生したとき又は被害が発生するおそれがあるとき。

(3) 災害対策本部設置場所

災害対策本部は、神流町役場又は中里合同庁舎内に設置し、役場正面玄関に「神流町災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

なお、激甚災害等により、役場庁舎内に災害対策本部を設置できない場合は、代替施設として、神流町立万場小学校、神流町立中里中学校の順序で災害対策本部を設置することとする。

(4) 災害対策本部廃止基準

災害の危険がなくなったとき若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

(5) 災害対策本部体制が確立するまでの応急措置

激甚災害等により、多数の職員が登庁できず、あるいは登庁が遅れ、本来の災害対策本部体制が確立できない場合には、緊急登庁員をはじめとする登庁した全職員が、災害対策本部の事務分掌にこだわることなく、災害対策本部長（災害対策本部長が登庁していない場合には、副本部長又は先着上級職員）の指揮により、次の優先順位により応急初動措置を行う。

ア 登庁職員の把握と任務付与

イ 通信、報告・連絡手段の確保及び連絡員（伝令）の指名

ウ 被害実態の把握（情報収集）

（ア）警察本部、警察署からの収集

（イ）消防本部、消防署からの収集

(ウ) 報道関係機関等からの収集

(エ) 他市町村、県出先機関からの収集

(オ) 消防防災関係団体からの収集

(カ) 職員の実査による収集

エ 被害状況等の報告・連絡、応援要請

(ア) 国及び防災関係機関等への報告・連絡

(イ) 自衛隊、相互応援協定締結市町村等に対する応援要請

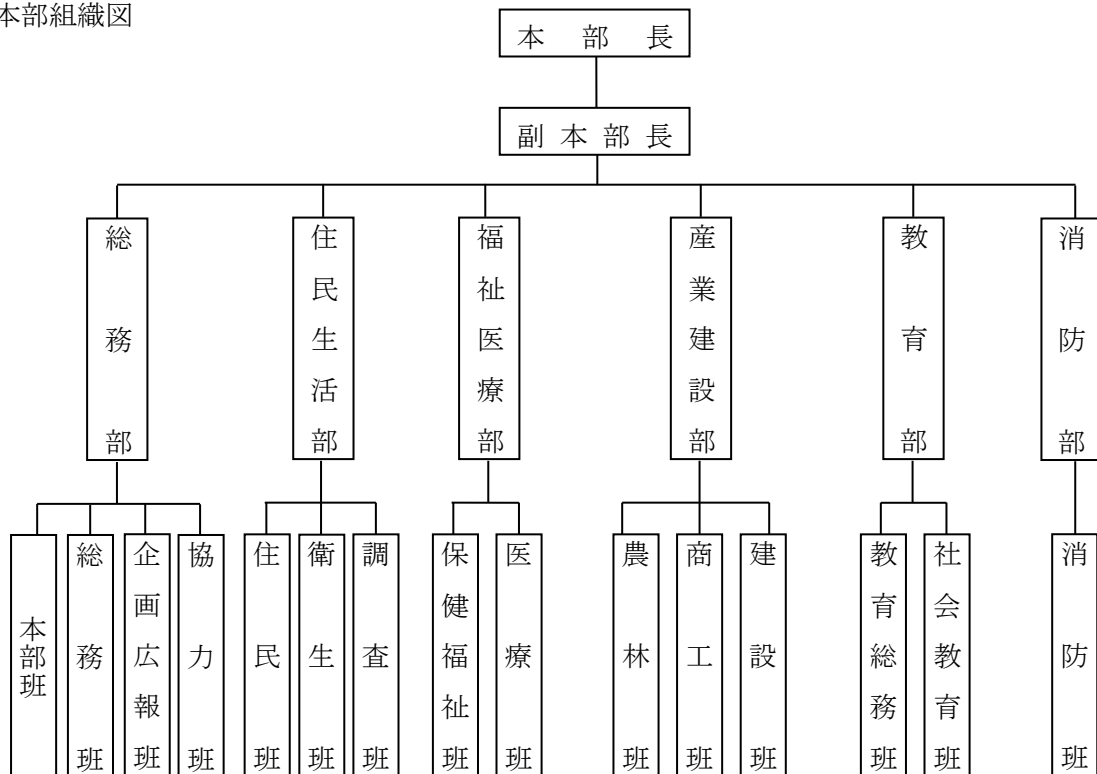
(6) 現地対策本部との連携強化

災害対策本部及び、国・県が現地対策本部を設置した場合には、相互の連携を強化し迅速、かつ、的確な応急対策を実施する。

(7) 災害対策本部の組織及び事務分掌

本部の組織及び事務分掌は、次頁のとおりとする。ただし、本部員が欠けたときは本部長の任命により班長が代理し、班長が欠けたときは部長の任命により班員が代理するものとする。

本部組織図



本 部 長	町 長
副 本 部 長	副町長、教育長
本 部 員	総務課長、住民生活課長、保健福祉課長、産業建設課長、 教育委員会事務局長、議会事務局長、総務課長補佐相当職、 生活課長補佐相当職、保健福祉課長補佐相当職、産業建設課長補佐相当職、 会計課長補佐相当職、教育委員会事務局長補佐相当職、消防団長

本部事務分掌

本 部 長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策活動に係る重要事項の決定。 ・本部事務の統轄及び本部員の指揮監督。
副 本 部 長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の補佐。 ・本部長不在時における職務の代理。

部	部長	班	班長	事 務 分 掌
総務部	総務課長	本部班	総務課長補佐相当職	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 ・本部会議に関すること。 ・配備体制、その他本部命令の下达に関すること。 ・町有自動車の配車に関すること。 ・各部各班との連絡調整に関すること。 ・避難勧告、避難指示等の発令に関すること。 ・自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・国、県及び他の地方公共団体への応援要請に関すること。 ・防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・消防団員出動要請、活動への指導等に関すること。 ・各班への増員派遣に関すること。 ・罹災証明書の発行に関すること。
		総務班		<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所等の設置及び運営に関すること。 ・福祉避難所の開設に関すること（保健福祉班と連携）。 ・災害応急措置関係予算に関すること。 ・町民の救助、救出等に関すること。 ・水害、火災又は地震等の災害を防除及びこれらの災害による被害を軽減すること。 ・応急食料等の調達配給に関すること。 ・燃料の調達に関すること。 ・公共交通機関及び交通安全確保に関すること。 ・ボランティアセンターの開設及び活動計画に関すること。

部	部長	班	班長	事務分掌
				<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受入支援、調整及び派遣に関すること。 ・各部各班への協力に関すること。 ・町議会議員との連絡調整に関すること。
		企画広報班		<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の受信及び応急対策の指示及び広報に関すること。 ・各部から報告された被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 ・報道機関等への発表に関すること。 ・気象情報及び地震情報の収集、伝達に関すること。 ・災害救助の総合調整に関すること。
		協力班	議会議務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの開設及び活動計画に関すること。 ・ボランティアの受入支援、調整及び派遣に関すること。 ・各部各班への協力に関すること。 ・町議会議員との連絡調整に関すること。
住民生活部	住民生活課長	住民班		<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品の調達及び供給等に関すること。 ・その他部内各班に属さない事項に関すること。
		衛生班	住民生活課長補佐相当職	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃施設の被害情報収集及び応急措置に関すること。 ・応急的清掃に関すること。 ・し尿処理に関すること。 ・ねずみ族、昆虫駆除に関すること。 ・防疫薬品及び資材調達供給確保に関すること。 ・遺体の収容、身元確認及び埋火葬に関すること。 ・倒壊家屋の調査に関すること。 ・流失地の調査に関すること。
		調査班	会計室長	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊家屋の調査に関すること。 ・流失地の調査に関すること。

部	部長	班	班長	事務分掌
福祉医療部	保健福祉課長	保健福祉班	保健福祉課長補佐相当職	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の安否確認に関する事。 ・避難行動要支援者の避難誘導に関する事。 ・医療施設の被害情報収集及び応急措置に関する事。 ・社会福祉施設の被害情報収集及び応急措置に関する事。 ・救護所の設置、運営及び管理に関する事。 ・救急薬品等の供給確保に関する事。 ・伝染病の防疫又は患者の早期発見収容に関する事。 ・助産及び母子の衛生保護その他の防疫業務に関する事。 ・救助物資の保管及び受払に関する事。 ・救助物資の配分計画及び供与に関する事。 ・その他部内各班に属さない事項に関する事。 ・社会福祉協議会に関する事。
		医療班		<ul style="list-style-type: none"> ・救護班の編成に関する事。 ・医療関係者の動員及び配置に関する事。 ・救急医療機関等との連絡調整に関する事。
産業建設部	産業建設課長	農林班	産業建設課長補佐相当職	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、農林業施設の被害情報収集及び応急措置に関する事。 ・農林業関係の被害調査及び被害農作物の応急措置、被害農作物用肥料農薬の供給に関する事。 ・被災農家に対する金融措置に関する事。 ・家畜の防疫診断、家畜施設対策、飼料の受給に関する事。 ・災害用農作物の予備貯蔵管理に関する事。
		商工班		<ul style="list-style-type: none"> ・商工関係の被害調査及び報告に関する事。 ・観光関係施設の被害情報収集及び応急措置に関する事。 ・その他部内各班に属さない事項に関する事。

部	部長	班	班長	事務分掌
		建設班		<ul style="list-style-type: none"> ・土木関係災害情報の収集、関係機関との連絡に関すること。 ・道路、橋梁の応急措置、被害道路、橋梁等の調査、応急修理に関すること。 ・山崩れ、治山施設、治水施設等の措置及び指導に関すること。 ・被害河川の情報収集、調査、応急措置、その他水害予防、砂防応急措置等に関すること。 ・被害建築物の調査、応急措置及び指導、建設業者等の連絡に関すること。 ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること。 ・応急仮設住宅の建設、管理に関すること。 ・水道施設被害情報収集及び応急措置に関すること。 ・給水、水質検査に関すること。 ・その他部内各班に属さない事項に関すること。
教育部	教育委員会事務局長	教育総務班	教育委員会事務局長補佐相当職	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の避難誘導及び避難状況調査に関すること。 ・学校その他教育施設の被害情報収集及び応急措置に関すること ・教育関係の被害調査、関係機関との連絡に関すること。 ・災害時における児童生徒の応急教育に関すること。 ・その他部内各班に属さない事項に関すること。 ・保育所児童の避難誘導及び避難状況調査に関すること。 ・保育所施設の被害情報収集及び応急措置に関すること。
		社会教育班		<ul style="list-style-type: none"> ・社会体育施設の被害情報収集及び応急措置に関すること。 ・文化財の保護及び応急対策に関すること。 ・社会体育施設、学校体育施設の解放、調整に関すること。 ・各種スポーツ団体への協力要請に関すること。

2 職員動員体制

(1) 動員基準

災害が発生し又は発生するおそれがある場合の動員体制は、次のとおりとする。

区 分	動 員 内 容	配 備 体 制
初 期 動 員	警報、地震情報等が発令又は伝達され、災害が発生するおそれが認められるときなど、警戒態勢をとる必要がある場合。	情報収集等が円滑に行い得る必要最小限度の体制とする。
第 1 号 動 員	災害が発生し又は発生するおそれが認められ、初期動員では対応できない場合。	災害対策本部を設置し、小規模災害における応急対策活動が実施できる体制とする。
第 2 号 動 員	相当規模の被害が発生し又は発生するおそれが認められ、第 1 号動員では対応できない場合。	災害対策本部を設置し、中規模災害における応急対策活動が実施できる体制とする。
第 3 号 動 員	大規模の災害が発生し又は発生するおそれが認められ、第 2 号動員では対応できない場合。	災害対策本部を設置し、大規模災害における応急対策活動が実施できる体制とする。

(2) 本部要員の動員

本部設置における要員の動員は、原則として次のとおりとする。

予 備 動 員	総務課長、総務課長補佐、防災担当
初 期 動 員	予備動員の他、課（局）長、課（局）長補佐相当職
第 1 号 動 員	初期動員の他、水道担当、土木担当、林道担当、福祉担当、広報情報担当、総務課員
第 2 号 動 員	第 1 号配備の他、係長、主査、消防団長、消防団副団長
第 3 号 動 員	全職員

※消防団招集があった場合、消防団に所属し、部長以上の職についている職員については原則として消防団活動を優先する。

(3) 緊急登庁員の指定

激甚災害等により、職員が車両等による登庁が不能あるいは著しく困難な場合に備え、徒歩 30 分以内（住居地と勤務場所の距離が概ね 2km 以内）で登庁できる職員の中から、勤務場所に関わることなく緊急登庁員に指定する。

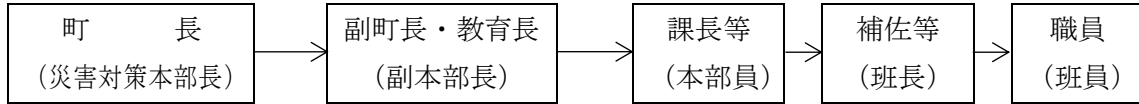
緊急登庁員に指定された登庁員が災害発生により登庁した場合には、災害対策本部（本部が設置されていない場合には総務課）に出頭し、災害対策本部長（本部長が登庁していない場合には、副本部長又は先着上級職員）の指揮を受け、所属する部署の

業務に関係なく応急初動措置を行う。

(4) 職員の動員

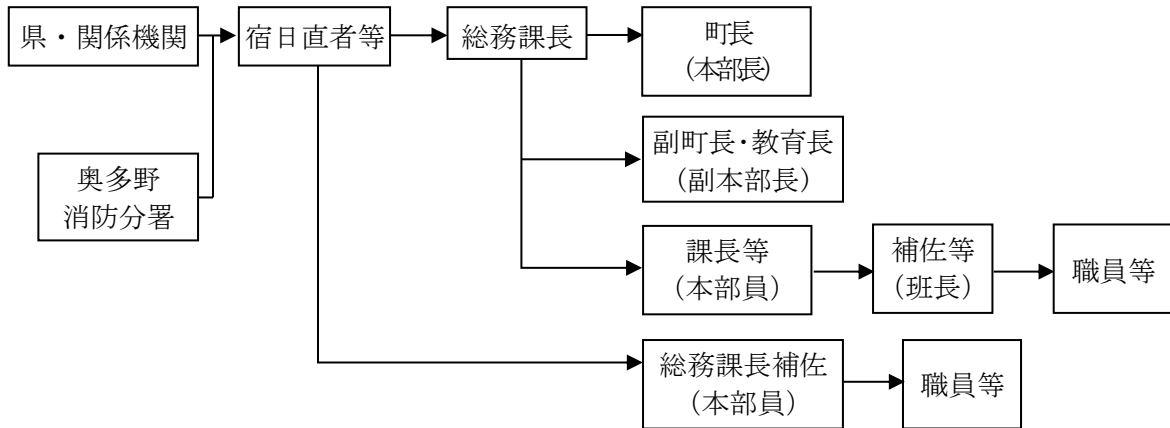
ア 勤務時間中における動員

本部の配備については、本部長の命令に基づき次の手順で伝達する。



イ 勤務時間外における動員

休日、夜間等勤務時間外においては、次の順序で宿日直者等が電話及び一斉通報メールにより速やかに伝達し、本部長は要員の確保に努める。



なお、いずれの伝達も受けられない場合、次の基準により自主登庁する。

- (ア) 震度 4、5 弱 初期動員 (10%) 該当職員が登庁
- (イ) 震度 5 強 第 1 号動員 (25%) 該当職員が登庁
- (ウ) 震度 6 弱以上 第 3 号動員 (全職員) 該当職員が登庁

(5) 動員連絡責任者

本部要員の動員にあたっての連絡責任者は、次のとおりとする。

部名	責任者職名		夜間及び休日の連絡方法
	正	副	
総務部	総務課長	総務課長補佐	宿日直者等から伝達した一斉通報メールで確認できない場合に電話等により連絡する。
住民生活部	住民生活課長	住民生活課長補佐	
福祉医療部	保健福祉課長	保健福祉課長補佐	
産業建設部	産業建設課長	産業建設課長補佐	
教育部	教育委員会事務局長	教委事務局長補佐	

(6) 登庁場所

動員の伝達を受け、あるいは自主登庁する職員は、自己の勤務する神流町役場又は支所に登庁する。

(7) 登庁の方法

登庁にあたっては、震災の状況・道路状況等を的確に判断し、通常の勤務手段のほか、徒歩、あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮すること。

(8) 登庁時の留意事項

登庁にあたっては、事故防止に十分留意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部・総務班に報告すること。

(9) 登庁の免除等

ア 震災により本人又は家族が中傷以上のけがを負い、あるいは住居等が損壊するなど自らが被災した場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁の免除を受けることができる。

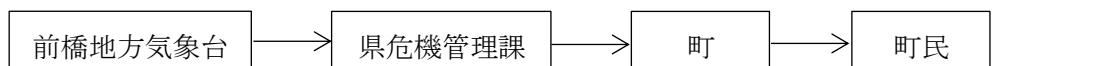
イ 神流町役場又は、支所に登庁できない場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁可能となるまでの間、地域の自主防災活動に従事する。

第2節 地震情報通報伝達計画

町は、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の町民等の適切な判断と行動を助け、町民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、町民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備するものとする。

1 地震情報の通報伝達系統

(1) 前橋地方気象台等からの伝達系統



震度階級と参考事項

気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて計測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が計測された場合、その周辺で実際どのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による計測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物・構造物の状態や地震動の性質によって被

害が異なる場合があります。この表ではある震度が計測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合があります。

- (3) 地震動は地盤や地形に大きく左右されます。震度は、震度計が置かれている地点での計測値ですが、同じ市町村であっても場合によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で計測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られた場合、建物・構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート	ライフライン	地盤斜面
0.5未満	0	人は揺れを感じない。						
0.5以上 1.5未満	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5以上 2.5未満	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
2.5以上 3.5未満	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じ、恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5以上 4.5未満	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立て座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自転車を運転していて揺れに気付く人がいる。				

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート	ライフライン	地盤斜面
4.5以上 5.0未満	5弱	多くの人が身の安全をを図ろうとする。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。停電する家庭もある。」	軟弱な地盤で亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0以上 5.5未満	5強	非常に恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が、倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸がはずれる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。「一部の地域でガス・水道の供給が停止することがある。」	
5.5以上 6.0未満	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動・転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損・落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では壁や柱が破損するものがある。耐震性の高い建物でも壁・梁・柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。「一部の地域でガス・水道の供給が停止し停電することもある。」	地べたれや山崩れなどが発生することがある。
6.0以上 6.5未満	6強	立っていることができず、はわな	固定していない重い家具のほとん	多くの建物で壁のタイルや窓ガラ	耐震性の低い住宅では、倒壊す	耐震性の低い建物では、倒壊す	ガスを地域に送るための導管、水	

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート	ライフライン	地盤斜面
		いと動くことができない。	どが、移動・転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	スが、破損・落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	るものがある。耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがある。	るものがある。耐震性の高い建物でも壁や柱が破壊するものがある。	道の配水施設に被害が発生することがある。「一部地域で停電する。広い地域でガス・水道の供給が停止することがある。」	
6.5以上	7	揺れに翻弄され、自分の意志では行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損・落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	「広い地域で電気・ガス・水道の供給が停止することがある。」	大きな地割れ・地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることがある。

※ライフラインの「」内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

注) この震度階級は、平成8年10月1日から適用。

第3節 災害情報収集及び被害報告取扱計画

1 情報の収集

(1) 災害時に収集すべき情報

- ア 災害の発生日時
- イ 災害の発生場所又は地域
- ウ 災害の程度
- エ 災害対策の概要
 - (ア) 災害対策本部の設置状況
 - (イ) 避難勧告指示の状況
 - (ウ) 消防機関の活動状況

(2) その他応急対策上必要な事項

- ア 町は、防災行政無線、消防無線及び自主防災組織を通じての連絡等により情報を収集する。

- イ 自主登庁職員の登庁途上における被害状況等の情報の収集をする。
- ウ 職員を動員しての調査等により情報を収集する。
- エ 無線施設所有者の協力を得て情報を収集する。
- オ 職員の登庁途中にあつて、人命に関わる情報を収集した場合は、速やかに報告し、人命救助を優先する。

2 情報の報告・伝達

(1) 報告・伝達手段

情報の報告・伝達は、次の手段を有効に活用して行う。

ア 音声告知放送

イ その他の無線及び有線電話

消防無線、警察無線、個別受信機等あらゆる無線通信を用いるほか、一般加入電話、警察電話等の有線電話等を用いての報告・伝達を行う。

また、町民からの災害情報の問い合わせ、身元不明者の身元確認照会等に対応するための専用電話（防災 110 番）を設置する。

ウ 報道機関への協力要請による伝達

広範囲の町民に伝達する場合には、情報を報道機関に提供し、ラジオ・テレビを通じて周知を図る。なお、報道機関を通じての伝達が、迅速・的確に行われるよう、広報マニュアル等を作成しておく。

エ 自主防災組織を通じての伝達

主として、町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。

オ 広報車等の活用

カ 既・仮設掲示板、チラシ、広報紙等の活用

(2) 町の報告

ア 早期報告

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する災害の場合、町は、その状況を直ちに口頭により県及び消防庁に連絡する。

イ 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

町は、災害対策基本法第 53 条及び消防組織法第 22 条の規定に基づき、次の区分により災害発生及びその経過に応じ、逐次県に報告する。地震直後の被害情報等の報告に当たっては、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害発生状況の他、被害規模に関する概括的状況を含めて収集し、把握できた範囲から直ちに報告する。

なお、県に報告する際は、藤岡行政県税事務所（TEL：0274-22-5101 FAX：0274-23-0189）に連絡する。藤岡行政県税事務所連絡がつかない場合は、県危機管

理課に直接報告するものとし、いずれも連絡がつかない場合には、総務省消防庁に報告するものとする。

(消防庁応急対策室 TEL:03-5253-7527 FAX:03-5253-7537)

(消防庁宿直室 TEL:03-5253-7777 FAX:03-5253-7553)

(ア) 災害概況即報

災害の発生を覚知した場合は、覚知後 30 分以内に様式 1「災害概況即報」により報告する。

(イ) 被害状況即報

災害概況即報の後、様式 2「被害状況即報」及び様式 3「被害状況即報続紙」により報告するものとし、報告の頻度は次による。

- ① 第 1 報は、被害状況を確認次第報告。
- ② 第 2 報以降は、人的被害に変動がある場合は、1 時間ごとに報告。
人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3 時間ごとに報告。
- ③ 災害発生から 24 時間経過後は、被害に変動がある場合に 6 時間ごとに報告。

(ウ) 災害確定報告

応急対策を終了した後、10 日以内に様式 4「災害確定報告」及び様式 5「災害確定報告続紙」により報告する。

(エ) 記入要領

- ① 被害認定基準は、第 5 項による。
- ② 続紙(様式 3、様式 5)の「被害の区分」は、様式 2「被害状況即報」及び様式 4「災害確定報告」の区分欄による。
- ③ 続紙(様式 3、様式 5)の「被害発生地区」は、町の行政区域による。
- ④ 続紙(様式 3、様式 5)の「数(名称)」は、様式 2「被害状況即報」及び様式 4「災害確定報告」の区分欄に従い、次による。

○死者、行方不明者、重傷、軽傷・・・・・・・・・・・・・・・・・・	人数
○住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水・・・・	棟数、世帯数、人数
○非住宅被害のうち公共建物、その他・・・・・・・・・・・・・・・・	名称
○その他のうち畑の流失、埋没、冠水、畑の流水・埋没、冠水・・・・	面積
○その他のうち文教施設、病院、清掃施設・・・・・・・・・・・・・・・・	名称
○その他のうち道路、橋梁、河川、港湾、砂防、崖くずれ、鉄道不通	名称、場所
○その他のうち水道、電話、電気、ガス・・・・・・・・・・・・・・・・	戸数・回線数
○その他のうちブロック塀等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	箇所数
○火災のうち建物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	棟数
○火災のうち危険物その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	名称

(オ) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明

した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

ウ 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

町は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

エ 町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

3 被害程度の認定基準

災害概況即報（様式1）、被害状況即報（様式2）、被害状況即報続紙（様式3）、災害確定報告（様式4）、災害確定報告続紙（様式5）により報告するにあたっての被害程度の認定基準は以下のとおりとする。

(1) 人的被害

次により区分して掲げるが、重軽傷者の区別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告する。

ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体が確認された者又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。

イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。

(2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、流失若しくは埋没した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達し又は住家の主要構造部の被害額が、その家の時価の50%以上に達した程度のものとする。

ウ 「半壊」とは、住家の損害が著しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満に達し又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満に達した程度のものとする。

エ 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除

く。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。ただし、これらの施設に人が居住している場合は、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみとする。

(4) その他

ア 「畑の流失、埋没」とは、畑の耕土が流失し又は土砂等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「文教施設」とは、小学校、中学校における教育の用に供する施設とする。

ウ 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。

エ 「橋梁」とは、道路を連結するために河川・運河等の上に架設された橋とする。

オ 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

カ 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

キ 「清掃施設」とは、ゴミ処理及びし尿処理施設とする。

ク 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

ケ 「罹災世帯」とは、災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

コ 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

(5) 被害金額

ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等とする。

ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等とする。

エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば役場庁舎、集会所等の公用又は公共の用に供する施設とする。

オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。

カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

キ 「家畜被害」とは、農林水産業施設以外の家畜被害をいい、例えば畜舎等の被害とする。

ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の漁具等の被害とする。

ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

(6) その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入する。

第 4 節 災害広報計画

町及び防災関係機関は、地震発生時に町民に対して、適切、かつ、迅速な情報提供を行い、町民生活の混乱の防止を図るものとする。

1 町の活動

町は、地域における第一次的な団体として、警察・消防その他の関係機関と密接な連携のもとに積極的に広報活動を実施するものとする。

(1) 広報手段

ア 報道機関に対して資料等を提供し、報道機関を通じて行う広報

イ 音声告知放送による広報

ウ CATVによる広報

エ 広報車による広報

オ 町発行の広報誌等による広報

- カ Lアラートによる広報
- キ インターネットによる広報

(2) 広報内容

- ア 地震災害発生状況
- イ 地震情報
- ウ 災害応急対策の状況
- エ 町民のとるべき措置
- オ 避難の勧告、避難所の指示
- カ 社会秩序維持のため必要な事項

(3) 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

2 外国人への情報提供等

町、防災関係機関及び報道関係機関は、災害の状況を広報・周知する場合には、災害発生地域の外国人の居住状況、使用されている外国語の種類等を考慮のうえ、災害発生地域の外国人に対し、下記事項について必要な緊急情報が速やかに提供されるよう十分に留意するものとする。

- ア 出火防止、初期消火の呼び掛け
- イ 警察の行う災害警備活動に伴う広報
- ウ 危険地域の町民に対する避難勧告、避難措置の周知、避難の誘導
- エ 各家庭に対する、町の指定する場所への廃棄物の排出
- オ 感電事故等による出火等の防止に関する広報、電力施設の被害状況等の広報
- カ ガス漏れ等のガス事業者への通報に関する町民への周知
- キ 電信電話業者に支障を来した場合等の町民に対する広報
- ク 高圧ガス製造施設等の管理者が行う付近町民の避難勧告

ケ 火薬庫所有者等が行う付近町民への避難勧告

コ 放射線障害の発生を防止するため、施設等の管理者が行う付近町民への避難勧告

3 防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、その他の防災関係機関との緊密な連絡のもとに広報体制を早期に確立し、被害状況を迅速に把握して、随時適切な方法で広報活動を実施するものとする。

第5節 通信計画

町及び防災関係機関は、震災時において、災害に関する情報その他災害応急対策に必要な指示、命令及び報告等の受伝達の重要通信を確保するため、通信施設の適切な利用を図る。

震災時の通信運用は、有線又は無線若しくは電報のうち、最も迅速、かつ、確実な手段を使用するものとするが、有線電話の途絶等により通信が困難な場合に備え、通信手段の確保に努める。

1 非常無線通信

災害により有線等による通信が利用できない場合又はこれを利用することが著しく困難であるときは、無線局を持った者が自ら行うほか、防災関係機関の依頼により行うものとする。

この場合、あらかじめ県及び近隣市町村に対し、非常の際の協力を依頼しておくものとする。

また、孤立防止用無線や災害応急復旧用無線による通信の確保を図るものとする。

2 アマチュア無線による通信

町は、町内のアマチュア無線クラブに対し、あらかじめ災害時におけるアマチュア無線の活用について理解と協力を求め協力体制を確立し、災害発生時には緊密な連携のもとにその活用を図るとともに可能な支援を行うものとする。

3 非常用衛星通信による通信

災害により一部の地域で有線が途絶し電話による通話が不可能となったときは、NTT設置の非常用衛星通信により通信の確保を図る。

4 通信設備の優先利用

災害により有線が途絶し又は災害に関する要請・伝達及び応急措置の実施のため緊急、かつ、特別の必要があるときは、基本法第 57 条又は同法第 79 条の規定に基づき、次に

より通信の確保を図るものとする。

(1) 基本法第 57 条等に基づく優先利用

ア 他機関の有線又は無線設備

(ア) 優先利用できる機関：県、町

(イ) 通信内容：緊急を要する災害に関する通知、要請、伝達及び警告等

(ウ) 優先利用できる設備の範囲

次に掲げる機関が設置する設備とする。

- ・警察通信設備
- ・消防通信設備
- ・水防通信設備
- ・自衛隊通信設備
- ・航空保安通信設備
- ・気象官署通信設備
- ・鉄道通信設備
- ・電気事業通信設備

イ 放送の要請

(ア) 要請できる機関：県、町

(イ) 放送内容：緊急を要する災害に関する通知、要請、伝達及び警告等

(ウ) 放送局への要請手続

次に掲げる事項を明らかにして行う。

- ・放送要請の理由
- ・希望する放送日時
- ・放送事項
- ・その他必要な事項

ウ 優先利用のための手続

町は、基本法第 57 条に基づき放送要請を行う場合は、原則として県を經由（知事に要請依頼）する。ただし、県との通信途絶など特別な事情がある場合は、町は放送機関に対し直接要請することができるものとし、この場合、町は事後速やかに県に報告する。

(2) 基本法第 79 条に基づく優先利用

ア 優先利用できる機関：県、町、指定行政機関、指定地方行政機関

イ 通信内容：応急措置に実施に必要な緊急通信

ウ 優先利用できる設備の範囲：(1) のアの (ウ) に同じ

5 非常・緊急電報による通信

災害通信の確保で電報によることが適当と認められるときは、次により取り扱う。

なお、この場合、天災、事変、その他非常事態が発生し又は発生するおそれのある場合、災害の予防、救護、交通、通信又は電力の供給等を内容とする電報は、他の電報に先だって電送される。

(1) 非常電報を発信する場合は、発信紙の余白欄に「非常」と朱書して N T T に依頼する。

(2) 罹災状況の通報及び救援依頼等を内容とするものは、電報料は無料である。その他

の電報は一般料金を支払わなければならない。

6 非常通信

災害により有線等の通信が利用できないとき又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第 52 条の規定に基づき次による非常通信により通信の確保を図る。

ア 非常通信できる内容

概ね次のとおりとする。

- (ア) 人命救助に関すること。
- (イ) 災害の予防（主要河川の水位関係を含む）及び火災その他の災害状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 電波法第 74 条（郵政大臣の非常通信実施命令権）の実施指令に関するもの。
- (オ) 非常事態の収拾、復旧、交通制限、秩序維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの。
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- (ク) 遭難者の救護に関するもの。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道線路及び道路並びに電力設備及び電信電話回線の破壊又は障害によりその修理復旧のための資材手配及び運搬員の確保その他の緊急措置に関するもの。
- (サ) 災害救助機関相互間に発受する災害救助、その他緊急措置に要する労務施設、物資及び資金の調達、配分、輸送に関するもの。
- (シ) 災害救助法第 24 条の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。
- (ス) 新聞社、通信社又は放送局が発受する非常事態の収拾、人命救助、災害の救援、交通通信の確保、人身の安定又は秩序の維持等に有効な新聞、ニュース及び放送に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信の発受は、無線局を持った者が自ら行うほか、防災関係機関の依頼によりこれを行う。

ウ 発信依頼要請

非常通信の発信依頼は、次により行う。

- (ア) 電報発信紙又は適宜の用紙を使用し、その余白に「非常」なる表示をして依頼する。
- (イ) 電報として発信を依頼する場合はカタカナ分とし、無線電話利用の場合は普通文とする。

(ウ) 電報の場合は1通あたりなるべく本文200字以内として何通でもよい。

(エ) あて先の住所、氏名、電話番号を記入すること。

エ 通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡し非常の際の協力を依頼しておく。

オ 料金

原則として無料である。その他の通信料は料金を支払わなくてはならない。

第6節 消防活動計画

大規模地震時には、家屋の倒壊等に伴い二次的に発生する火災が延焼拡大し、大火災となつて多くの物的、人的被害をもたらすことが考えられる。

地震時の火災の特徴である同時多発、交通障害等に対応するため消防活動の効率的運用を図る必要がある。この場合、消防機関は、事前に定めた地震時の火災対策計画により消防活動を行うが、消防力の投入は住宅等密集地域及び特殊火災危険地区を優先し、最も効果的な運用を図るものとする。

1 出火防止・初期消火

出火防止・初期消火活動は町民や自主防災組織によって行われるものであるが、町及び防災関係機関は、地震発生直後、あらゆる手段、方法により町民に対し出火防止、初期消火を呼びかけるものとする。

この場合、次の事項を中心に広報活動を行うものとする。

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ及び電気ヒーター等の火気を遮断するとともに、電気器具はコンセントから抜き取り、プロパンガスはボンベのバルブを閉止する。

(2) 初期消火

火災が発生した場合は、消火器・くみおき水等で消火活動を実施する。

2 消火活動体制の整備

町は、地域に被害を軽減し、地震発生時の応急消火活動を円滑に遂行するため、消防団員及び自主防災組織等の関係機関を網羅した実施体制を整備するものとする。

(1) 危険区域等の事前調査及び周知徹底

町は、地震災害に伴う危険区域のうち、次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、地震発生後は直ちに警戒、巡視等を行う。

ア 住宅密集地等の火災危険区域

イ 崖崩れ等の危険区域

ウ 浸水危険区域

(2) 火災対策計画の樹立

地震による火災は同時多発するため、その発生時期、発生時間帯などによって、その防御活動及び町民救出活動が異なるため、その適切、かつ、効果的な活動を図るために火災対策計画を整備する。

この場合、特に留意する点は次のとおりである。

ア 消防団員等の動員体制の確立

地震時における同時多発火災等広域的な消防活動に対応するため、消防団員等緊急参集体制を整備する。

イ 消防水利の確保

地震時における消火栓等の使用不能に備えて耐震性貯水槽、河川、湖沼等消防水利の確保を図る。

ウ 初期消火対策

町民に対する地震時の火気の取扱い、初期消火の重要性の事前啓発の徹底を図る。

エ 救急救助体制の確立

地震時における倒壊家屋内町民救出及び避難行動要支援者等の救急救助体制の確立を図る。

3 相互応援協力

地震時においては、単一の消防機関のみでは、発生した全ての災害に対応できないことが予想されるので、広域的な市町村間の消防相互応援協定を十分活用するものとする。なお、協力内容については、地域の実態にあわせ、随時見直しを行うものとする。

4 消防団の措置

(1) 消防団の役割

消防団長・副団長は、消防団本部に参集し、消防団を指揮統括する。なお、分団長は、管轄区域の分団を指揮監督し、被害の状況及び活動状況等を消防団長に報告する。

(2) 非常参集

震度 5 弱以上の地震又は地震による火災を覚知した消防団員は、それぞれ所属する分団の詰所に参集し、早期に活動体制をとる。

(3) 消防団の初動活動

ア 出火防止の広報

管轄区域内における火気の始末、出火防止等の広報を実施する。また、実施する際には区長会及び自主防災組織等の協力を得る。

イ 初期消火活動

火災を発見した場合は、直ちに消防署に通報するとともに、消火活動に当たる。なお、地域の出火件数が多い場合は、適宜、付近の区長及び自主防災組織等の協力を求める。

ウ 人命救助活動

近隣及び参集途上で人命危機の発生場所に遭遇し、人命救助活動が必要なときは協力を行う。

5 情報の収集

情報の収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害等により極度に制限されることが予想されるため、次のとおり迅速・的確な情報の収集に努めるものとする。

(1) 情報の収集要領

消防署は、初動措置に引き続き、消防車両及び調査員の巡回、その他あらゆる手段で的確な被害状況の把握に努め、無線等により消防署長に報告する。

(2) 情報の収集内容

情報収集の内容は、地震発生に伴い生じた火災又は人命に関わる情報を主体とし次のとおりとする。

ア 火災発生場所、程度及び延焼方向

イ 危険物、高圧ガス等の大量流出及び火災危険の状況

ウ 大規模救助、救急事案の発生場所及び程度

エ 家屋等の損壊状況

オ 河川・護岸の決壊状況

カ 道路、橋梁等の被害状況並びに交通障害

キ 重要対象物の被害状況

ク その他消防活動上の必要事項

6 出動計画

(1) 部隊編成

震災時の部隊編成は、原則として火災防御体制の確立を優先とするが、火災発生件数が少なく救助・救急事象多発の場合は、これに対応する編成の確立を優先するものとする。

地震発生当初は、必要最小限の人員で、1隊でも多くの部隊編成をすることを重点とし、時間の経過による部隊等の編成順序を計画作成する。ただし、地域の実情、災害の状況等により、編成順位を変更する。

(2) 部隊運用

ア 震災時消防活動の効率性を確保するため、震災時の出場は、原則として1現場2隊とする。ただし、応援の必要がある場合は、応援要請によって部隊の増強を図る。

イ 震災時消防活動の効率性を確保するための出場地域は、別に定める。

7 消防活動の基本方針

震災時における活動方針は、人命の安全確保を最優先とし、基本方針を次のとおりとする。

(1) 消火活動

地震時に二次的に発生する火災に対応するため、消防団の総力を挙げて、出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。

(2) 人命救助・救急活動

地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、自動車事故及び危険物・毒劇物等の漏洩等により複合的に被害が発生することが予想される。このことから、消防団員は資機材を最大限活用し、人命救助・救急活動を優先に行い、人命の安全確保に努める。

(3) 避難の確保

火災の発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、町民の安全を確保するために避難誘導活動を行う。

8 火災防御活動

(1) 活動指針

ア 指定避難所、避難路確保の優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした指定避難所、避難路確保の活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要、かつ、危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 町並火災消防活動優先の原則

大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防団を必要とする場合は、町並に面する部分及び町並の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消防活動に当たる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と町並から同時に出火した場合は、重要対象物の防御上に必要な消防活動に当たる。

(2) 活動要領

ア 出動隊の指揮者は、災害の様子を把握し、人命の安全確保を優先とし、延焼拡大阻止及び救助・救命活動を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と比して消防力が劣勢と判断したときは、町民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火構造物及び空き地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(3) 消防団の活動

- ア 消防団の活動は、原則として分団管轄区域を優先して行うものとし、消防団本部からの指示並びに隣接区域等の火災発生及び被害状況等により応援活動を行う。
- イ 災害現場活動において、消防署から消火活動の支援、飛び火警戒及び救助活動等の要請を受けた場合は、その指揮下に入り支援活動に当たる。
- ウ 管轄区域内における火気の始末及び出火防止等の広報を実施する。実施に際しては、区長会及び自主防災組織等の協力を得るよう努める。
- エ 火災を発見した場合は、直ちに消防署に通報するとともに消火活動に当たる。なお、出火件数が多い場合は、適宜、付近の区長及び自主防災組織等の協力を求める。

9 救助・救急活動

(1) 救助・救急活動の方針

救助・救急活動は、救助隊及び救急隊により実施することを基本とする。ただし、火災の発生状況等により消防団員を救助・救急活動に投入できると判断される場合は、消防団員からの増強を図る。

(2) 救助隊の運用

救助隊は、原則として消防本部で把握した町全般の被害状況に基づき運用する。また、多数の救助事案の発生に対しては、消防団を以て増強隊として運用する。

(3) 救急隊の運用

救急隊には、小規模な救助活動にも対応できるような簡易な救助器具を積載する。また、参集した職員で救急隊を臨時に編成し、増強隊として運用する。

(4) 活動要領

ア 救助活動

- (ア) 正確な情報収集を行い、速やかに分析し、人命危険が高いと判断されるところから救助活動に当たる。また、救助隊の活動は、自力脱出不能者を救助することを原則とし、それ以外の場合は、救急隊等に対し、適宜応援を要請する。
- (イ) 救助に当たっては、要救助者の安全に留意し、状況によりはしご車の活用、建設用重機等の調達を行い実施する。
- (ウ) 救助活動が長時間に及ぶおそれがある場合は、交代要員を配置する。

イ 救急活動

- (ア) 重傷者から順次救急搬送を実施する。
- (イ) 消防署、避難所に応急救護所を必要に応じ設置し、負傷者の応急救護、医療機関への搬送を行う。
なお、負傷者が多数発生している場合の応急救護所等への搬送は、必要により付近町民及び区長会等への協力を求めて実施する。
- (ウ) 医療機関に対し、診療、収容の可否等の確認をするとともに、情報の提供を行

い、また、必要により応急救護所等への医療救護班の早期派遣を要請する。

第7節 災害警備計画

災害時における警察活動は、町民の生命、身体及び財産を保護し、災害地における治安維持に万全を期することを目的とする。

1 交通規制

町は、大震災が発生した場合、道路の被害状況及び交通の状況を把握し、通行の禁止及び一方通行等の交通規制に協力するものとする。

(1) 公安委員会が行う交通規制

ア 公安委員会は、当該管轄区域内の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し又はその状況により必要があると認められる時は、道路交通法第4条第1項の規定に基づき、歩行者及び車両等の通行を禁止又は制限する。

イ 公安委員会は、災害発生時において、災害応急対策を的確、かつ、円滑に行うため、緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、道路の区間（災害が発生又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては区域又は道路の区間）を指定し、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限する。

ウ 公安委員会は、前項の通行禁止又は制限を実施しようとする場合は、その規制の内容を関係者等に周知する。

(2) 警察署長が行う交通規制

警察署長は、管轄区域内の道路について、災害により道路の決壊等危険な状態が発生し又はその状況により必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき、歩行者及び車両等の通行を禁止又は制限する。

(3) 警察官が行う交通規制

警察官は、災害発生時において緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者及び車両等の通行を禁止又は制限する。

(4) 緊急通行車両の確認

公安委員会が、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限の交通規制を行った場合、知事又は公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定による緊急通行車両の確認を行う。

この場合、緊急通行車両の確認を受けようとする車両の使用者は、緊急通行車両確認申請書を県（総務部危機管理課又は藤岡行政県税事務所）又は公安委員会（藤岡警察署）に提出し、確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

2 交通規制時の運転者の義務

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）にある車両の運転者は次の措置をとるものとする。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 交通規制が行われている通行禁止区域等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その場合、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいない場合は、やむを得ない程度において車両を破損することがあること。

3 交通規制時の警察官等の措置

通行禁止区域等における警察官等の措置については、次のとおりとする。

(1) 警察官は、通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の円滑な通行の妨害になると認められるときは、車両その他の物件の所有者等に対して車両の移動等の措置命令等を行うものとする。また、措置を命ぜられたものが措置をとらないとき又はその現場にいない場合は、やむを得ない程度において当該車両その他の物件を破損することがある。

(2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防史員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両及び消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両その他の物件の所有者等に対して車両等の移動の措置命令等を行うものとする。また、措置を命ぜられたものが措置をとらないとき又はその現場にいない場合は、やむを得ない程度において当該車両その他の物件を破損することがある。

なお、この場合、自衛官又は消防史員は、管轄する警察署長に対しその旨を通知することとする。

4 緊急交通路の確保

災害対策基本法第76条の規定に基づく緊急交通路にあつては、緊急車両等の優先走行を確保するとともに、緊急物資等の緊急性の選別を行い、緊急物資集積場所への円滑な交通を確保するものとする。

5 交通指導員による交通整理

町は、警察署長の要請により、交通指導員に緊急交通路の確保等、緊急時の交通整理を行わせることができる。

第8節 輸送計画

災害における被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送を迅速、かつ、円滑に実施するため、所要車両等の確保は次により実施するものとする。

1 実施主体

被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送（以下「災害輸送」という。）に必要な車両等は、その応急対策を実施する機関が確保する。ただし、それぞれの実施機関による確保が困難なときは、県又は隣接市町村に応援を要請する。

2 救助法による応急救助のための輸送

(1) 輸送の範囲

- ア 罹災者を避難させるための輸送
- イ 医療及び助産のための輸送
- ウ 罹災者救出のための輸送
- エ 飲料水供給のための輸送
- オ 救助用物資の輸送
- カ 行方不明者の捜索及び遺体収容のための輸送

(2) 期間

当該救助の実施が認められている期間とする。

3 災害輸送の種別

災害輸送は、次により最も適切な方法により実施する。

- (1) 貨物自動車及び乗用自動車等による輸送
- (2) 航空機による輸送

4 輸送力の確保

災害輸送のための自動車等の輸送力の確保は、概ね次の方法による。

(1) 車両等による輸送

応急対策実施機関は、概ね次の順位により車両等を確保する。

- ア 応急対策実施機関所有の車両等

- イ 公共的団体等の車両等
- ウ 営業用車両等
- エ その他自家用車両等

(2) 航空機による輸送

一般交通の途絶及び医療品、防疫器材等緊急に空中輸送する必要があるときは、「本章 第28節 自衛隊の派遣要請等の計画」により、自衛隊に対して航空機等の派遣を知事に要請するほか、必要により民間航空機の協力を要請する。

(3) 緊急交通路の確保及び救援物資広域集積場所の確保

町は、災害応急対策の実施に必要な人員及び物資輸送のための緊急交通路の確保に努める。また、救急活動が円滑に行われるようにするため、下記の施設を救援物資広域集積場所とする。

- ア 郊外に位置し、幹線道路に近く、かつ、接続道路が整備されていること。
- イ 大量の物資を集積するのに適した施設であること。
- ウ 多数の緊急輸送車両の駐車可能な場所であること。

名 称	所 在 地	N T T 電 話	備 考
万場小学校体育館	多野郡神流町大字万場甲 84	57-2320	
中里中学校体育館	多野郡神流町大字神ヶ原 422	58-2517	

5 費用の基準

- (1) 輸送業者による輸送又は車両等の借上げは、本県の地域における通常の料金（国土交通省の認可料金による）を基本とし、町と輸送業者で協議して定める。
- (2) 自家用車両等の借上げについては、借上げ謝金とし、輸送業者に支払う料金内で、実施機関が所有者と協議して定める。
- (3) 官公署及び公共機関所有の車両使用については、無料又は燃料負担程度の費用とする。

第9節 防災ヘリコプター活用計画

災害が発生した場合、広域的で機動力に富んだ活動が可能である防災ヘリコプターを応援要請し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。

1 防災ヘリコプター運行時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分までとし、緊急運行の場合は日の出から日没までとする。

2 防災航空隊の応援要請

(1) 要請者

防災航空隊（防災ヘリコプター）の緊急運航に関する要請は、原則として町長及び消防本部消防長が行うものとする。

(2) 要請の基準

要請の基準は、次のいずれかに該当し、防災ヘリコプターの運航が必要と認められる場合とする。

ア 町の消防力によっては、災害の防除又は軽減が困難と認められる場合。

イ 災害が隣接する市町村に拡大し又は影響を与えるおそれのある場合。

ウ 防災ヘリコプターの運航により災害の予防又は改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合。

エ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合。

(3) 要請の方法

要請の方法は、防災航空隊に対し電話等により、次の事項を明らかにして行う。

なお、事後速やかに防災ヘリコプター応援出動要請書を、防災航空隊へFAX等により提出する。

ア 応援の種別

イ 災害発生（又は覚知）の日時、場所及び被害の状況

ウ 災害現場の気象状況

エ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法

オ 場外離着陸場の場所及び地上支援体制

カ その他の必要事項

3 群馬県防災航空隊の活動業務

群馬県防災航空隊の活動業務は次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

(2) 火災防御活動

(3) 捜索・救助活動

(4) 救助活動

(5) 災害予防活動

(6) その他防災航空総括管理者（危機管理監）が必要と認める活動

4 ヘリポートの整備

町は、ヘリコプターによる応援、救援物資輸送等を要請するときは、下記施設の中から避難所と競合しない場所を臨時ヘリポートとして整備する。

名 称	所 在 地	管 理 者	備 考
-----	-------	-------	-----

名 称	所 在 地	管 理 者	備 考
神流町総合グラウンド	多野郡神流町大字麻生甲 127	神流町長	
神流町みかぼ高原荘運動広場	多野郡神流町大字生利 2212-5	神流町長	
神流町塩沢ヘリポート	多野郡神流町大字塩沢 322	神流町長	
神流町宮地グラウンド	多野郡神流町大字神ヶ原甲 1569	神流町長	
神流町平原ヘリポート	多野郡神流町大字平原 111	神流町長	

第 10 節 避難・救出計画

地震発生後の各種災害から町民の安全を確保するため、被災者の救出と町民の安全確保及び避難後の生活に重点を置き、避難・救出を実施する。

1 救出

(1) 町長

救出を必要とする負傷者等に対する救出活動は、町長が行うことを原則とする。

2 避難の勧告又は指示の実施者

(1) 町長（基本法第 60 条、水防法第 22 条）

町長は、町民の生命・身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の町民に対し、速やかに避難勧告等の発令等を行うものとする。

(2) 警察官（基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条）

警察官は、町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は町長から要請があったときは、町民に対して避難の指示を行う。この場合、警察官は直ちに避難の指示をした旨を町長に通知する。

(3) その他の者

知事（水防法第 22 条、地すべり等防止法 25 条、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 9 条）・自衛官（自衛隊法第 94 条）は、各法令の定めるところにより、必要に応じ避難の指示を行う。

(4) 知事による避難の指示等の代行（基本法第 60 条第 5 項）

知事は、地震により県の地域に係わる災害が発生した場合において、当該災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施するものとする。

(5) 町は、住民に対する避難のための避難勧告等の発令等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の提供に努

めるものとする。

- (6) 町は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。
- (7) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (8) 町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

3 避難の勧告又は指示の内容

町長、警察官、その他の者は、次の事項を明示して避難の勧告・指示を行う。

- (1) 避難の勧告・指示が出された地域名
- (2) 避難経路及び避難先（屋内安全確保を含む）
- (3) 避難方法
- (4) 避難時の服装、携行品
- (5) 避難時の注意事項（災害危険箇所（洪水想定区域、土砂災害警戒区域）の存在等）

4 避難勧告等の解除

町は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対して、必要に応じて、避難勧告等解除に関する助言を求める。各機関は、町から土砂災害に関する避難勧告等解除に関して求めがあった場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について町に助言を行うものとする。

5 避難所等の開設・運営

- (1) 実施責任者
 - ア 避難所等の開設・運営は、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行う。
 - イ 災害の規模により、町だけでは対応できない場合は、隣接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。
- (2) 指定緊急避難場所の開放
 - ア 町は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避

難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

イ 町は、指定緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を速やかに県(行政県税事務所)を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、警察署、地元消防機関等に連絡するものとする。

(3) 指定避難所等の指定

ア 指定避難所等の避難施設として指示するにあたっては、被災地に近く集団的に収容できる既存建物を優先し、これらの施設がない場合は、野外に仮小屋を設置し又は天幕の設営により実施する。避難所として指定する主な施設及び一般的な指定順位は、概ね次のとおりである。

(ア) 公立小・中学校

(イ) 集会所及び生活改善センター

(ウ) その他の公共施設及び公共的施設

(エ) その他の民間施設

イ 避難距離は原則として2km以内であること。

ウ 避難所等宿泊を要する避難施設の収容人員の算出は、一人当たり2㎡を原則とする。

エ 避難所については「資料編 資料10 避難場所・避難所一覧」を参照する。

オ 町は、発災時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設するものとする。

カ 町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

キ ホームレスの受け入れ

町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(4) 福祉避難所の指定

避難行動要支援者に対する必要な支援を行うために、福祉避難所についても指定の促進を図る。

福祉避難所は、原則として耐震性・耐火性が高く、バリアフリー化された既存の社会福祉施設等から選定し、あらかじめ協定等により災害時の受入体制及び移送体制等について事前の体制整備に努める。なお、福祉避難所は「資料編 資料10 避難場所・避難所一覧」を参照する。

(5) 指定避難所に収容する罹災者

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

- イ 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- ウ 避難命令の出た場合等で、現に被害の受けるおそれのある者

(6) 避難者の誘導及び移動

町長は、警察官及びその他の避難の勧告・指示者は、町民が安全、かつ、迅速に避難できるように誘導する。

なお、自主防災組織は、地域における避難行動要支援者の状況をあらかじめ把握しておき、この避難を助けるとともに避難行動要支援者入（通）所施設管理者は、施設防災ボランティアの協力を得て避難誘導の徹底を期するものとする。

町等は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示（緊急）を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

避難立退きにあたっては、老幼、婦女子、病人等を優先し、移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、事態が急迫し又は被災者が自立により立退き不可能な場合においては、町において、車両等によって行う。

(7) 避難所の点検整備及び運営

ア 避難所としての機能を確保するため、ライフライン等の点検整備に努める。また、運営においては下記のとおりとする。

(ア) 避難者の健康確保、メンタルヘルスに配慮する。

(イ) 避難行動要支援者の健康状態に十分配慮し、必要に応じて福祉避難所への移動の手配を行う。

(ウ) 男女のニーズの違いを配慮し、更衣室や間仕切り等を行う。また、安全を確保するために巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

(エ) チラシ等で避難者への情報提供を行う。

(オ) 観光客等帰宅困難者の受け入れを行う。

(カ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(キ) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

イ 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組

織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

(8) 指定避難所等設置のための費用

救助法が適用された場合は、群馬県災害救助法施行細則別表第2による。

(9) 指定避難所等の開設の期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情により期間を延長する必要があるときは、必要最小限度の期間を延長することができる。

(10) 災害時における動物の管理等

町及び県は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。

6 避難の周知徹底

(1) 町長、警察官等関係機関は、避難のための立退きの万全及び人の生命又は身体を安全を図るため、町民に求められる避難行動について、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置も含めた適切な避難方法、避難経路及び避難行動について、あらかじめ町民に徹底させておく。

なお、この場合において、避難対象地域に居住する高齢者、障害者等の避難行動要支援者の状況及び外国人の状況、使用されている外国語の種類等を考慮のうえ、避難行動要支援者や外国人に対し避難措置が周知徹底されるよう配慮する。

(2) 町の報告

町長は避難の勧告・指示を実施したとき又は了知したときは、速やかに県(藤岡行政県税事務所)に報告するものとする。

(3) 関係機関相互の連絡

県、警察本部、町及び自衛隊は、避難の勧告・指示を実施したときは、その内容を相互に連絡するものとする。

7 要配慮者の避難対策

(1) 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

(2) 町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われる

ように努めるものとする。

8 警戒区域の設定

(1) 町長の警戒区域設定権

町長は、災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に対して、当該地域への立ち入りを制限若しくは禁止し又は退去を命ずる。

(2) 警察官及び自衛官の警戒区域設定権

警察官又は災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（警察官等がその場にはいない場合）は、町長が現場にいない場合又は町長から要求があった場合は、警戒区域の設定及び当該地域への立ち入りの制限、禁止、退去命令を行うことができる。なお、その場合は、直ちに町長へ通知しなければならない。

(3) 知事による警戒区域設定権の代行

知事は、県の地域に係わる災害が発生した場合において、当該災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、警戒区域設定権に基づいて実施すべき応急措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

9 県境を越えた広域避難者の受入れ

大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等から多数の避難者を受け入れることが想定されるため、迅速に対応できるよう受け入れ態勢を整備する。

(1) 被災県から災害救助法に基づく応援要請があった場合は、県と調整した後、県からの通知に基づき避難所等を開設し広域避難者の受入を実施する。

なお、一時的に広域避難者を受け入れる場合は、災害規模等を勘案し、町有施設の中から一時避難場所を開設する。

(2) 交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県と町営のうえ、バス等の移動手段を手配する。

第11節 避難行動要支援者入（通）所施設応急対策計画

1 震災時の措置

施設管理者は、入（通）所者の安全確保を優先として、次の措置を行う。

(1) 出火防止、初期消火

防火管理者及び火元責任者は、火気使用設備器具の使用停止を行う。

火災が発生した場合は、初期消火に努める。

(2) 情報収集活動

関係機関（県、市町村、テレビ等）から情報を収集し、職員に周知する。

(3) 避難誘導活動

避難は、自力避難が困難な者を優先にして行う。

(4) 施設防災ボランティアへの協力依頼

ボランティアを招集し、協力活動を得る。

2 県・町の応急措置

被災施設のみでは応急措置が不十分な場合、県・町に対し応援を要請するものとする。

応援を受けた県・町は、保護の場所の確保の斡旋及び応急保護のため必要な資機材の調達の斡旋を行うものとする。

第12節 食料供給計画

災害時における被災者、災害救助及び応急復旧作業等に従事する者に対する応急食料の供給及び炊き出しは、本計画の定めるところによる。

1 実施体制

(1) 町は、あらかじめ災害時における食料備蓄・供給計画を策定し、被災者及び災害応急現地従事者の食料の確保と供給に努めるものとし、必要な食料の確保と供給ができない場合には、県又は隣接市町村に対し応援を要請する。

(2) 救助法が適用された場合又は知事から災害救助法第13条の規定に基づき委任されたときは、知事の補助機関として町長が実施する。

2 応急食料の備蓄、供給、調達及び配給方法

(1) 食料の備蓄

ア 町民の自主備蓄の励行

町民は、「自らの生命は自ら守る」との基本的精神のもとに、最低3日分の非常食料を家庭内備蓄するよう励行する。

イ 町における備蓄

(ア) 備蓄の基本的な考え方

発災時の被害想定、町民の家庭内備蓄状況等を勘案し、被災後3日間は、県等の援助物資を待つことなく、被災者及び災害応急措置現地従事者等に食料等が供給できるよう備蓄に努める。

(イ) 災害時の応急食料として購入する備蓄は、被災後3日分とする。また、乳幼児、高齢者、病弱者等の避難行動要支援者の特性や男女双方の視点にも配慮する。特に食料については、通常の食事を摂取できない避難行動要支援者に配慮し、アレルギー対応の食糧、粉ミルク、お粥等も備蓄する。

ウ 隣接市町村との連携

町は、隣接市町村と協議し、協定を結ぶなどして、備蓄すべき品目あるいは分量

を相互に分担して行うなど、効率的・合理的備蓄に配慮する。

(2) 食料の供給

ア 供給を行う場合

次に掲げる場合で、町長が供給の必要を認めたとときに行う。

- 被災者又は災害救助若しくは緊急復旧作業に従事する者に対し、炊き出し等による供給を行う必要がある場合。
- 災害により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じない供給を行う必要がある場合。

イ 給与の方法

食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。

- 米飯の炊き出し場所は、学校給食共同調理場、恐竜センター、道の駅及び機関集落センター及び集会所等調理室のある公共施設を利用して行う。
- 炊き出し施設の利用が不可能な場合は、学校給食炊飯業者に弁当等の提供を要請して給与を行う。
- 乳幼児に対する、粉ミルク等による食品の給与を行う。

ウ 給与対象者

- 避難所に収容された者。
- 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により炊事のできない者。
- 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者。
- その他町長が必要と認める者。

(3) 食料の調達

食料は町内の業者から調達するが、できる限り販売業者等の組合と応援協定を締結し、円滑な調達が実施できるよう努める。

ア 米穀

町内の米穀販売業者から在庫の米穀を調達し、不足が生じた場合には、県及び隣接市町村に対して応援を要請し調達する。

なお、災害救助法が適用され、政府所有の米穀の供給が必要と認められた場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号 総合食料局長通知）に基づき、農林水産省に対し、応急用米穀の供給を要請する。

イ カンパン及び非常食等

町長は、備蓄しているカンパン及び非常食等を応急的に放出し、不足が生じた場合は、県又は隣接市町村に対して応援を要請して調達する。

ウ 粉ミルク、麦製品、調味料及び野菜等

町内の販売業者から調達し、不足が生じた場合は、県又は隣接市町村に対して応

援を要請して調達する。

(4) 配給方法

町長は、調達した食料をあらかじめ避難所ごとに組織された責任者を通じて配給するものとし、調達した食料を直接供給するほか、小売り販売業者及び取扱者を指定して給与を行うこともできる。

3 炊き出し方法等

(1) 炊き出し方法

炊き出しは、婦人会、NPO・ボランティア、各耕地又は班、自衛隊及び公共的団体等の協力を得て行う。なお、自衛隊及び公共的団体等への派遣等の要請は「本章 第30節 自衛隊の派遣要請等の計画」及び「本章 第32節 公共的団体等の活用計画」の定めによる。

(2) 炊き出し期間

特別の場合を除き、災害発生の日から7日以内とし、8日以降については、自己で炊事できるよう物資の配分、その他について配慮する。

4 応急食料の在庫場所

(1) 米穀は、町内米穀販売業者の在庫米穀及び政府指定倉庫の在庫米穀を充当する。

(2) 麦製品、調味料及び野菜等は、町内販売業者の在庫数量を充当する。

5 その他

救助法が適用された場合の応急食料の炊き出し等は、「群馬県地域防災計画」に定めるところによる。

第13節 給水計画

災害のため水道施設が損害を受け又は飲料水が枯渇、汚染され、現に飲用に適する水を得ることができない場合等における飲料水の応急的供給は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施主体

(1) 飲料水の供給は、町長が実施する。

(2) 町長は、被害が甚大で当町において実施できないときは、県又は隣接市町村の協力を得て実施する。

2 給水の方法

飲料水等の確保及び供給は概ね次の方法により行う。

- (1) 被災地において飲料水の確保が困難なときは、近い水源から給水車又は容器等により運搬・供給する。
- (2) 給水にあたっては、町民の給水場所、時間等について事前に広報する。
- (3) 飲料水が汚染されたと認めるときは、ろ過により浄水して供給する。
- (4) 供給する飲料水が、防疫衛生上滅菌する必要があるときは、消毒剤を用い、滅菌のうえ供給する。

3 応援等の手続

町は、給水の応援を求める必要を認めたときは、県に要請するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、隣接市町村に応援等を要請する。
なお、応援等の手続きは、次の事項を明示して行う。

- (1) 供給区域
- (2) 供給人口及び戸数
- (3) 供給水量の概算
- (4) 供給期間
- (5) 供給方法（運搬方法、ろ過器の要否、滅菌の要否）
- (6) 水源予定地
- (7) その他

4 救助法による供給

救助法が適用された場合の供給基準は、同法及びその運用基準によるが、その概要は次のとおりである。

- (1) 対象者
災害のため現に飲料水を得ることができない者。
- (2) 供給期間
災害発生の日から7日以内とする。
- (3) 費用の範囲
群馬県災害救助法施行細則別表第2による。
- (4) その他
町長は供給区域に責任者を配し、供給の万全を期する。

5 給水施設の応急復旧

水道事業者は給水施設に被害が発生したときは、その状況を調査のうえ速やかに応急復旧工事を実施し、飲料水の確保に努める。

6 その他

- (1) 藤岡保健福祉事務所長は、水道事業者に対し、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に定める水質基準が確保されるよう指導する。
- (2) 町長は、飲料水の確保が円滑に実施できるよう、給水タンク、給水ポリ袋、ポリタンク等常時応急給水資機材の整備に努める。

第 14 節 生活必需品等物資給与計画

災害時における罹災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施主体

罹災者に対する生活必需品等物資の供給は、町長が実施する。ただし、救助法が適用されたときは、物資の確保及び輸送は知事が行い、各世帯に対する割当及び支給は、町長が行い、知事による救助のいとまがないときは、町長が行う。いずれの場合も、乳幼児、高齢者、病弱者等の避難行動要支援者の特性や男女双方の視点にも配慮した上で生活必需品等の給与を行うこととする。

2 救助法適用による供給

救助法が適用された場合の供給基準は、同法及びその運用方針並びに群馬県地域防災計画に定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

(1) 給与又は貸与を受ける者

- ア 住家の全壊、全焼、流失、半焼、半壊又は床上浸水（土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）した者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ウ 被服、寝具その他生活上必要物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与又は貸与する品目の範囲（現物をもって行う）

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用品
- エ 光熱材料

(3) 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第 2 による。

(4) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

3 物資支援のための準備

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援の準備に努めるものとする。

4 生活必需品等物資の調達先

本町における物品納入等有資格業者から、必要のつと調達するものとし、急を要する時は、臨時に有資格業者以外から調達することができる。なお、町内業者において物資の調達が困難であり、かつ、隣接市町村等から調達できないときは、県に応援を要請し、調達する。

5 燃料の供給

町は、災害等により燃料の不足が生じた場合、町民の安全を確保するため、避難所、診療所など特に重要な施設、緊急車両などについて優先的に供給を行えるよう、県と群馬県石油協同組合で締結した「災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定」に基づき、県に要請を行う。

なお、町内の燃料等が不足した場合には、県へ要請し群馬県石油協同組合に燃料調整、配送及び給油の要請を行う。

6 その他

救助法を適用するに至らない災害の場合において、特に必要があると認める時は、前記2に準じて行うものとし、生活必需品等物資の供給のために要した費用は、町が負担する。

第15節 医療・助産計画

災害のため、その地域の医療等の機能がなくなり又は著しく不足し若しくは医療機関等の混乱のため、被災者が医療等の途を失った場合における医療、助産及び健康相談（以下「医療等」という。）の実施は本計画の定めるところによるものとする。

1 実施計画

- (1) 罹災者に対する医療等は町長が実施するものとし、その措置を講じておく。
- (2) 町は、巡回健康相談等に従事する保健師等又は保健医療活動チームが不足する場合は、原則として、管轄する保健福祉事務所を通じて、県(健康福祉課)に応援を要請するものとし、県（健康福祉課）は、保健医療調整本部において当該要請を共有すると

もに、当該保健医療活動チーム等の担当課が、当該要請に対し、保健医療活動チーム等の派遣を行うものとする。

町長は、負傷者が増大し、救護に不足を生じた場合は、藤岡保健福祉事務所を經由し知事へ救護班の派遣を申請する。

- (3) 救助法が適用された場合は、知事が実施するものとする。ただし、知事の実施を待ついとまがないときは、町長が実施する。

2 医療・救護活動

- (1) 町は、医師等との協力のもとに救護班を編成して迅速な医療等の活動を行う。
- (2) 災害の規模により、町の能力をもってしても十分な救護活動ができない場合は、県及び他の機関等に応援を要請する。
- (3) 救助法が適用された場合は同法及びその運用方針による。

3 救護所の設置

- (1) 町長は、医療機関が損壊し医療等ができなくなった場合は、救護所を設置する。
- (2) 救護所は関係機関と協議のうえ、必要に応じて概ね次の場所に設置する。
- ア 避難所
 - イ 負傷者等の交通便利なところ
 - ウ その他救護所設置に適した場所
- (3) 救護所を設置した場合は県に報告する。

4 医療及び助産の方法

(1) 医療

ア 医療を受ける者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

イ 医療の内容

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

ウ 医療の方法

医療は救護班を編成して実施する。

エ 医療の期間

救助法が適用された場合、医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産を受ける者

- ① 災害のため助産の途を失った者
- ② 災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分娩した者

イ 助産の内容

- ① 分娩の介助
- ② 分娩前、分娩後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

ウ 助産の方法

助産は、救護班により実施する。

エ 助産の期間

救助法が適用された場合は、分娩の日から 7 日以内とする。

5 医療品・衛生材料の確保

- (1) 町長が実施する医療又は助産活動に必要な医薬品及び衛生材料について、必要がある場合は県が調達を斡旋する。
- (2) 日赤救護班が実施する医療又は助産活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、日赤救護班において確保する。ただし日赤救護班による確保が困難なとき又は不足する場合は、県において確保する。

6 関係医療機関等の措置

関係医療機関等は、町長からの出動要請があったときは速やかに救護班等を派遣する。

第 16 節 防疫計画

災害時における被災地の防疫等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、町民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

1 実施主体

- (1) 災害時における被災地の防疫は、藤岡保健福祉事務所の指導及び指示に基づいて、町長が実施する。
- (2) 町長は、被害が甚大で当町において実施できないときは、藤岡保健福祉事務所に応援を要請し、県又は他市町村からの応援を得て実施する。

2 防疫の種類と方法

(1) 検病調査及び健康診断の実施

町長は、知事が行う検病調査の実施に協力するとともに、調査の結果必要を認めるときは、感染症法第17号第1項の規定による健康診断の実施に協力する。

(2) 臨時予防接種

町長は、県が伝染病予防上必要があると認め、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施するときは、協力する。

ただし、町において実施させることが適当と認め、知事が指示したときは、町長が実施する。

(3) 被災地の消毒方法

町は、感染症法第27条の規定による知事の指示に基づき、同法施行規則第14条に定めるところにより、保健福祉班によって実施する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

町は、感染症法第28条の規定により、知事が定めた地域内で、知事の命令に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。なお、実施にあたっては、同法施行規則第15条に定められたところによる。

(5) 家庭用水の供給

町は、感染症法第31条の規定による知事の指示に基づき、飲料水等の供給を行う。なお、給水方法は「本章 第13節 給水計画」の定めるところによる。

(6) 患者等に関する措置

町は、伝染病患者又は病原体保有者が発生したときは、すみやかに隔離収容の措置をとるものとするが、交通途絶のため隔離病舎に収容することが困難な場合は、なるべく災害を免れた地域内の適当な場所に臨時隔離施設を設けて収容する。また、やむを得ない事情により隔離収容ができない病原体保有者に対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生処理などについて、厳重に指導し処理する。

(7) 避難所の防疫指導等

町は、「本章 第10節 避難・救出計画」により避難所を開設した後、県又は藤岡保健福祉事務所の防疫関係職員の指導により避難所の防疫措置を講ずる。

3 防疫薬剤の確保

防疫薬剤の確保は、藤岡保健福祉事務所長を経て知事に要請し、県又は藤岡保健福祉事務所の防疫関係職員の指示又は指導により確保するものとする。

第17節 清掃計画

災害時における被災地の清掃は、本計画によって行うものとする。

1 実施主体

- (1) 災害時における被災地の清掃は、町長が実施する。
- (2) 町長は、被害が甚大で当町において実施できないときは、藤岡保健福祉事務所に応援を要請し、県又は他市町村からの応援を得て実施する。

2 ゴミ処理

- (1) 被災地における環境保全の重要性を考慮し、計画的収集運搬及びその処理を行うための人員、機材の確保を図る。
- (2) ゴミ処理施設の処理能力を超えた粗大ゴミ等が一時的に集中しないよう、環境保全に支障のない場所に暫定的に積置する。
- (3) 収集・搬出したゴミは、クリーンセンターで処理をするほか、必要に応じて埋め立て等、環境衛生上支障のない範囲で処理する。
- (4) 土砂その他の障害物の堆積により、運搬車の走行が困難な場合は、各家庭に対して町の指定する一定場所まで廃棄物を搬出するよう協力を求める。

3 し尿処理

- (1) 倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿は、防疫上収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があるため、災害時の収集体制を確立しておく。
- (2) 水洗トイレを使用している住宅等において、災害により使用不可能となった場合に対応するため、必要により臨時の貯留施設を設置し又は、共同仮設便所を設けるなどの措置をとる。
- (3) 浸水、その他により廃棄物が流出し、汚染した地域あるいは応急堆積場所として使用した場所については、クレゾール等で消毒する。

4 仮設便所の設置

- (1) 指定避難所開設等の場合、必要に応じ仮設便所を設置する。
- (2) 仮設便所のし尿は、くみ取り式により衛生的な処理をする。

第 18 節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋火葬計画

災害時における、行方不明者の捜索及び遺体の収容及び埋火葬は、本計画に定めるところによるものとする。

1 実施主体

行方不明者の捜索及び遺体の収容及び埋火葬は、町長が、消防機関、警察機関、地元自治会及び奉仕団体等の協力を得て実施する。

2 遺体の収容

発見された遺体は、県や警察機関及び消防機関の協力を得て検視及び検案を行うのに適当な場所に収容する。

3 検視及び検案

警察署は、群馬県警察医会の協力を得て、遺体の検視及び検案を行う。

なお、遺体が多数に上り、警察医会で対応しきれない場合は、群馬県医師会の協力を求める。

4 遺体の搬送

町は、災害により、多数の遺体が一時的又は集中的に発生した場合は、一般社団法人全国霊柩自動車協会に遺体の搬送の協力を求める。

5 遺体の安置

町は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

なお、遺体の処置の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の処置の実施又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資機材を確保する。
- (3) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成のうえ、「氏名札」を棺に添付する。

6 身元の確認

町は、身元不明者の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て、身元の確認に努める。

7 遺体の引渡し

町は、遺族等から遺体の引取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録のうえ、遺体を引き渡す。

8 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、町が埋火葬を行う。
- (2) 町は、遺体の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続きの特例的な取扱いについて、県を通じて厚生労働省に協議する。

- (3) 町は、遺体の数が多数に上り又は埋火葬施設の被災等により対応しきれないときは、県に応援を要請する。

第19節 文教厚生対策計画

災害を受けた学校、その他文教関係施設の応急復旧及び応急教育方法、教材、学用品、給食等応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 文教施設等の応急復旧対策

(1) 文教施設

町教育委員会及びその他教育機関の長は、被害状況の情報収集に努めるとともに、関係機関と連絡を密にし、施設の早期復旧に努める。

(2) その他社会教育施設

社会教育施設は、指定避難所等に使用される場合も少なくないので、町は被害状況の情報収集に努めるとともに、応急修理等適宜の処理を速やかに実施する。

(3) 文化財対策

町は、被害実態を的確に把握するとともに、文化財としての価値を維持するために必要な修理、その他の対策を所有者・管理団体等に対し、指示又は指導する。

2 応急教育実施の予定場所

町教育委員会は、災害の規模及び被害程度に応じて、概ね次の方法により、教育活動が災害によって中断することがないように、応急教育の実施に努める。

(1) 学校の一部の校舎が災害を受けた場合

特別教室、体育館及び講堂施設を利用する。

(2) 学校の校舎が全部災害を受けた場合

集会所等公共施設を利用する。

(3) 特定地域全体が災害を受けた場合

隣接無災害地域に応援を要請し、最寄りの学校施設その他集会所等公共施設を利用する。

3 応急教育の方法

- (1) 応急授業にあたっては、被害児童・生徒の負担にならないよう配慮するとともに、授業の方法、児童・生徒の保健、危険防止等に留意する。

- (2) 被害により、授業が不可能となったときは休校とする。なお、授業の不可能な状態が長期間にわたるときは、学校と児童又は生徒との連絡方法、組織（通学班、子育連

等)、家庭学習等の整備、工夫をする。

4 教材、学用品等の調達及び配給の方法

(1) 実施者

教材、学用品等の調達及び配給は、教育委員会及び学校の協力を得て、教育長が実施する。

(2) 救助法による支給

救助法が適用された場合は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりとする。

ア 教材、学用品等の支給を受ける者

住宅が全壊（全焼）、流出、半壊（半焼）及び床上浸水により学用品等を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒とする。

イ 学用品等の範囲

(ア) 教科書及び教材

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

ウ 支給の期間

支給学用品等は、次に定める期間内に支給対象者に手渡されるようにする。

(ア) 教科書及び教材 災害発生の日から1ヶ月以内

(イ) 文房具及び通学用品 災害発生の日から15日以内

エ 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第2による。

(3) 救助法が適用されない場合等の措置

災害救助法が適用されない災害又は災害救助法適用災害で住宅の被害が(2)のアに達しない場合で学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学児童及び中学生徒に対しては、必要に応じ原則として学用品を斡旋する。

5 給食等の処置

(1) 給食の実施

町教育委員会は次の点に留意し、応急給食を実施する。

ア 施設等に被害があった場合、衛生管理に配慮したうえで、できる限り学校給食を継続して実施する。

イ 施設、原材料等の被害のため、学校給食が実施できないときは、速やかに代替措置として応急給食を実施する。

ウ 学校が避難所として利用される場合、給食施設は、罹災者の炊き出し施設として利用される場合が少なくないが、学校給食と罹災者炊き出しとの調整に留意する。

なお、県学校給食会から買い受けた指定物資・承認物資は目的外使用ができない。

(2) 被害物資対策

被害を受けた給食原材料について、町教育委員会は、県教育委員会から指示があるまで物資を保管しておく。

6 教育実施者の確保

(1) 災害により教職員に欠員を生じ、学校内の調整をしてもなお学級担任を欠き又は教科指導員等が困難な場合は、教職員を補充する。

(2) 補充に当たっては、小中学校にあつては地方公務員法第 22 条による臨時任用とする。

第 20 節 公共土木施設応急対策計画

地震により公共土木施設（道路、河川、砂防、地すべり及び急傾斜地等）が被害を受けた場合は、速やかな復旧を実施し当該施設の機能回復を図るものとする。

1 道路

(1) 実施責任者

ア 地震による道路の応急対策は、各道路管理者が実施する。

イ 各道路管理者は、地震発生後速やかに被害状況を調査し、県に報告する。

(2) 緊急道路の確保

ア 道路が被災した場合、各道路管理者の連携をもとに、被害程度に応じて、系統的な緊急路線を決めて復旧工事を実施する。

イ 避難、救出、緊急物資、警察及び消防等の活動に必要な路線を優先する。

(3) 緊急路線応急対策用資機材及び集積場所の確保

地震等により緊急路線も被災してしまう場合が想定されるため、仮設橋梁、ヒューム管及びその他の復旧資機材を、備蓄基地から早急に現地へ搬出し、応急措置の実施を可能とさせるため、集積場所と各種資材の確保に努める。

2 河川、砂防、治山及び農業土木関係施設

地震後、各施設の管理者は、それぞれの施設を巡視し、被災箇所を把握し必要な応急対策を実施するとともに、二次災害のおそれのある箇所については、町及び関係機関に早急に報告するものとする。

地すべり施設については、応急対策マニュアルを策定しておき、地震発生後それぞれの施設を巡視し、被災箇所を把握し、必要な応急対策を実施するものとする。

第 21 節 障害物の除去計画

災害により住居、道路、及びその周辺に運ばれた土砂・竹木等で日常生活等に著しい障

害を及ぼす障害物は、本計画の定めるところによるものとする。

1 住居関係障害物の除去

(1) 実施主体

障害物の除去は、町長が実施するものとする。ただし、救助法が適用された場合は、救助法の規定に基づき、知事の補助機関として町長が実施する。

(2) 除去の対象

当該災害により発生した土砂等の障害物で、自力では障害物の除去ができないもの。

(3) 除去の実施戸数

半壊及び床上浸水世帯の15%以内であること。

(4) 除去の方法

町長は、地元自治会、区域内の町民及び町内の建設業者又は法令等により応急措置を実施する責任を有する者若しくは自衛隊に協力を要請し、車両、機械器具等の借上等、可能な限りの手段、方法により速やかに行う。

(5) 除去の実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

(6) 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第2による。

2 道路関係障害物の除去

(1) 実施主体

道路上の障害物の除去は、道路法並びに道路交通法の定めるところにより道路管理者、警察署長又は警察官が実施する。

(2) 除去の方法

道路管理者及び関係機関は、消防署、消防団及び町内の建設業者並びに自衛隊に協力を要請し、車両、機械器具等の借上等、可能な限りの手段、方法により速やかに行う。

(3) 除去の実施期間等

ア 罹災者の避難及び生活必需物資等の円滑な輸送が確保されるよう、できる限り速やかに実施する。

イ 大規模な災害により、障害物除去対象路線が広範囲にわたるときは、必要度の高い路線から順次実施する。

3 河川関係障害物の除去

(1) 実施主体

河川にある障害物の除去は、河川管理者及び水防管理者並びに消防団長が実施する。

(2) 除去の方法

河川管理者及び関係機関が協力し、適切な方法をもって速やかに行う。

第 22 節 労働力供給計画

災害時において、災害応急対策を迅速的確に実施するため、これに従事する要員として必要な労働者の確保は、本計画に定めるところによるものとする。

1 実施主体

(1) 災害応急対策の実施に必要な作業員の確保は、町長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の作業員の確保は、災害救助法により町長に委任しているものを除き知事が行う。

2 災害救助法による作業員の雇上げ

災害救助法が適用された場合の労働者の雇上げは、「群馬県地域防災計画」によるものとし、その概要は次のとおりとする。

(1) 労働者の雇上げの範囲

次の救助を実施するため必要があるときは、必要最小限の作業員を雇上げする。

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産の移送

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分

カ 行方不明者の捜索及び遺体の収容

(2) 雇上げ期間

被災者の避難の場合は、被害が現に発生し又は発生するおそれのある 1 日程度とし、他は当該救助の実施が認められる期間内とする。

(3) 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第 2 による。

3 災害救助法によらない労働者の雇上げ等

(1) 救助法によらない労働者の雇上げ

救助法の適用によらない災害応急対策の実施に必要な作業員の雇上げは、町長が必要と認める場合に前記 2 に準じて行う。

(2) 公共職業安定所に災害応急措置を要請する場合

町長は、災害応急措置として労働者を必要とする場合、公共職業安定所長に対し次

の事項を明らかにしたうえで文書又は口頭で斡旋要請する。

ア 職業別所要労働者数

イ 作業場所、作業内容

ウ 労働の条件

エ 宿泊施設の有無

オ その他必要な事項

(3) 労働者に対する費用

町長は、災害応急措置の実施について必要な労働者に対する報酬は、通常の賃金を考慮のうえ負担する。

第 23 節 交通応急対策計画

災害により道路、橋梁等の交通施設（以下「道路施設」という。）に被害が発生し又は発生のおそれがあり、交通安全と施設保全上必要があると認められる時又は災害時の交通確保のため必要があると認められる時の通行の禁止及び制限（以下「交通規制」という。）並びにこれに関連した応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 道路管理者の交通規制

- (1) 町長は、基本法に基づき、被災地での災害応急対策を優先させるため、その管理する道路施設について、警察署の協力を得て、一般車両等を交通規制し、交通安全を図る。また、交通規制を実施した場合は、速やかに関係機関に連絡する。
- (2) 町長は、町の区域内における管理以外の道路施設について、交通規制する必要があると認められ、知事等に連絡するいとまがない場合は、所定の道路標識及び表示板等を設置し、速やかに関係機関に連絡する。
- (3) 町長は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、町長は、自ら車両の移動等を行うものとする。

2 規制の実施主体

災害発生時において、道路施設に被害が発生し又は発生するおそれがあり、交通安全上必要があると認められるときの、交通規制は次に掲げるものが行う。

種 別	実 施 者
国・県道及び主要地方道	知事・藤岡警察署長又は警察官
町道、農道及び林道	町長・藤岡警察署長又は警察官

3 町民への交通規制の周知

災害時における応急対策のため、公安委員会等が町の区域内において交通規制を実施する場合は、音声告知放送、広報車等により町民に周知し、交通規制の円滑な実施に協力する。

4 緊急輸送車両等の確認等

町が行う緊急車両の確認事務は、総務班において処理する。

5 交通指導員の派遣

町長は、災害時における交通整理のため、藤岡警察署長から、交通指導員の派遣の要請があった場合は、「災害発生時における交通安全指導員の運用に関する協定書」に基づき、当該区域に交通指導員を配置して必要とする交通整理を実施する。

第24節 電力施設応急対策計画

「本章 第3節 災害情報収集及び被害報告取扱計画」により集められた情報で、電力供給施設等への被害の発生が判明した場合は、速やかに東京電力(株)高崎支社に連絡するものとする。また、感電事故及び漏電による出火等の防止に関する広報を行うものとする。

第25節 プロパンガス応急対策計画

震災によりプロパンガスに被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立するものとする。

第26節 電信電話施設応急対策計画

震災時における電気通信ライフラインを確保するとともに、通信手段の確保を図るため、被災箇所の迅速・的確な復旧に対しNTT群馬支店等、電気通信事業者に協力するものとする。

第27節 危険物施設応急対策計画

危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性及び引火性物品、あるいは毒物・劇薬等の保存施設管理者（以下「施設の管理者等」という。）は、地震による被害を最小限にとどめ、施設の従事者並びに周辺地域町民に対する危険防止を図るため、関係機関と相互協力し、事前措置及び災害発生時の措置を定めるものとする。

1 事前措置

(1) 施設の管理者等は、次の事項について調査するとともに、消防、警察等の関係機関

との連携を密にし、防災対策上必要な事項について事前に協議しておく。

ア 危険物の種類、性質及び数量

イ 施設の耐震性及び耐火性

ウ 各施設等の配置状況及び外周地域の状況

エ その施設の自衛防災対策等

(2) 各施設の管理者等は、次により事前に危険区域を設定しておく。

ア 施設の危険物及び高圧ガス等が、露出又は爆発した場合の危険区域の設定。

イ 危険区域を設定したときは、速やかにその旨を警察、消防等の関係機関に即報すること。

ウ 危険区域を設定する場合は、付近の状況、貯蓄されている危険物、高圧ガス等の性質、数量、貯蓄方法、容器、露出範囲、その他周辺の地形、地物、風向き、風速等を勘案して余裕のある適切な範囲を設定すること。

(3) 施設管理者等は、施設及び保護施設並びに製造・販売・貯蔵している危険物又は高圧ガス等について、関係者に対する教養を徹底すること。

2 災害発生時の措置

(1) 被害実態の早期把握

施設の管理者等は、災害発生時においては、関係機関との連絡を迅速、かつ、密接に行い、被害の実態を早期に把握するとともに被害の拡大防止を図ること。

(2) 応急処置

ア 石油類関係

(ア) 施設が危険な状況になった場合は、施設内の火気を停止するほか、必要により施設内の電源は、保安経路を除き切断する。

(イ) 出荷の中止、流出防止及び防油堤の補強等の処置をとる。

(ウ) 貯蔵石油類のうち移動可能なものは、他の場所へ移動する。

(エ) 町長は、災害の拡大防止のため必要と認めた場合は、施設の使用の一時停止を命ずるほか、施設の管理者に流出石油類の排除処置を実施させる。

イ 高圧ガス関係

(ア) 施設が危険な状況になった場合は、直ちに製造又は消費の作業を中止し、ガスを安全な場所に移動するか、大気中に完全に放出し、必要な作業員以外は退避させる。

(イ) 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になった場合は、直ちに充填容器を他の場所に移動する。

(ウ) 製造施設等の管理者は、必要に応じ付近の町民を避難させる。

ウ 火薬類関係

(ア) 貯蔵火薬類を安全な地域に移す余裕のある場合は、これを移動する。

(イ) 搬出の余裕がない場合は、水中に沈める等安全な処置を行う。

(ウ) 搬出の余裕がない場合、火薬庫にあっては入り口・窓等を完全に密閉し木部に防火の処置を講じ、必要がある場合は、付近の町民を避難させる。

(3) 警戒区域（警戒線）に対する措置

施設の管理者は、危険物及び高圧ガス等の漏出又は爆発により、町民等に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、警戒区域内の町民等に対し、直ちに警察、消防団等の関係機関と連携し、当該地区への立ち入り制限若しくは禁止又は当該区域からの退去について広報を実施し、町民の被害防止を図ること。

第 28 節 二次災害の防止活動

1 二次災害の防止活動

町及び県は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

2 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

(1) 町は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

(2) 町は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

第 29 節 災害救助法適用計画

災害救助法の適用については、同法、同法施行令、群馬県災害救助法施行細則等の定めるところにより必要と認めた場合は、速やかに所定の手続きを行うものとする。

1 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、同法施行令第 1 条に定められており、これを基準として救助が実施されることになるが、災害救助法に基づく救助の実施責任は知事にある。

したがって、町においては、災害がその基準に該当し又は該当する見込みがあるときには、直ちに知事に被害状況を報告し、災害救助法が迅速に適用できるよう、町における救助法の適用基準、被災世帯の算定基準等について定めるものとする。

(1) 救助の程度・方法及び期間等

災害救助法が適用された場合に実施される救助の種類、程度、方法、期間については、災害救助法及び同法施行令等により規定されており、その詳細を研修等により周知しておく必要がある。

(2) 災害救助実施責任機関

ア 知事の行う救助

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事が当たることとされている。

したがって、神流町地域防災計画のうち災害救助法に基づく救助については、町長が知事の権限の一部を委任され、また、知事を補助して行う。

ただし、災害に事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができないときには、町長において自ら救助に着手する。

イ 町長の行う救助

知事の権限の一部を委任又は補助として行う救助のほか、災害救助法が適用された場合においては、その定める範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小災害の災害救助については、町長の責任において実施される。

(3) 基準の内容

ア 適用は町単位である。

イ 同一災害によることが原則である。

例外

(ア) 同時又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、同一区内の別の地域での同種又は異なる災害

以上2点による場合でも、社会的混乱の同一性があれば法の適用の対象となる。

ウ 町の人口に応じ一定の被害世帯以上になった場合。

エ 被災者が現に救助を必要とする状態にある場合。

(4) 適用基準

ア 住家の滅失した世帯数が、30世帯以上であるとき。

イ 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、当町の住家滅失世帯数が、アの1/2以上であるとき。

ウ 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、当町の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な理由がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

※ウ、エ、オについては、厚生労働大臣の事前協議が必要

2 被災世帯の判定基準

(1) 被害の認定基準

ア 住家

現実にその建物を住居のために使用しているものをいい、現実に居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。

イ 被災世帯

(ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいうものである。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えない。

(イ) マンション・アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ1世帯として取り扱うこと。

(注) 会社又は学生の寮等は、これを管理する会社又は学校が適切に対応するのが原則であるが、この原則を貫くことが困難な場合は、協議されたい。

(ウ) 台所、浴場又は便所等が別棟であったり、離れが別棟にあったりするような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、これらの生活に必要な部分を合わせてそこに生活している世帯が1であれば1世帯となる。

ウ 全壊（焼）、流失

住家が滅失したもの（以下「全壊、全焼又は流失」という。）

住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので。

エ 半壊（焼）

住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの（以下「半壊又は半焼」という。）

住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので。

このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊という。

3 救助の種類と実施制限の委任

(1) 救助の種類

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- イ 炊き出しその他による食料の供与及び飲料水の供給
- ウ 生活必需品の供与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害により被害を受けた者の救出
- カ 災害により被害を受けた住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の供与又は貸与
- ク 学用品の供与
- ケ 埋火葬
- コ 死体の捜索及び収容
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土砂及び竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。

4 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

資料編「資料 14 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等」による。

5 強制権の発動

知事は、救助の実施に当たり、関係者の協力が得られず救助を行えないと判断した場合は、災害救助法の定めるところにより、従事命令又は協力命令を発し、救助を実施するものとする。

6 災害救助法が適用されない場合

町長が実施するものとし、災害救助法による実施基準に準じ行うものとする。

第 30 節 応急住宅対策計画

災害により住家を失い又は破損等のために居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者の居住の用に供するための応急仮設住宅の設置、及び自己の資力では応急修理できない者に対する住宅の応急修理は、本計画の定めるところによる。

ただし、災害発生直後における住宅の確保については、避難計画に定める避難所の開設及び収容によるものとする。

1 実施主体

- (1) 町は、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理を実施する。
- (2) 町において処理できない場合は、近隣市町村、県、国及びその他の関係機関の応援

を求めて実施する。

2 救助法による応急仮設住宅の建設

救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設等に関する基本的な事項は、次のとおりとする。

(1) 入居対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者又は被災市街地復興特別措置法第 5 条の規定による被災市街地復興推進地域内に住宅を復興しようとする者。

ア 住家が全壊、全焼又は流出した者。

イ 居住する住家がない者。

ウ 次に掲げる者で、自らの資力では住宅を建築することのできない者。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない寡婦、母（父）子世帯

(エ) 特定の資産のない老人、病弱者又は身体障害者

(オ) 特定の資産のない勤労者、小企業者

(カ) (ア) ～ (オ) に準ずる経済的弱者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が町長の協力を求めて行う。ただし、状況に応じて町に事務委託することができる。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、関係団体を通じて県が実施する。ただし被害の程度その他必要と認めた場合は、町に委任することができる。

(4) 規模、構造及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸当たり平均 29.7 m²とする。構造は、軽量鉄骨組立方式による平屋長屋建て、重ね建て又は一戸建てのいずれかとする。

イ 費用は、群馬県災害救助法施行細則別表第 2 に定めるところによる。

(5) 建設場所

	地名字番	敷地面積	戸数	備考
1	神流町大字柏木 82 他	504 m ²	2	老人いこいの家敷地
2	神流町大字相原 36 他	765 m ²	6	神流町町民体育館敷地
3	神流町大字麻生甲 127	6,000 m ²	18	神流町総合グラウンド
4	神流町大字神ヶ原甲 1,569	4,095 m ²	23	神流町宮地グラウンド

(6) 着工及び完成の時期

ア 着工の時期

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに建設しなければならない。

イ 着工時期の延長

大災害等で 20 日以内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

(7) 管理及び供与期間

ア 仮設住宅の管理

仮設住宅の管理は、町長が知事から委任を受けて行う。

イ 供与期間

完成の日から建築基準法第 85 条第 4 項による期限内（最長 2 年以内）とする。

3 救助法による住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことのできない者。

イ 次に掲げる者で、自らの資力では住宅の応急修理ができない者。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない寡婦、母（父）子世帯

(エ) 特定の資産のない老人、病弱者又は身体障害者

(オ) 特定の資産のない勤労者、小企業者

(カ) (ア) ～ (オ) に準ずる経済的弱者等

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理の対象は、住家のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、群馬県災害救助法施行細則別表第 2 に定めるところによる。

(4) 応急修理の期間

原則として、災害の日から 1 ヶ月以内に完了する。

4 応急仮設住宅の建設等

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にあたり、資機材の調達及び要員の確保について県に要請するものとし、県は（社）プレハブ建築協会に対し、協力を要請する。

5 公営住宅等及び民間賃貸住宅の利用

応急仮設住宅の供給に併せて、既設の公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅（公共）（以下「公営住宅等」という。）、及び民間の賃貸住宅等の空家を利用して、不足する住宅を確保する。

(1) 公営住宅等

ア 入居対象者

町の住宅災害区域内において、当該災害により滅失した住家に居住していた者又は都市計画事業その他、被災市街地復興特別措置法第 21 条の国土交通省令で定める市街地の整備改善及び、住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となった者（以下「被災居住者等」という。）とする。

イ 入居者の選定

入居者の選定は、公営住宅等の管理者が行う。

ウ 家賃又は敷金の徴収猶予又は減免については、公営住宅法等の規定に基づいて、入居者の事情に応じて行う。

(2) 民間の賃貸住宅

応急仮設住宅、公営住宅等及び公社賃貸住宅での対応でも、なお住宅が不足する場合は、災害の状況に応じ、民間賃貸住宅の所有者及び管理事業者等に対し、被災居住者等の入居に関して特段の配慮をされるよう広報等を通じ依頼するとともに、(社)群馬県宅地建物取引業協会に対して、協会員の行う仲介の手数料等の減額について配慮を依頼する。

6 その他

救助法によらない応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、救助法の実施基準に準じて行う。

第 31 節 自衛隊の派遣要請等の計画

災害応急対策実施のため、自衛隊法第 83 条の規定に基づき自衛隊の派遣を要請する場合の手続き等は次によるものとする。

1 派遣要請の要求

町長は、自衛隊の部隊による活動が必要な場合には、基本法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、知事に対し自衛隊の派遣を要請するよう要求する。

ただし、知事に要求できない場合は、同第 2 項の規定に基づき、その旨及び災害状況を陸上自衛隊第 12 旅団長に通知する。

2 要請する災害

災害における人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施が、それぞれの実施機関において不可能又は困難であり、自衛隊の部隊による活動が必要な場合には、自衛隊の派遣を要請する。

3 連絡体制の確立

町は、自衛隊の派遣を必要とする場合には、この節に定める手続きに従い知事に要請を要求するほか、当該地域の被害等の状況を積極的に自衛隊に通報する。

4 派遣要請の手続き

町長は、災害派遣を必要とするときは、知事（危機管理課）に文書をもって要請の手続きを要求する。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。なお、要請手続きを要求した場合は、その旨を藤岡警察署長に連絡する。

5 自衛隊の活動範囲

派遣された部隊は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連絡、協力して次の活動を行う。

- (1) 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- (3) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索・救助
- (4) 堤防等の決壊に対する水防活動
- (5) 火災に際して、消防機関に協力しての消防活動
- (6) 道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合の啓開又は除去
- (7) 被災者に対し、応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送
- (10) 被災者に対する炊き出し及び給水支援
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去
- (14) その他（知事が必要と認め、自衛隊の能力で対応可能なものについて、関係部隊と協議して決定する。）

6 災害派遣要請様式

自衛隊の派遣要請を要求する場合は、次頁の様式により行う

年 月 日

群馬県知事 様

神流町長 印

自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。

記

- 1 災害状況及び派遣を要請する事由

- 2 派遣を必要とする期間

- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
派遣を希望する区域、連絡場所及び連絡者
活動内容

- 4 その他参考となるべき事項
例) ・ 必要な車両、航空機、資機材
・ 必要な人員
・ 連絡場所及び連絡責任者

7 派遣を受けた後の措置

派遣を受けた後の町の対応は、次のとおり行う。

(1) 派遣された部隊の宿泊施設、所在地及び宿泊可能人員は次による。

名 称	所 在 地	宿泊可能人員
万場高校武道館	神流町大字生利 1549-1	200 人
神流町万場学習センター	〃 万場 84	50 人
神流町みかぼ高原荘	〃 生利 2212-5	200 人
神流町町民体育館	〃 相原 36	200 人
神流町老人いこいの家	〃 柏木 82	100 人

(2) 町における自衛隊のヘリを使ったヘリポートの適地は、次のとおりである。

- 神流町総合グラウンド
- 神流町みかぼ高原荘運動広場
- 神流町塩沢ヘリポート
- 神流町宮地グラウンド

※ヘリポートの表示は、白色で直径 10m の円を描き、中心部にHと書くとともに、発煙、旗、吹き流し等により明示する。

(3) 町長は、派遣された部隊の効果的な活動を図るため、関係機関と協議して、下記に掲げる準備に従い、あらかじめ計画を立てておく。

- ア 作業箇所別必要人員及び機械
- イ 作業箇所別優先順位
- ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
- オ 県及び関係市町村その他関係機関の連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

8 知事の派遣要請を待たないで部隊等を派遣する場合の措置等

(1) 自衛隊法第 83 条第 2 項ただし書きの規定により、知事の要請を待たないで部隊等を派遣する場合は、当該部隊の派遣命令権者は、その旨を速やかに知事に連絡する。

(2) (1) により連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する区域の市町村その他関係機関に連絡する。

(3) 部隊等を派遣する場合

- ア 災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊）により自衛隊のみならず、関係機関への情報提供を目的とした情報収集を行う場合。
- イ 災害に際し、通信の途絶等により部隊と知事との連絡が不能である場合に、町長又は警察署長、その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

ウ 災害に際し、通信の途絶等により部隊と知事との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

エ 運行中の航空機に異常事態が発生したことを自衛隊が探知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要が認められるとき。

オ 部隊等が防衛庁の施設外において、人命に関わる災害の発生を目撃し又は当該災害の近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合。

カ その他の災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合。

(4) (3) による派遣後、知事から要請があった場合は、その時点から要請に基づく救援活動を実施する。

9 派遣要請後の変更手続

町長は、派遣要請の要求後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の手続きに準じて手続を行う。

10 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（災害対策基本法第 63～65 条）

(1) 権限の概要

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他町長の職権を行うことができる者（委任を受けた町の史員及び警察官）がその場にいない場合に限り以下の職権を行使することができる。

ア 警戒区域を設定し、立入制限・禁止退去を命ずること。

イ 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し又は土砂・竹木等の物件を使用すること。

ウ 応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。

エ 町民又は現場にある者を、応急処置の業務に従事させること。

(2) 行使した場合の処置の概要

ア 上記（1）の権限を行使した場合は、その旨を町長に連絡する。

イ 上記（1）中イ及びウに係る土地、建物、工作物等の占有者等に対し、必要な事項を通知する。

ウ 上記（1）中に係る工作物等を除去した場合は、これを保管しなければならない。

11 派遣部隊の撤収手続

(1) 知事は、災害派遣部隊の撤収に当たり、民生の安定・復興に支障がないよう当該市町村長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官、自衛隊連絡班と協議し、決定する。

(2) 町長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、派遣部隊の活動が必要でなくなったと認めるときは、直ちに知事（危機管理課）に対し、文書で撤収の要請を要求する。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。なお、撤収手続きを要求した場合は、その旨を藤岡警察署長に連絡する。

12 費用負担区分

(1) 派遣部隊が活動に要した経費のうち下記に掲げるものは、当町の負担とする。

- ア 宿泊施設の借上料
- イ 宿泊施設の汚物処理費用
- ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
- エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用

(2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、自衛隊とで協議して定める。

(3) 2つ以上の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

13 その他

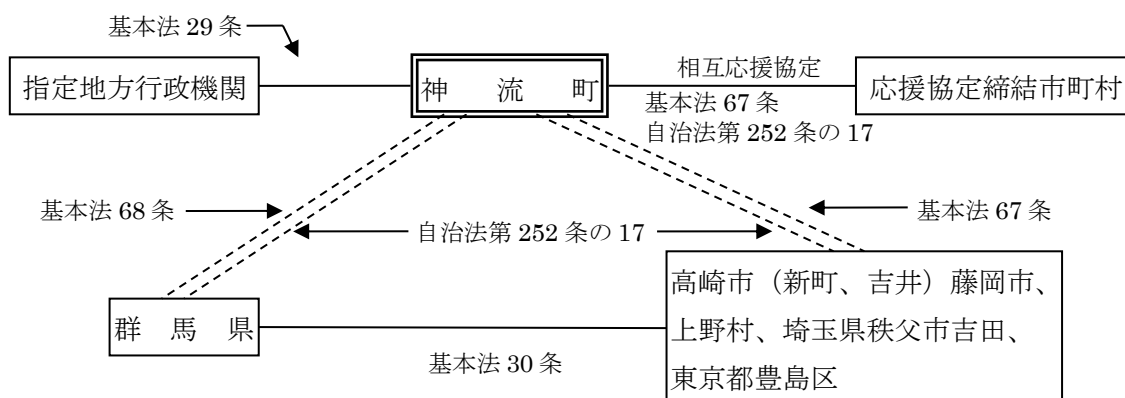
その他必要な事項は、町長が派遣部隊長及び関係機関と協議して定める。

第 32 節 相互応援協力対策

災害時において町が他の地方公共団体等と緊密な連絡をとり、職員の派遣要請、救援物資等の相互融通、応援等に協力して、災害応急対策の迅速、かつ、円滑化を図るため、次のとおり計画を定めるものとする。

1 相互応援協力

法律、協定等に基づく応援協力の要請系統図は次のとおりである。



2 災害応援協定の締結

町は、災害時における応急対策が困難な場合に備え又は他の機関への応援が迅速、かつ、的確に行われるよう積極的に相互応援協定の締結に努める。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間の協定締結も考慮するものとする。

また、既に締結された協定についても、町が他市町村等に対し応援を求める場合又は応援をする場合、その事務が円滑に行われるよう平素から相互応援協定締結市町村等と協力体制の確立に努め、より有効なものとするよう常に見直しを図り、その体制を確保する。

なお、協定の締結がない場合であっても、でき得る限り近隣市町村等と相互に応援協力する。

3 応援協力の内容

応援協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 罹災者等の食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の供給
- (2) 診療、検病、感染症患者の収容、その他治療、防疫作業のための職員派遣、所要の施設利用、医療品の提供
- (3) 復旧のための土木及び建築技術職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 清掃、し尿処理作業のための職員派遣及び所要の器具、車両の提供
- (5) 上下水道、給水作業のための職員派遣及び所要の器具、車両の提供
- (6) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための、職員派遣及び所要の器具、車両の提供
- (7) 消防及び水防作業隊の派遣及び資機材の提供
- (8) 被害者の救助に係る所要の施設の利用及び職員の派遣
- (9) その他特に要請のあった事項

4 応援協力の連絡調整

隣接市町村への応援要請又は近隣市町村からの応援要請に対する関係機関等との連絡調整は、総務班が当たる。

5 近隣市町村等への応援要請

町長は、災害が発生した場合、応援措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援を求め、災害対策の万全を期する。

- (1) 要請の時期
他の市町村に対し、応援を要請する時期は、町長が必要と認めたときとする。
- (2) 要請の範囲等
災害の規模に応じて隣接町村へ随時要請するものとする。なお、要請にあたっては、

「相互応援協定」締結町村を優先する。

(3) 要請の手続き

次の事項を明らかにして、文書をもって要請する。なお、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日速やかに文書を送達する。

ア 被害の状況及び応援を要する理由

イ 応援を受けたい生活必需物資、応急対策及び応急復旧に必要な資機材の品名、数量等

ウ 応援を受けたい希望技術職員等の職種別人員、給与、勤務条件等

エ 応援の場所及びその経路

オ 応援の期間

カ その他必要事項

(4) 経費の負担

応援を受けた時は、その応援に要した経費は町が負担する。なお、災害時における相互応援協定及び覚書等を締結している市町村間においては、協定等の定めるところによる。

(5) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の要請

町は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請することができる。

また、町は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。

6 近隣市町村等からの応援要請に対する措置

災害の発生に伴う応急対策のため、他の市町村から応援要請があった場合は、自ら実施する応急措置等に支障がない限り、速やかにこれに応ずるものとし、平素から体制の整備に努める。

(1) 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(2) 町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

7 その他

基本法第 67 条に定める災害応急措置に関する応援及び協力について、神流町における他の市町村等との災害応援協定等の締結状況は次のとおりである。

(1) 災害応援協定締結近隣市町村

- 藤岡市、高崎市（新町・吉井町）、上野村、埼玉県秩父市吉田
- (2) 非常災害時等における相互応援に関する協定
東京都豊島区
 - (3) 災害発生時における交通安全指導員の運用に関する協定
藤岡警察署
 - (4) 災害発生時における万場郵便局及び中里郵便局・神流町間の協力に関する覚書
万場郵便局及び中里郵便局

第 33 節 公共的団体等の活用計画

災害時において、公共的団体等の組織による奉仕団の編成及び受け入れ等は、本計画に定めるところによるものとする。

1 奉仕団の種別、編成、所属

奉仕団は、災害応急対策の実施に奉仕する団体をもって編成する。

(1) 奉仕団は概ね次の団体で構成する。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ア 区長会 | エ 健康推進員 |
| イ 社会福祉協議会 | オ ボランティア連絡協議会 |
| ウ 婦人会 | カ (社) 藤岡交通安全協会奥多野支部神流分会 |

(2) 奉仕団の編成は、各団体別に編成する。

2 奉仕団の活動内容

- (1) 炊き出しその他災害救助の応援
- (2) 簡易な清掃作業
- (3) 簡易な防疫作業
- (4) 災害対策用物資の輸送及び配分
- (5) その他軽易な作業及び事務

3 奉仕団の動員

奉仕団の動員は、奉仕団の属するそれぞれの機関において行う。

第 34 節 ボランティア活動支援・推進計画

町は、災害時における災害ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアリーダーの育成に努めるとともに、行政とボランティアの連携の促進及びボランティア活動の支援のための諸対策を推進するものとする。

1 平常時の対策

(1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

町は、町ホームページ、広報誌、CATV、パンフレット、その他あらゆるマスメディアを活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発を行う。

(2) ボランティアネットワークづくり

災害時の被災現地における一般ボランティアの受け入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や、ボランティア支援機関による連絡会議を設置し、情報交換等を行う連絡体制（ネットワーク）を確立する。

(3) 防災ボランティア登録制度を創設

通信や建物危険度判定等の専門分野において登録制度を創設し、災害時の連絡体制を確立する。

(4) 防災ボランティアリーダーの育成

町は、自主防災組織活動と連携し、防災に関する町の点検活動（防災マップの作成、避難所・避難ルート等の点検）及び防災訓練に対する協力を行う防災ボランティアリーダーの育成を行う。

2 災害発生時の対応

(1) ボランティアの受け入れ及び支援

町は、ボランティア活動が効果的、かつ、円滑に行われるよう次の支援を行う。

ア 被災現地での一般ボランティア受け入れ態勢（現地活動拠点）の確立支援

イ 現地活動拠点におけるボランティア受け入れ状況の把握及びボランティア保険の加入支援

ウ 各被災地におけるボランティアニーズの把握、調整

エ 現地活動拠点での事務機器等必要器材の支援

オ ボランティアの宿泊場所等の斡旋、支援

カ 被災地、指定避難所等の情報の提供

(2) ボランティアの調整及び派遣

ア 市町村災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの生活環境に配慮するものとする。

イ 町は、ボランティアニーズを把握し、被災現地内での調整が不能な場合は、県に連絡し、広域調整に努める。この場合、県は、群馬県災害救援ボランティア団体の協力を得て、必要な調整に努める。

ウ 災害普及が長期間にわたる場合は、群馬県災害救援ボランティア団体と協議し、長期的な支援体制を組む。

3 ボランティア活動の主な内容

(1) 一般ボランティア

- ア 避難誘導
- イ 情報連絡
- ウ 給食、給水
- エ 物資の搬送、仕分け、配給
- オ 入浴サービスの提供
- カ 避難所の清掃
- キ ゴミの収集、廃棄
- ク 高齢者、障害者等の介助
- ケ 防犯
- コ ガレキの撤去
- サ 住居の補修
- シ 家庭動物の保護

(2) 専門ボランティア

- ア 被災者の救出（消防・警察業務経験者等）
- イ 救護（医師、看護師、救命講習修了者等）
- ウ 建物応急危険度判定（建築士等）
- エ 被災宅地危険度判定
- オ 外国語通訳
- カ 手話通訳
- キ 介護（介護福祉士等）
- ク アマチュア無線
- ケ 保育
- コ 各種カウンセリング

4 公共的団体等のボランティア活動への支援

「第3章 地震災害応急対策計画 第33節 公共的団体等の活用計画」に定める公共的団体等については、それぞれの行う事務又は業務を通じて、ボランティア活動を支援

する。

付節 災害シナリオ

No. 1

時間経過	地震発生（冬季夕刻）	
対策行動	災害対策本部設置準備	災害対策本部設置（職員確保）及び設置宣言 県防災ヘリ出動態勢指示及び出動検討 自衛隊への通報及び災害派遣要請打診（その後随時具体的要請内容の調整・伝達）
職員参集	職場に残っていた職員が対応	必要に応じ動員
情報の収集活動	地震計ネットによる各地の震変情報入手 被害想定調査結果による被害規模の推定 通信手段の確保、災害情報収集開始	情報収集の強化 →情報センターの設置 →情報の一元化 被害地域に土砂災害発生を確認
収集状況		通信困難
消火・救助活動 検討・準備	炎上出火多数発生	
要請・判断		危機管理課へ通報及び他県広域消防応援要請の検討
活動状況	町民による初期消火活動 町民による救助活動	消火・救助活動開始
救援・救護・医療活動 検討・準備	重傷者、要救出者多数発生	受入可能な医療機関の確認
要請・判断		
活動状況		活動可能な医療機関による救護活動
広域搬送・緊急輸送活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況		救急隊による救急活動始まる
生活支援活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況		
避難活動 検討・準備		避難者多数発生
要請・判断		
活動状況		火災による一時避難開始
広報・連絡活動		災害対策本部の設置を宣言
*マスコミ	地震情報	
ライフライン被害 水道 （農業用水を含む） ガス 電気 電話（NTT）	配水管被害多数発生 埋設管被害多数発生 低圧管被害多数発生 配電柱被害多数発生 電話柱被害多数発生	供給障害者多数発生 供給障害者多数発生 災害用伝言ダイヤル開始 →災害対策本部設置
シナリオの分岐点	通信手段の確保 天候・視界の状況（ヘリの飛行） 地震発生時間等	災害対策本部の早期立ち上げ 自衛隊への早期災害派遣要請 消防庁への早期応援要請

No. 2

時間経過	1 時間	3 時間
	余震発生	
対策行動	消火・救助活動の体制確立 県（消防保安課）へ被害状況即報 災害対策本部内に自衛隊連絡室 設置	消火・救助活動の体制確立の完了
職員参集		帰宅困難者発生
情報の収集活動 収集活動	通信手段の確保に全力をあげる 情報収集に全力をあげる 被災地周辺地域にも延焼火災発 生を確認	情報センターへの情報一元化を 強化
収集状況	断片的に情報入手 可視情報の入手困難	被災地からの情報が入り始める が、まだ断片的情報が錯綜する
消火・救助活動 検討・準備		
要請・判断	県内広域消防応援要請	
活動状況	（自衛隊初動部隊派遣）	消防応援隊到着→被災地周辺か ら活動開始
救援・救護・医療活動 検討・準備	医師・看護師の手配	
要請・判断	他県に受入医療機関の確認	
活動状況		
広域搬送・緊急輸送活動 検討・準備	ヘリポート開設準備 物資輸送路の検討 広域輸送拠点設置準備	
要請・判断	自衛隊に重傷者搬送を要請	ヘリポート、広域輸送拠点を開設 メイン輸送路の決定 交通規制の強化、応急復旧を要請
活動状況	道路の被害情報の収集	自衛隊による重傷者搬送開始 （手搬送・一部の車両）
生活支援活動 検討・準備	備蓄品の在庫確認	救援物資の配布検討（被災市町村 と調整）
要請・判断		
活動状況		
避難活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況	2次避難始まる	災害記録収集活動開始

時間経過	1 時間	3 時間
*マスコミ	被災地への電話の自粛 災害用伝言ダイヤル広報 被災地への一般車両の乗り入れ 自粛 余震対策 交通規制状況（全て以後続く）	被害状況の速報（以後続く） 治安維持の呼びかけ（以後続く） 緊急輸送路の情報、交通規制状況
ライフライン被害 水道 （農業用水を含む） ガス 電気 電話（NTT）	本格的な復旧活動は翌朝と決定、 被害箇所の把握に努める	病院など重要施設へ配電車出動
シナリオの分岐点	道路被害情報の把握 道路被害による通行支障の発生 広報活動	情報を一元化 道路渋滞による応援隊の到着遅れ

No. 3

時間経過	6 時間	12 時間
	余震発生	夜明け
対策行動	職員配備、勤務形態の確認	復旧活動の本格化 対策活動本格化
職員参集		大部分の職員が参集、医療・建築等技術職員の派遣
情報の収集活動 収集活動	専用回線を確保 専用回線による情報交換	可視情報を入手
収集状況	専用回線により情報交換が可能となる	社会活動開始とともに一般回線確保が困難化 可視情報が集まり始める
消火・救助活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況	消火完了箇所からの転戦	他県からの消防隊到着 本格的な消火・救助活動開始 自衛隊による救助活動本格化
救援・救護・医療活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況		県・自衛隊により被災地域適地に救護所設置
広域搬送・緊急輸送活動 検討・準備	緊急輸送路検討	
要請・判断	ヘリポート輸送拠点に職員配備を指示	道路の被害情報に基づき緊急輸送路を暫定的に決定→交通規制、応急復旧を要請
活動状況	県防災ヘリを使用した広域搬送開始（一部）	ヘリ使用の負傷者の広域搬送が本格化 陸路を使用した搬送が始まる 輸送拠点に物資が集まり始める
生活支援活動 検討・準備		避難所用の仮設トイレの数量を確認
要請・判断	自衛隊等に給水支援を要請	ボランティア受入体制確立
活動状況		自衛隊による給水活動本格化 給水・給食活動始まる
避難活動 検討・準備		
要請・判断		避難所の開設
活動状況	2次避難が本格化	避難者が収容施設に集まる

時間経過	6時間	12時間
広報・連絡活動	医療機関の受け入れ態勢	避難所の開設状況 救護所の設置状況 生活関連情報（給水・給食等） 知事から被災者への緊急呼びかけ（以降必要に応じ TV・ラジオ等により情報発信）
*マスコミ	医療機関に関する情報	救護所の設置状況 医療救護、建物危険度判定等の専門ボランティアの募集 避難所の開設状況 生活関連情報（給水・給食等） 災害救助法の適用（以後適用ごとに広報）
ライフライン被害 水道 （農業用水を含む） 電気 電話（NTT）		復旧作業開始 簡易コンロ配布開始 復旧作業本格化 応急復旧体制の確立
シナリオの分岐点	専用回線の確保 受入医療機関の確認	回線の確認 緊急輸送路の確保 職員の確保

No. 4

時間経過	1日後	3日後
対策行動	社会フローの回復 降雨・降雪対策の検討 (災害義援金募集検討、募集委員会設置)	復興に向けての対策 衛生対策(災害義援金募集開始)
職員参集		
情報の収集活動 収集活動	対策本部による情報分析始まる 避難所に広報拠点設置 →住民への広報活動の拠点づくり	被災情報の分析
収集状況		一般回線使用が容易になる 詳細な被害情報が入り始める
消火・救助活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況		救出活動打ち切り →行方不明者の捜索へ切り替え
救援・救護・医療活動 検討・準備	巡回医療体制の検討	
要請・判断		
活動状況	他県からの医療・救護班到着 →救護所に合流	避難所への巡回開始
広域搬送・緊急輸送活動 検討・準備		
要請・判断	陸送の手配	緊急輸送路の決定 交通規制を要請
活動状況	陸路での輸送が本格化	救護物資の計画的輸送開始
生活支援活動 検討・準備	仮設住宅準備 給食の量を検討	
要請・判断	他県に給水・救援物資支援要請	相談窓口の設置の検討 仮設住宅建設業者の手配
活動状況	避難者数の把握 仮設トイレ配布始まる ボランティア受付開始	仮設住宅の資材の分配開始 計画的な給水・給食配布始まる 他県からの救援物資到着・配布
避難活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況	避難所生活始まる	自衛隊生活支援活動開始(給水・給食・入浴)

時間経過	1日後	3日後
広報・連絡活動	隣接地に救護所を設置 避難所に広報拠点設置	相談窓口の設置 仮設住宅の設置状況
*マスコミ	救護所の設置状況 給水状況 給食状況 一般ボランティアの募集 避難所に広域拠点設置	相談窓口の設置 生活情報（金融機関の情報等） 復旧状況（ライフライン施設） 仮設住宅の設置状況 災害義援金募集（以下続く） 救出活動打ち切り→死体の捜索 へ切り替え
ライフライン被害 水道 （農業用水を含む） ガス 電気 電話（NTT）	簡易トイレの設置	
シナリオの分岐点	ボランティアの受入体制 救護班の人員確保 避難者の収容可能人数 避難者数の把握	避難者数の把握

No. 5

時間経過	1 週間	2 週間
対策行動	仮設住宅支援 避難者支援 自衛隊災害派遣撤収の検討・撤収要請	復旧計画の立案
職員参集		
情報の収集活動 収集活動	被災量の確認	被災量の最終確認
収集状況	平常通りの情報交換が可能	
消火・救助活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況		
救援・救護・医療活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況		
広域搬送・緊急輸送活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況		
生活支援活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況	相談窓口設置	
避難活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況	仮設住宅への移動始まる	
広報・連絡活動	救出活動終了 被害状況 復旧状況（ライフライン施設）	被害状況
*マスコミ	被害状況	被害状況
ライフライン被害 水道 (農業用水を含む) ガス 電気 電話 (NTT)	約 8 割程度復旧 1 割弱程度の復旧状況 完全復旧 完全復旧	約 9 割程度復旧 1 割強程度の復旧状況
シナリオの分岐点		

第4章 風水害応急対策計画

第4章 風水害応急対策計画

第1節	組織計画	1
第2節	活動計画	6
第3節	水防計画	8
第4節	事前措置及び応急措置に関する計画	12
第5節	動員計画	16
第6節	気象注意報・警報等の伝達計画	18
第7節	災害情報収集及び被害報告取扱計画	20
第8節	災害広報計画	27
第9節	通信計画	28
第10節	消防活動計画	31
第11節	避難計画	34
第12節	避難行動要支援者入（通）所施設応急対策計画	42
第13節	被災者救出計画	44
第14節	食料供給計画	44
第15節	給水計画	47
第16節	生活必需品等物資給与計画	48
第17節	応急住宅対策計画	50
第18節	医療・助産計画	53
第19節	防疫計画	55
第20節	清掃計画	56
第21節	障害物の除去計画	57
第22節	行方不明者の搜索、遺体の収容・埋火葬計画	58
第23節	文教厚生対策計画	59
第24節	輸送計画	62
第25節	防災ヘリコプター活用計画	63
第26節	労働力供給計画	65
第27節	交通応急対策計画	66
第28節	施設、設備の応急復旧	67
第29節	災害救助法適用計画	68
第30節	自衛隊の派遣要請等の計画	71
第31節	相互応援協力対策	76
第32節	公共的団体等の活用計画	79
第33節	ボランティア活動支援推進計画	79

第4章 風水害応急対策計画

第1節 組織計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、町長は、基本法第23条第1項の規定に基づき、町に災害対策本部を設置し、県及び指定地方行政機関、指定公共機関等と緊密な連絡及び協力のもとに災害応急対策を実施するものとする。

1 組織

神流町災害対策本部の組織及び編集は、神流町災害対策本部条例（平成15年神流町条例第13号）及び本計画に定める。

2 設置基準

町長（町長が不在の場合は、副町長・教育長の順）が神流町災害対策本部を設置する基準は次による。

- (1) 群馬県下に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風雨、大雨洪水警報、注意報が発表され、その必要性が認められるとき。
- (2) 町の区域に大規模な火災、爆発、その他重大な人的災害が発生し、その必要性が認められるとき。
- (3) 町の区域に重大な災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、その必要性が認められるとき。
- (4) 前号のほか、著しく激甚である災害により、その必要性が認められるとき。

3 設置場所

災害対策本部は町役場に設置し、役場正面玄関に「神流町災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

なお、激甚災害等により、役場庁舎内に災害対策本部を設置できない場合は、代替施設として中里合同庁舎、神流町立万場小学校、神流町立中里中学校の順序で災害対策本部を設置することとする。

4 廃止基準

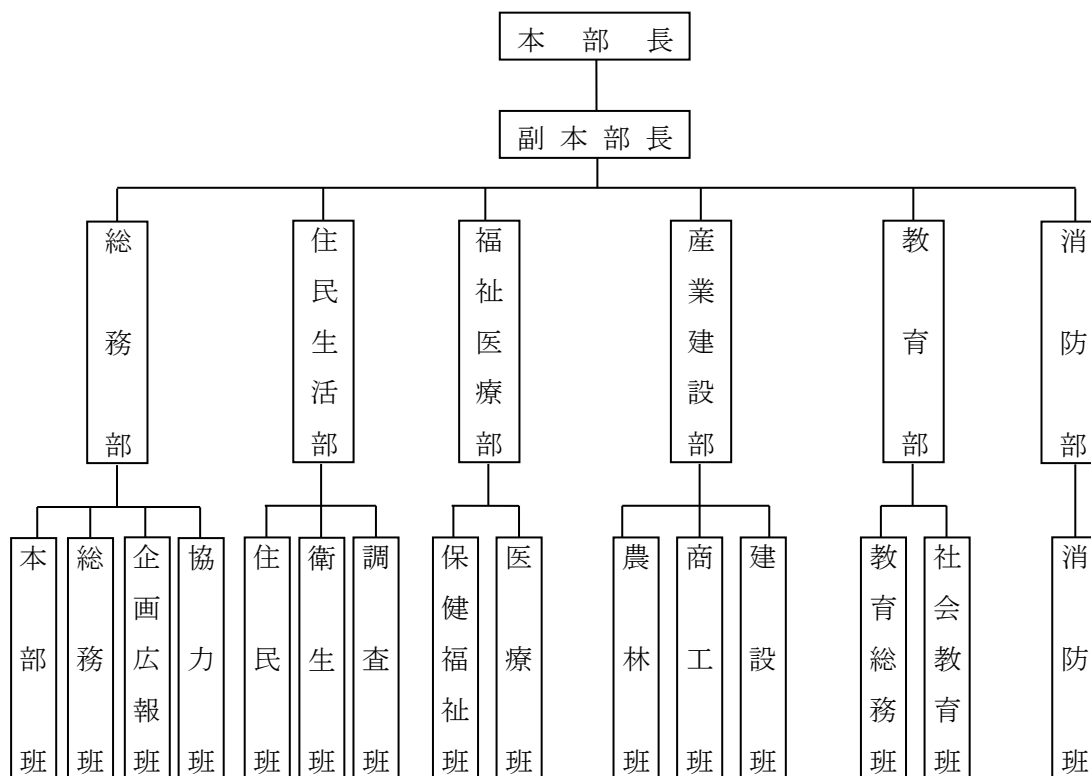
災害のおそれがなくなったとき若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

5 本部の組織及び事務分掌

本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとする。ただし、本部員が欠けたときは本部

長の任命により班長が代理し、班長が欠けたときは 部長の任命により班員が代理するものとする。

(1) 本部組織図



本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	総務課長、住民生活課長、保健福祉課長、産業建設課長、 教育委員会事務局長、議会事務局長、総務課長補佐相当職、 生活課長補佐相当職、保健福祉課長補佐相当職、産業建設課長補佐相当職、 会計課長補佐相当職、教育委員会事務局長補佐相当職、消防団長

(2) 本部事務分掌

本 部 長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策活動に係る重要事項の決定。 ・本部事務の統轄及び本部員の指揮監督。
副 本 部 長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の補佐。 ・本部長不在時における職務の代理。

部	部長	班	班長	事 務 分 掌
総 務 部	総 務 課 長	本 部 班	総 務 課 長 補 佐 相 当 職	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 ・本部会議に関すること。 ・配備体制、その他本部命令の下达に関すること。 ・町有自動車の配車に関すること。 ・各部各班との連絡調整に関すること。 ・避難勧告、避難指示等の発令に関すること。 ・自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・国、県及び他の地方公共団体への応援要請に関すること。 ・防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・消防団員出動要請、活動への指導等に関すること。 ・各班への増員派遣に関すること。 ・罹災証明書の発行に関すること。
		総 務 班		<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所等の設置及び運営に関すること。 ・福祉避難所の開設に関すること（保健福祉班と連携）。 ・災害応急措置関係予算に関すること。 ・町民の救助、救出等に関すること。 ・水害、火災又は地震等の災害防除及びこれらの災害による被害軽減対策に関すること。 ・応急食料等備蓄品の調達及び配給に関すること。 ・燃料の調達に関すること。 ・公共交通機関及び交通安全確保に関すること。 ・ボランティアセンターの開設及び活動計画に関すること。 ・ボランティアの受入支援、調整及び派遣に関すること。 ・各部各班への協力に関すること。 ・町議会議員との連絡調整に関すること。
		企 画 広 報 班		<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の受信及び応急対策の指示及び広報に関すること。 ・各部から報告された被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 ・報道機関等への発表に関すること。

部	部長	班	班長	事務分掌
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報及び地震情報の収集、伝達に関する事。 ・ 災害救助の総合調整に関する事。
		協力班	議会事務局室長	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアセンターの開設及び活動計画に関する事。 ・ ボランティアの受入支援、調整及び派遣に関する事。 ・ 各部各班への協力に関する事。 ・ 町議会議員との連絡調整に関する事。
住民生活部	住民生活課長	住民班	住民生活課長補佐相当職	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活必需品の調達及び供給等に関する事。 ・ その他部内各班に属さない事項に関する事。
		衛生班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃施設の被害情報収集及び応急措置に関する事。 ・ 応急的清掃に関する事。 ・ し尿処理に関する事。 ・ ねずみ族、昆虫駆除に関する事。 ・ 防疫薬品及び資材調達供給確保に関する事。 ・ 遺体の収容、身元確認及び埋火葬に関する事。 ・ 倒壊家屋の調査に関する事。 ・ 流失地の調査に関する事。
		調査班	会計室長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倒壊家屋の調査に関する事。 ・ 流失地の調査に関する事。
福祉医療部	保健福祉課長	保健福祉班	保健福祉課長補佐相当職	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者の安否確認に関する事。 ・ 避難行動要支援者の避難誘導に関する事。 ・ 医療施設の被害情報収集及び応急措置に関する事。 ・ 社会福祉施設の被害情報収集及び応急措置に関する事。 ・ 救護所の設置、運営及び管理に関する事。 ・ 救急薬品等の供給確保に関する事。 ・ 伝染病の防疫又は患者の早期発見収容に関する事。 ・ 助産及び母子の衛生保護その他の防疫業務に関する事。 ・ 救助物資の保管及び受払に関する事。 ・ 救助物資の配分計画及び供与に関する事。 ・ その他部内各班に属さない事項に関する事。 ・ 社会福祉協議会に関する事。

部	部長	班	班長	事務分掌
		医療班		<ul style="list-style-type: none"> ・救護班の編成に関する事。 ・医療関係者の動員及び配置に関する事。 ・救急医療機関等との連絡調整に関する事。
産業建設部	産業建設課長	農林班	産業建設課長補佐相当職	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、農林業施設の被害情報収集及び応急措置に関する事。 ・農林業関係の被害調査及び被害農作物の応急措置、被害農作物用肥料農薬の供給に関する事。 ・被災農家に対する金融措置に関する事。 ・家畜の防疫診断、家畜施設対策、飼料の受給に関する事。 ・災害用農作物の予備貯蔵管理に関する事。
		商工班		<ul style="list-style-type: none"> ・商工関係の被害調査及び報告に関する事。 ・観光関係施設の被害情報収集及び応急措置に関する事。 ・その他部内各班に属さない事項に関する事。
		建設班		<ul style="list-style-type: none"> ・土木関係災害情報の収集、関係機関との連絡に関する事。 ・道路、橋梁の応急措置、被害道路、橋梁等の調査、応急修理に関する事。 ・山崩れ、治山施設、治水施設等の措置及び指導に関する事。 ・被害河川の情報収集、調査、応急措置、その他水害予防、砂防応急措置等に関する事。 ・被害建築物の調査、応急措置及び指導、建設業者等の連絡に関する事。 ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する事。 ・応急仮設住宅の建設、管理に関する事。 ・水道施設被害情報収集及び応急措置に関する事。 ・給水、水質検査に関する事。 ・その他部内各班に属さない事項に関する事。

部	部長	班	班長	事務分掌
教育部	教育委員会事務局長	教育総務班	教育委員会事務局長補佐相当職	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の避難誘導及び避難状況調査に関すること。 ・学校その他教育施設の被害情報収集及び応急措置に関すること。 ・教育関係の被害調査、関係機関との連絡に関すること。 ・災害時における児童生徒の応急教育に関すること。 ・保育所児童の避難誘導及び避難状況調査に関すること。 ・保育所施設の被害情報収集及び応急措置に関すること。
		社会教育班		<ul style="list-style-type: none"> ・社会体育施設の被害情報収集及び応急措置に関すること。 ・文化財の保護及び応急対策に関すること。 ・社会体育施設、学校体育施設の解放、調整に関すること。 ・各種スポーツ団体への協力要請に関すること。

第2節 活動計画

風水害等大災害が発生した場合に、職員が迅速に行動し、町民の生命、身体及び財産を災害から防ぐための活動を定めるものとする。

1 事前計画

(1) 警防調査

消防活動を迅速・的確に実施するために、地理、水利等の状況をあらかじめ調査する。

(2) 災害危険区域の把握

警防調査に基づき、水害が予想される区域、水没等により進入困難となる区域、急傾斜地、土砂崩れ危険区域、増水等により急流となる河川及びその他の危険が予想される区域を把握し、必要に応じ河川、堤防等の管理者に連絡し必要な措置を求め、付近町民に周知させる。

更に、災害誘因、素因、履歴の検討、土地利用の返還の検討及び地域の危険性の総合把握を行う。

(3) 重点防御施設・区域の把握

公共施設、病院、学校、避難所となる建物調査

(4) 警防活動用図面の整備

警防調査に基づき把握した資料の図面に、過去の災害被害状況を記入し、資料を整備する。

2 災害出動計画

(1) 部隊編成

ア 警戒時の部隊編成

水害危険区域の状況、道路の冠水・土砂崩れ等により孤立するおそれのある地区の状況により、保有消防力を勘案し、警戒班の編成計画をはじめ、初動対応部隊、補強消防隊等出動計画を定める。

イ 災害種類別・規模別部隊編成

災害の種類及び状況を勘案し、警戒班の編成計画をはじめ初動対応部隊、補強消防隊等出動計画を定める。

(2) 出動経路

災害により、道路等が寸断されることが予想されるので、あらかじめ出動経路について検討する。

(3) 部隊の交代及び増員

水防警報が発令された場合、危険箇所へ必要に応じ人員の増員及び部隊の交代を適切に実施し、継続した活動が確保されるよう計画を策定する。

(4) 相互応援協力

大規模災害発生時には、1つの消防機関のみではすべての災害に対応できないことが予想されるため、町との間で締結した応援協定等に基づき災害応援要請を依頼する。

3 警戒活動計画

(1) 警戒本部の設置（対策本部設置前の対応）

災害発生のおそれのある各種気象警報が発令されたとき又は気象警報の発表の有無にかかわらず、町内に災害が発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要と認めたときは、初期段階での活動を素早く実施できるために、次により役場内に警戒本部を設置し、情報収集や、防災関係機関等との連絡調整を実施する。

ア 設置時期

各種気象警報等の発令、降雨量（最大日量、最大時間雨量等）等により警戒体制を確立する必要がある場合に警戒本部を設置する。

イ 組織及び任務

- ・情報収集及び伝達体制の確保
- ・消防部隊の増強
- ・災害危険区域等の警戒
- ・災害活動資機材の点検・整備及び配備

- ・通信体制の確保
- ・災害情報の広報活動
- ・その他必要事項

(2) 職員の招集

災害発生状況を把握し、招集する。なお、伝達手段については、「第4章 風水害応急対策計画 第5節 動員計画」による。

(3) 情報収集項目

- ア 気象注意報及び警報の発令状況
- イ 雨量及び河川の水位等の情報
- ウ 地域の災害情報
 - ・河川周辺地域及び災害危険区域の危険状況
 - ・土砂災害の予想される箇所の前兆現象
- エ 町民の避難状況
 - ・避難実施区域、避難所名、避難人数、その他必要事項

(4) 災害広報（町民への情報伝達）

町民の不安や混乱を防止するため、災害情報を町民へ伝達する。なお、伝達手段については、「第4章 風水害応急対策計画 第8節 災害広報計画」による。

(5) 関係機関との連絡調整

- ア 県危機管理室、広域消防本部等の防災関係機関等との情報交換をする。
- イ 災害危険区域等の警戒区域の設定及び活動体制等について、防災関係機関相互の連絡を密にする。

第3節 水防計画

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、町の水防活動が有機的、かつ、効果的に行われるよう計画するものである。

1 水防区域

本町各河川の現状及び洪水を予想し、公共に及ぼす影響により次のとおり水防区域を指定する。

水系名	河川名	所在	延長	岸	備考
利根川	神流川	神流町	6,500m	左岸	神流町大字麻生諏訪橋より小平80番地先まで
利根川	神流川	神流町	100m	右岸	神流町大字生利字飯島9番地付近

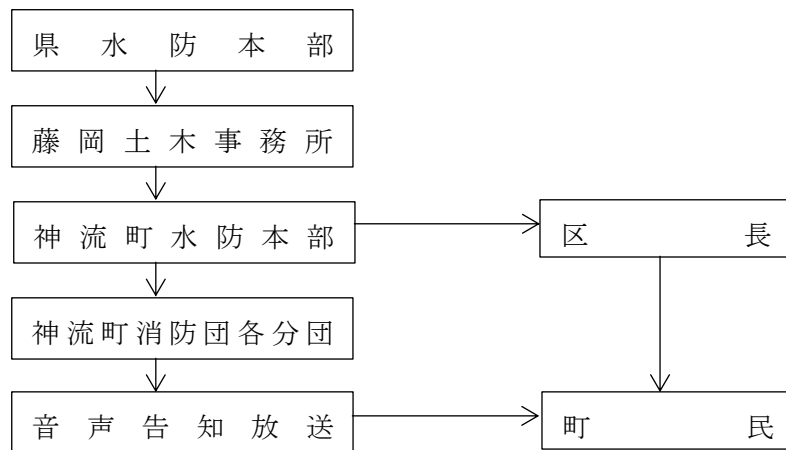
2 水防組織

町における水防組織は次のとおりである。

水防本部長（管理者） -----神流町長
 水防団長 -----神流町消防団長
 現地指導 -----藤岡土木事務所
 庶務、記録、連絡情報 -----神流町役場 総務課・産業建設課

3 気象情報等連絡方法

水防本部は、藤岡土木事務所等からの気象状況等の連絡を受けたときは、次のとおり町民に周知徹底を図る。



- (1) 雨量通報
- (2) 水防通報

4 水防非常動員と出動

(1) 動員及び活動

本部長は、水防法第10条第1項の規定により（洪水のおそれがあると認められるとき）、知事からその状況を通知され又は洪水による危険があると予想されたときは、次の基準により非常動員の指令を発する。

区分	動員内容
第1号動員	今後の気象情報に注意と警戒を必要とするが、予想される事態発生までかなりの時間的余裕がある場合、少数の人員で当たり、情報・連絡活動を主として事態の推移によって、直ちに指導その他の活動ができる体制（所属人員の25%程度で水防業務に当たる）

第2号動員	水防事態が予想され、水防活動の開始が考えられる場合、水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なくできる体制 (所属人員の50%で水防業務に当たる)
第3号動員	事態が切迫し、水防活動の必要が予想される場合、所属人員全員によって水防活動ができる体制 (所属人員全員完全な水防業務に当たる)

(2) 待機及び出動準備

ア 待機

洪水予報が発令され又は県水防本部が待機の状態に入ったときは、水防団又は消防機関の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその状態を把握することに努め、団員を直ちに次の段階に入れるような体制に置くものとする。

イ 出動準備

河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき又は気象状況等により水害の危険が予知されるときは、出動準備命令を発し、水防団及び消防機関の責任者等は、所定の詰所に集合し、資材の整備・点検、作業員の動員計画に当たり、水防上重要工作物のある箇所への派遣、水位観測所及び護岸巡視等のため団員を出動させることとする。

(3) 出動

出動命令は、次の状況の際に発令するものとし、水防団及び消防機関の全員が指定の詰所に集合し、水防活動を行うものとする。

ア 水防警報が発せられたとき。

イ 河川の水位が警戒水位に達したとき。

ウ 急激な豪雨があったとき。

エ 護岸に特に危険な箇所がある場合等で、水防活動を行う必要があると認められるとき。

(4) 出動要項

ア 第1次出動

神流町消防団員の少数が出動し、護岸の巡視・警戒に当たる。

イ 第2次出動

消防団員の一部が出動し水防活動を行う。

ウ 第3次出動

消防団員全員が出動し、水防活動を行う。

※いずれの段階の出動を行うかは、各水防管理者が担当区域の危険度に適合するよう定めるものとする。この場合、直ちに水防本部及び土木事務所に報告するものとする。

5 河川の巡視

水防管理者は、気象又は水防の警報が発せられたとき、あるいは気象状況により水防の必要が予知されるときは、巡視員を派遣して区域内の護岸、その他水防に関する工作物等の巡視警戒に当たり、巡視員は水防上危険である箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告しなければならない。

巡視に当たって注意しなければならないことは次のとおりである。

- (1) 護岸の溢水状況
- (2) 工作物前面の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 工作物背面の漏水又は飽水による亀裂
- (5) 橋梁その他の構造物と取付部分の異常

6 協力応援

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は町長若しくは消防長に対し応援を求めることができる。

7 水防解除

水防管理者は、水位が警戒水位を減じ、かつ、危険がなくなったときは、水防解除を命ずるとともに一般に周知する。

8 水防報告

水防管理者は、水防活動が集結した場合、群馬県水防計画の定めるところにより遅滞なく所轄土木事務所を経由し知事に報告する。

9 資材の確保

応急資材の保管場所を次のとおり設け、器具・資材等を準備しておくものとする。

また、資材補充のため水防区域近在の手持ち資材を調査し、緊急時の補給に備える。

管理者	保管者	所在地
神流町長	総務課長	神流町役場

資材	コードリール	土嚢袋	炊飯器	救急箱	発電機	照明器具	縄
数量	4	400	2	3	1	6	5

第4節 事前措置及び応急措置に関する計画

当町の地域に係る災害が発生し又は発生しようとしているときの事前措置に関する取扱いは、本計画の定めるところによるものとする。

1 町長が行う事前措置等

町長は、災害が発生するおそれのあるときは、法令等の定めるところにより、次の措置をとる。

(1) 出動命令等（基本法第58条）

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ若しくは出動を命じ又は警察官の出動を求める等地域内の災害対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備を要請し若しくは求める。（警察官の出動を求める場合は、藤岡警察署長を経て県警本部長に対して行う。）

(2) 事前措置等（基本法第59条）

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するのに必要な限度において、設備又は物件の除去保安等について必要な措置をとることを指示することができる。

(3) 避難の指示等（基本法第60条）

町民に対する避難の指示は、「第4章 風水災害応急対策計画 第11節 避難計画」に定めるところによる。

2 町長が行う応急措置等

町長が行う応急措置等は、次のとおりとする。

(1) 町長の応急措置に関する責任（基本法第62条第1項）

町長は、当町の地域に係る災害が発生し又は発生しようとしているときは、法令等の定めるところにより、消防、水防、救助その他の災害を防御し又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに講ずる。

(2) 警戒区域の設定（基本法第63条第1項、消防法第28条、同法第36条、水防法第14条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第6条第4項）

町長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、該当区域への立ち入りを制限し若しくは禁止し又は該当区域からの退去を命ずる。

ア 設定の要領

町長は、警戒区域の設定にあたって災害の種別、規模、被害等の要因を総合的に判断し、設定の時期、範囲、任務分担表を決定するとともに、標示、広報等を行い、

町民等に対し周知徹底を図る。

イ 標示の要領

町長は、警戒区域を定めた場合、掲示板、ロープ、赤色灯、赤旗などを活用し、警戒区域を明示するとともに、掲示板による標示には、立入禁止の旨と町長名を明記し、必要に応じて警戒区域設定理由、内容、範囲、期間等を付加して標示する。

ウ 警戒員の配置

町長は、警戒区域に、関係者以外の立入禁止等の措置及び避難者等の事故防止のため、交通指導員等を派遣し、警戒区域への一般車両の通行を規制するとともに、消防職員、団員による警戒員を配置し、拡声器、笛、ロープ、照明、赤色灯などを携行させて、警戒・広報等にあたらせる。

なお、警戒区域を設定した場合は、藤岡警察署長に対し、警戒区域設定について協力を要請し、警察官の協力を得て警戒活動を行うとともに、長時間にわたる場合に備え、交代要員や夜間照明を確保するよう留意する。

(3) 応急公用負担等

ア 工作物等の使用、収容等（基本法第 64 条第 1 項）

町長は、当町の地域に係わる災害が発生し又は発生しようとしている場合において、緊急措置を実施するため、緊急に必要があると認められるときは、当該区域内の他人の土地、建物その他工作物を一時使用し又は土石、竹木その他の物件を使用し若しくは収容することができる。

イ 工作物等の除去、保管等（基本法第 64 条第 2 項～第 6 項、施行令第 25 条～第 27 条）

町長は、当町の地域に係る災害が発生し又は発生しようとしている場合において、緊急措置を実施するため、緊急に必要があると認められるときは、現場の被害を受けた工作物又は物件で当該緊急措置の実施に支障となるものの除去その他必要な措置をとる。

なお、この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならないものとし、工作物等を保管した場合は、必要な措置をとる。

3 従事命令等（基本法第 65 条、同法第 63 条第 2 項）

(1) 従事命令及び協力命令は、次に掲げるところによる。

命令対象の作業	命令区分	根 拠 法 令	執 行 者
消 防 作 業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防職員又は消防団員
水 防 作 業	従事命令	水防法第 17 条	水防管理者、消防団長、 消防機関の長
災 害 救 助 作 業	従事命令	災害救助法第 24 条	知事

命令対象の作業	命令区分	根 拠 法 令	執 行 者
(救助法適用救助)	協力命令	災害救助法第 25 条	
災害応急対策作業 (除 災 害 救 助)	従事命令	基本法第 71 条	知事
	協力命令		
災害応急対策作業 (全 般)	従事命令	基本法第 65 条第 1 項	町長
		基本法第 63 条第 2 項 警察官職務実行法第 4 条	警察官

(2) 従事命令の対象者は、次に掲げる範囲による。

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消 防 作 業	火災現場付近にある者
水 防 作 業	町の区域内の町民又は水防作業の現場にある者
災 害 救 助 そ の 他 の 作 業 (救助法、基本法による知事の従事命令)	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 土木、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 (6) 軌道経営者及びその従事者 (7) 自動車運送業者及びその従事者
災 害 救 助 そ の 他 の 作 業 (知事の協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災 害 応 急 対 策 全 般 (基本法による町長又は警察官の従事命令)	区域内の町民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災 害 応 急 対 策 全 般 (警察官職務施行法)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その関係者

(3) 公用令書の交付

従事命令、協力命令、保管命令、使用命令、収容命令を発する場合は、次のとおりとする。

なお、命令を変更し又は取り消しするときも同様とする。

ア 災害救助法による従事、協力命令・・・災害救助法施行令に定める様式（基本様式を準用）

イ 同上命令の取消命令・・・・・・

ウ 基本法による従事、協力命令・・・基本法施行規則第 7 条に定める様式

エ 同上命令の変更命令・・・・・・

オ 同上命令の取消命令・・・・・・

- カ 物資の保管命令 //
- キ 管理（使用、収容）命令 //

4 損害補償

(1) 損失補償（基本法第 82 条第 1 項）

町は、町長等による工作物の使用収用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償する。

(2) 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償（基本法第 84 条第 1 項、施行令第 36 条第 1 項、水防法第 45 条）

町は、町長又は警察官が業務従事命令及び警戒区域の設定のため、区域内の町民又は応急措置を実施すべき現場にあるものを応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのために死亡し、又は負傷し若しくは疾病にかかり又は障害の状態となったときは、政令で定める基準に従い、条例に定めるところにより、その者又はその者の遺族にこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

なお、損害補償の基準及び損害補償の区分は、次のとおりとする。

ア 損害補償の基準

損害補償の基準は、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令 288 号。以下「施行令」という。）の規定に基づく非常勤消防団員に係る損害補償を定める政令（昭和 31 年政令 335 号）中、消防法（同法において準用する場合を含む）第 29 条第 5 項の規定により消防作業に従事した者又は水防法第 24 条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の定めるところによる。

イ 損害補償の区分

区 分	町長の命令
基 準 根 拠	非常勤消防団員及び災害に伴う応急措置の業務に従事した者
補 償 の 種 類	療養補償、休業補償、第 1 種障害補償、第 2 種障害補償、遺族補償、葬祭補償
支 給 額	群馬県市町村総合事務組合非常勤消防団員等災害補償条例（平成 2 年群馬県市町村総合事務組合条例第 15 号）で定める額

5 町長に対する指示

知事は、応急措置が的確、かつ、円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、町長に対して応急措置の実施について必要な指示をし又は他の市町村長に対し応援すべきことを指示する。

6 町長が実施すべき応急措置の知事による代行（基本法第 73 条、施行令第 30 条）

知事は、災害が発生した場合において、当該災害により町がその全部又は大部分の事

務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき次の応急措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

- (1) 警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者に対して立ち入りを制限し若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずること。(基本法第 63 条第 1 項)
- (2) 町の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し又は土石、竹木、その他の物件を使用し若しくは収用すること。(同法第 64 条第 1 項)
- (3) 応急措置の支障となる工作物等の除去(同法第 64 条第 2 項)
- (4) 町の区域内の町民又は応急対策を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させること。(第 65 条第 1 項)

7 町の委員会及び委員等の応急措置(基本法第 62 条第 2 項)

町の委員会又は委員、町の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の定めるところによる応急措置の実施の責任を有する者は、町の区域に係る災害が発生し又は発生しようとしているときは、町長の所轄のもとにその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し又は町長の実施する応急措置に協力する。

8 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、「群馬県地域防災計画」の定めるところによる。また、救助法による救助は知事が実施する。ただし、知事が救助の一部を町長が行うこととした場合には、町長がこれを実施する。

町における当該基準の適用となる住家滅失世帯数は 30 世帯以上(県内の住家滅失世帯数が 2,000 世帯以上に達した場合は 15 世帯以上)である。なお、住家滅失世帯数とは全壊、全焼、流出等により住家の滅失した世帯の数をいい、半壊、半焼した世帯にあつては 2 世帯をもって 1 世帯、床上浸水、土砂等堆積により一時的に居住不能になった世帯にあつては 3 世帯をもって 1 世帯と換算する。

第 5 節 動員計画

神流町災害対策のための動員は、本計画の定めるところによるものとする。

1 対策本部配備体制基準

本部における体制基準は、次のとおりとする。

区 分	動 員 内 容	配 備 体 制
予 備 動 員	あらかじめ、気象予報等で災害が発生するおそれがあるほどの降雨や暴風等が予想される場合。	警戒態勢をとることが必要となった際、初期動員を円滑に行い得る必要最小限度の体制とす

		る。
初期動員	警報等が発令又は伝達され、災害が発生するおそれが認められるときなど、警戒態勢をとる必要がある場合。	災害警戒本部を設置し、情報収集等が円滑に行い得る必要最小限度の体制とする。
第1号動員	災害が発生し又は発生するおそれが認められ、初期動員では対応できない場合。	災害対策本部を設置し、小規模災害における応急対策活動が実施できる体制とする。
第2号動員	相当規模の被害が発生し又は発生するおそれが認められ、第1号動員では対応できない場合。	災害対策本部を設置し、中規模災害における応急対策活動が実施できる体制とする。
第3号動員	大規模の災害が発生し又は発生するおそれが認められ、第2号動員では対応できない場合。	災害対策本部を設置し、大規模災害における応急対策活動が実施できる体制とする。

2 本部要員の動員

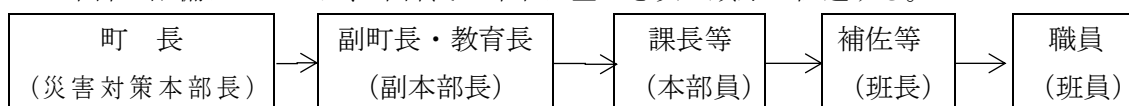
本部設置における要員の動員は、原則として次のとおりとする。

予備動員	総務課長、総務課長補佐、防災担当
初期動員	予備動員の他、課（局）長、課（局）長補佐相当職
第1号動員	初期動員の他、水道担当、土木担当、林道担当、福祉担当、広報情報担当、総務課員
第2号動員	第1号動員の他、係長、主査、消防団長、消防団副団長
第3号動員	全職員

※消防団招集があった場合、消防団に所属し部長以上の役職についている職員については、原則として消防団活動を優先する。

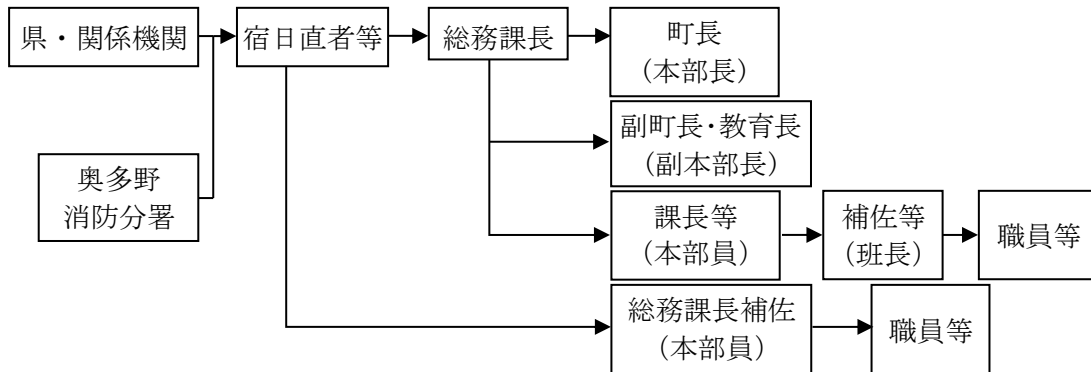
3 勤務時間中における動員

本部の配備については、本部長の命令に基づき次の順序で伝達する。



4 勤務時間外における動員

休日、夜間等勤務時間外においては、次の順序で宿日直者等が電話及び一斉通報メールにより速やかに伝達し、本部長は要員の確保に努める。



5 動員連絡責任者

本部要員の動員にあたっての連絡責任者は、次のとおりとする。

部 名	責 任 者 職 名		夜間及び休日の 連絡方法
	正	副	
総 務 部	総 務 課 長	総 務 課 長 補 佐	宿日直者等から伝達 した一斉通報メール で確認できない場合 に電話等により連絡 する。
住 民 生 活 部	住 民 生 活 課 長	住 民 生 活 課 長 補 佐	
福 祉 医 療 部	保 健 福 祉 課 長	保 健 福 祉 課 長 補 佐	
産 業 建 設 部	産 業 建 設 課 長	産 業 建 設 課 長 補 佐	
教 育 部	教 育 委 員 会 事 務 局 長	教 委 事 務 局 長 補 佐	

第6節 気象注意報・警報等の伝達計画

気象注意報・警報等の伝達計画は、気象業務法等関係法令に基づき発表される注意報・警報並びに地震情報の受理並びに伝達の周知徹底に関する計画で、その取扱いは次によるものとする。

1 気象注意報・警報等の伝達体制の整備

(1) 体制の整備

町長は、さまざまな環境下にある町民等及び町職員に対して警報等が確実に伝わるよう、広報車、音声告知放送、CATVなどを活用するとともに、関係事業者の協力を得つつ情報伝達手段の多様化を進め、気象注意報・警報等の情報伝達が迅速、かつ、的確に行われるように努める。

(2) 気象注意報・警報等の伝達責任者

町は、気象注意報・警報等の発受伝達を迅速、かつ、的確に実施するため、担当課(局)ごとに気象注意報・警報等の伝達責任者を1名定める。

なお、町が、大雨、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けたときは、町は直ちに住民等に周知するものとする。

2 気象注意報・警報等の通報伝達等

町長は、県等関係機関から警報等の伝達を受けたとき又はテレビ・ラジオ放送等により警報等が発せられていると知ったときは、次の措置等その対策を速やかに実施する。

- (1) 県及び関係機関等と緊密に連絡をとるとともに、テレビ・ラジオ放送には特に注意し、的確な情報の把握に努め、その対策に万全を期する。
- (2) 県から気象警報の伝達を受けたときは、消防本部と緊密な情報交換を行い、町の立地条件を考慮のうえ、警報を発令する。なお、警報を発令したときは、消防計画の定めるところにより必要な措置をとる。
- (3) 警報等を町民及び関係者に徹底するにあたり、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置についても警告する。
- (4) 警報等を町民及び関係者に周知するにあたっては、概ね次の方法により速やかに行う。

ア CATV による音声告知放送

イ 広報車による広報

ウ サイレン、警報等による方法

エ 伝達組織を通じた方法

オ LINE 等 SNS による方法

3 勤務時間外における通報伝達

町長は、勤務時間外に通報される警報等、火山情報、地震情報及び火災気象通報の通報伝達が迅速、かつ、的確に行われるよう常時体制を整備しておくものとする。

なお、伝達系統は「第5節 動員計画」に定めるところによる。

4 異常現象発見時の措置

基本法第54条に基づき災害が発生しそうな異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次により関係機関に通報する。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに自己又は他人により町長若しくは警察官に通報する。

(2) 警察官の通報

警察官は異常現象を発見し又は通報を受けた場合は、速やかに町長に通報する。

(3) 町長の通報

異常現象の情報を入手した町長は、神流町地域防災計画の定めるところにより、直

ちに次の機関に通報する。

ア 前橋地方気象台

イ 藤岡行政県税事務所、藤岡土木事務所、その他異常現象に係る県の地域機関

ウ 異常現象に係るのある隣接市町村

(4) 通報を要する異常現象

ア 強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、河川の著しい増水等

イ 急傾斜地等での湧出、地割れ等の地形変化

ウ 湧泉の新生や枯渇、量、臭、色、温度の異常等顕著な変化

エ 頻発地震（数日間にわたり頻繁に感じるような地震）

5 気象注意報・警報等の伝達協力

気象注意報・警報等の通報伝達にあたっては、各防災関係機関は当該注意報・警報等が、速やかに関係者に到達するよう相互に協力する。

第7節 災害情報収集及び被害報告取扱計画

被害状況及び災害応急対策の情報の調査、収集あるいは被害報告の取扱いは、基本法第51条に基づき本計画に定めるところにより実施するものとする。

1 災害情報の収集

(1) 風水害時に収集すべき情報

ア 警戒段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段等
1 気象情報、雨量等	・警報の内容、予想される降雨及び災害程度	・発表後即時	・気象庁レーダー、アメダス、土砂災害に関するメッシュ情報等 ・群馬県水位雨量情報システム、防災情報等 ・国土交通省テレメータ等	・テレビ(データ放送を含む) ・ラジオ ・インターネット ・県防災情報システム ・全国瞬時警報システム
	・先行雨量、他地域の降雨状況、時間雨量の変化土砂災害の危険度	・随時		
	・河川の水位、流量等の時間変化	・随時	・国土交通省テレメータ等 ・群馬県水位雨量情報システム、防災情報等 ・町職員、消防団員の警戒員等	・テレビ(データ放送を含む) ・インターネット ・防災行政無線 ・消防団無線 ・電話

	・内陸滞水の状況	・随時	・町職員、消防団員の警戒員等 ・町民	・防災行政無線 ・消防団無線 ・電話
--	----------	-----	-----------------------	--------------------------

イ 災害発生段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段等
1. 災害発生状況	・河川の氾濫状況	・災害発生の覚知後即時	・町職員、消防団員の警戒員等 ・町民	・防災行政無線 ・消防団無線 ・電話
	・がけ崩れ、地すべり土砂災害の発生状況			
	・物的、人的被害状況及び災害の発生が予想される事態に関する情報			
	・ライフライン等の被災状況	・被災後、被害状況が把握された後	・町職員、消防団員の警戒員等 ・各ライフライン関係機関	
2. 町民の避難状況	・避難実施状況(避難実施地域、避難者数、避難所等)	・避難所収容後	・避難所管理者 ・地区の組織 ・避難者代表者 ・町職員、消防団員の警戒員等	・防災行政無線 ・消防団無線 ・電話

ウ 復旧過程

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段等
1. 全体的な被害状況	・物的、人的被害の確定状況	・暴風雨等が終息した段階	・町職員	・防災行政無線 ・電話
2. 町民の避難に関する情報	・避難所周辺の避難実施確定状況(避難実施地域、避難者数等)	・暴風雨等が終息した段階	・避難所管理者 ・地区の組織 ・避難者代表者 ・町職員	・防災行政無線 ・電話
3. ライフラインの復旧状況	・被災状況及び復旧状況(通信機器施設、道路、橋梁等)	・暴風雨等が終息した段階	・町職員 ・各ライフライン関係機関	・防災行政無線 ・電話
4. 各関係機関の応急復旧対策の実施状況	・応急復旧工事等の進捗状況 ・食料、物資等の状況 ・環境対策の状況	・随時	・町職員 ・各関係機関	・防災行政無線 ・電話

2 被害報告等取扱責任者及び被害等の調査

- (1) 被害報告等が迅速、かつ、的確に処理できるよう被害報告責任者を定めておき、報告すべき被害等の調査は、町が関係機関及び団体の協力及び応援を得て行う。

被害報告責任者	調査事項	協力応援機関・団体
総務課長	町有財産被害 人的被害、住家被害等一般被害 水害	区長会、自主防災組織、 土木事務所、消防署、 消防団
住民生活課長	清掃施設関係被害 保育施設関係被害 防疫・衛生関係被害	保健福祉事務所
保健福祉課長	医療関係被害 福祉施設関係被害	保健福祉事務所 保健福祉事務所、社会福祉 協議会
産業建設課長	農業関係被害 林業関係被害 商工業関係被害	農業事務所 林業事務所 商工会
	水道施設関係被害 土木施設関係被害	土木事務所
教育委員会事務局長	教育関係被害	教育事務所

- (2) 被害状況等の調査にあたっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏重複調査のないよう十分留意し、異なった被害状況は調整する。
- (3) 被災世帯員数等については、現地調査のほか、住民登録の諸帳簿と照合する等的確を期する。

3 報告の基準

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号、以下「救助法」）が適用される災害
- (2) 救助法が適用されない災害状況であっても、その災害が及ぼす社会影響から見て報告の必要があると認められる災害
- (3) 災害に対し、国・県の援助を要する災害
- (4) 災害が当初は軽減であっても、近隣の市町村に及ぶような災害で、全体的に大規模な同一災害
- (5) 当初は軽微な災害であっても、拡大し発展するおそれがある災害
- (6) 災害警戒本部及び災害対策本部を設置した災害
- (7) 県から報告の指示のあった災害

気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの

上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響
度が高いもの

(8) その他町長が報告の必要を認めた災害

4 報告の種別

(1) 町長の知事に対する報告

町長は、管轄区域内の被害状況について、次により知事あてに報告する。

(連絡先：藤岡行政県税事務所長 TEL：0274-22-5101 FAX：0274-23-0189)

この際、藤岡行政県税事務所に連絡がつかない場合は、県危機管理室に直接報告する
ものとし、いずれにも連絡がつかない場合は総務省消防庁へ直接報告する。

(消防庁応急対策室 TEL:03-5253-7527 FAX:03-5253-7537)

(消防庁宿直室 TEL:03-5253-7777 FAX:03-5253-7553)

ア 災害対策基本法に基づく報告

(ア) 災害概況即報

災害の発生を覚知した場合は、覚知後 30 分以内に様式 1 「災害概況即報」によ
り報告する。

(イ) 被害状況即報

災害概要即報の後、様式 2 「被害状況即報」及び様式 3 「被害状況即報続紙」
により報告するものとし、報告の頻度は次による。

- ① 第 1 報は、被害状況を確認次第報告。
- ② 第 2 報以降は、人的被害に変動がある場合は 1 時間ごとに報告。
人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は 3 時間ごとに報告。
- ③ 災害発生から 24 時間経過後は、被害に変動がある場合に 6 時間ごとに報告。

(ウ) 災害確定申告

応急対策を終了した後、10 日以内に様式 4 「災害確定報告」及び様式 5 「災害
確定報告続紙」により報告する。

(エ) 記入要領

- ① 第 1 報は、被害状況を確認次第報告。
被害認定基準は、第 5 項による。
- ② 続紙（様式 3、様式 5）の「被害の区分」は、様式 2 「被害状況即報」及
び様式 4 「災害確定報告」の区分欄による。
- ③ 続紙（様式 3、様式 5）の「被害発生地区」は、町の行政区域による。
- ④ 続紙（様式 3、様式 5）の「数（名称）」は、様式 2 「被害状況即報」及び
様式 4 「災害確定報告」の区分欄に従い、次による。

○死者、行方不明者、重傷、軽傷・・・・・・・・・・・・・・・・人数

- 住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水・・・棟数、世帯数、人数
- 非住宅被害のうち公共建物、その他・・・・・・・・・・名称
- その他のうち畑の流失、埋没、冠水、畑の流水・埋没、冠水・・・・面積
- その他のうち文教施設、病院、清掃施設・・・・・・・・・・名称
- その他のうち道路、橋梁、河川、港湾、砂防、崖くずれ、鉄道不通・名称、場所
- その他のうち水道、電話、電気、ガス・・・・・・・・・・戸数・回線数
- その他のうちブロック塀等・・・・・・・・・・箇所数
- 火災のうち建物・・・・・・・・・・棟数
- 火災のうち危険物その他・・・・・・・・・・名称

(オ) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

イ 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

町は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

ウ 町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

5 被害程度の認定基準

災害概況即報（様式1）、被害状況即報（様式2）、被害状況即報続紙（様式3）、災害確定報告（様式4）、災害確定報告続紙（様式5）により報告するにあたっての被害程度の認定基準は以下のとおりとする。

(1) 人的被害

次により区分して掲げるが、重軽傷者の区別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告する。

ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体が確認された者又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。

イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。

(2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、流失若しくは埋没した部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70%以上に達し又は住家の主要構造部の被害額が、その家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。

ウ 「半壊」とは、住家の損害が著しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の 20%以上 70%未満に達し又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 20%以上 50%未満に達した程度のものとする。

エ 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

オ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの又は全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。

カ 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。ただし、これらの施設に人が居住している場合は、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみとする。

(4) その他

ア 「畑の流失、埋没」とは、畑の耕土が流失し又は土砂等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「文教施設」とは、小学校、中学校における教育の用に供する施設とする。

ウ 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。

エ 「橋梁」とは、道路を連結するために河川・運河等の上に架設された橋とする。

オ 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

カ 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

キ 「清掃施設」とは、ゴミ処理及びし尿処理施設とする。

ク 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

ケ 「罹災世帯」とは、災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

コ 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

(5) 被害金額

ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等とする。

ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等とする。

エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば役場庁舎、集会所等の公用又は公共の用に供する施設とする。

オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。

カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

キ 「家畜被害」とは、農林水産業施設以外の家畜被害をいい、例えば畜舎等の被害とする。

ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の漁具等の被害とする。

ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(6) その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入する。

第8節 災害広報計画

災害に関する情報及び対策等の町民に対する広報及び報道機関への発表は、本計画に定めるところによるものとする。

1 町における広報

(1) 広報資料の収集

広報資料の収集にあたっては、おおむね次によるものとする。

ア 「第4章 第6節 気象注意報・警報等の伝達計画」及び「第4章 第7節 災害情報収集及び被害報告取扱計画」等により、伝達・報告された災害情報並びに伝達・報告した災害情報

イ 災害現地において撮影した被害状況等の写真等

ウ 県その他の関係機関からの災害情報

エ その他災害現地における災害情報

(2) 警戒段階の広報

警戒段階の広報にあたっては、おおむね次によるものとする。

ア 気象注意報・警報の発表状況

イ 災害危険区域に関すること

ウ 避難に関すること

エ その他必要な事項

(3) 災害発生直後の広報

災害発生直後の広報にあたっては、おおむね次によるものとする。

ア 災害情報及び被害状況

イ 避難所、方法及び携行品、その他必要な注意事項

ウ 町民及び関係団体等に対する協力要請

エ 町、県等の災害対策活動体制及び活動状況

オ 被災者に関すること

カ 避難に関すること

キ 交通状況に関すること

ク 災害用伝言ダイヤルの活用に関すること

ケ その他必要な事項

(4) その後の広報

ア 災害対策の活動及び実施状況

イ 交通の復旧状況に関すること

ウ 町内各種公共施設の被害及び復旧状況並びに一般平常業務の再開状況

エ 犯罪の予防に必要な事項

オ その他必要な事項

(5) 広報の手段

広報の手段にあたっては、おおむね次によるものとする。

- ア 報道機関に対して資料等を提供し、報道機関を通じて行う広報
- イ 音声告知放送による広報
- ウ CATVによる広報
- エ 広報車による広報
- オ 町発行の広報誌等による広報
- カ Lアラートによる広報
- キ インターネットによる広報
- ク SNSによる広報

2 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

3 報道機関対応

災害時における情報の錯綜による問題が生じぬよう、報道機関対応は、次により行う。

(1) 報道機関への発表

情報は、すべて企画広報班が発表するものとし、あらかじめ発表者を定めて、可能な限り情報を即時に発表できる体制を整えておく。

(2) 報道機関への周知

情報発表の際は、混乱のないよう、事前に日時・場所・目的等を各報道機関に周知しておくものとする。

第9節 通信計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合における気象注意報、警報等の伝達、災害情報の収集その他災害応急措置等の通信は、次により実施するものとする。

1 基本方針

町は、気象注意報、警報等の伝達、災害情報の収集、その他災害応急措置等の迅速、かつ、円滑な実施を図るため、通信の確保に努める。

(1) 通信施設の複数化

町は、激甚災害等による施設被害を考慮し、サブセンターの設置、各種通信施設の複数化等、代替通信施設の整備に努める。

2 非常・緊急通話による通信

(1) 災害時優先電話の活用

町は、災害時において、被災地への通話の集中等により通話規制されている場合は、あらかじめ所轄N T T支店長より設置された次の災害時優先電話を活用し、重要な通話を確保する。

- ・本庁舎 電話 0274-57-2113 ・本庁舎 FAX 0274-57-2715
- ・中里支所電話 0274-58-2111 ・中里支所FAX 0274-58-2578

(2) 非常用衛星通信による通信

災害により一部の地域で有線が途絶し電話による通話が不可能となったときは、N T T設置の非常用衛星通信により通信の確保を図る。

3 通信設備の優先利用

災害により有線が途絶し又は災害に関する要請・伝達及び応急措置の実施のため緊急、かつ、特別の必要があるときは、基本法第 57 条又は同法第 79 条の規定に基づき、次により通信の確保を図るものとする。

(1) 基本法第 57 条等に基づく優先利用

ア 他機関の有線又は無線設備

- (ア) 優先利用できる機関：県、町
- (イ) 通信内容：緊急を要する災害に関する通知、要請、伝達及び警告等
- (ウ) 優先利用できる設備の範囲

次に掲げる機関が設置する設備とする。

- ・警察通信設備
- ・消防通信設備
- ・水防通信設備
- ・自衛隊通信設備
- ・航空保安通信設備
- ・気象官署通信設備
- ・鉄道通信設備
- ・電気事業通信設備

イ 放送の要請

- (ア) 要請できる機関：県、町
- (イ) 放送内容：緊急を要する災害に関する通知、要請、伝達及び警告等

(ウ) 放送局への要請手続

次に掲げる事項を明らかにして行う。

- ・放送要請の理由
- ・希望する放送日時
- ・放送事項
- ・その他必要な事項

ウ 優先利用のための手続

町は、基本法第 57 条に基づき放送要請を行う場合は、原則として県を經由（知事に要請依頼）する。ただし、県との通信途絶など特別な事情がある場合は、町は放送機関に対し直接要請することができるものとし、この場合、町は事後速やかに県に報告する。

(2) 基本法第 79 条に基づく優先利用

- ア 優先利用できる機関：県、町、指定行政機関、指定地方行政機関
- イ 通信内容：応急措置に実施に必要な緊急通信
- ウ 優先利用できる設備の範囲：(1) のアの (ウ) に同じ

4 非常・緊急電報による通信

災害通信の確保にあたり電報によることが適当と認められるときは、次により取り扱う。なお、この場合、天災、事変、その他非常事態が発生し又は発生するおそれのある場合、災害の予防、救護、交通、通信又は電力の供給等を内容とする電報は、他の電報に先だって電送される。

- (1) 非常電報を発信する場合は、発信紙の余白欄に「非常」と朱書して N T T 支店に依頼する。
- (2) 罹災状況の通報及び救援依頼等を内容とするものは、電報料は無料である。その他の電報は一般料金を支払わなければならない。

5 非常通信

災害により有線等の通信が利用できないとき又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第 52 条の規定に基づき次による非常通信により通信の確保を図る。

ア 非常通信できる内容

概ね次のとおりとする。

- (ア) 人命救助に関すること。
- (イ) 災害の予防（主要河川の水位関係を含む）及び火災その他の災害状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 電波法第 74 条（総務大臣の非常通信実施命令権）の実施指令に関するもの。
- (オ) 非常事態の収拾、復旧、交通制限、秩序維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。

- (カ) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの。
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- (ク) 遭難者の救護に関するもの。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道線路及び道路並びに電力設備及び電信電話回線の破壊又は障害によりその修理復旧のための資材手配及び運搬員の確保その他の緊急措置に関するもの。
- (サ) 災害救助機関相互間に発受する災害救助、その他緊急措置に要する労務施設、物資及び資金の調達、配分、輸送に関するもの。
- (シ) 災害救助法第 24 条の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。
- (ス) 新聞社、通信社又は放送局が発受する非常事態の収拾、人命救助、災害の救援、交通通信の確保、人身の安定又は秩序の維持等に有効な新聞、ニュース及び放送に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信の発受は、無線局をもった者が自ら行うほか、防災関係機関の依頼によりこれを行う。

ウ 発信依頼要請

非常通信の発信依頼は、次により行う。

- (ア) 電報発信紙又は適宜の用紙を使用し、その余白に「非常」なる表示をして依頼する。
- (イ) 電報として発信を依頼する場合はカタカナ文とし、無線電話利用の場合は普通文とする。
- (ウ) 電報の場合は 1 通あたりなるべく本文 200 字以内として何通でもよい。
- (エ) あて先の住所、氏名、電話番号を記入すること。

エ 通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡し非常の際の協力を依頼しておく。

オ 料金

原則として無料である。その他の通信は料金を支払わなくてはならない。

第 10 節 消防活動計画

火災及び風水害等の大災害が発生した場合、現有消防力を迅速、かつ、最大限に活用し、災害を鎮圧し又は被害の拡大を防止し、町民の生命、身体及び財産を災害から防護し、被害を軽減するための消防活動について、本計画の定めるところによるものとする。

1 消防団出動計画

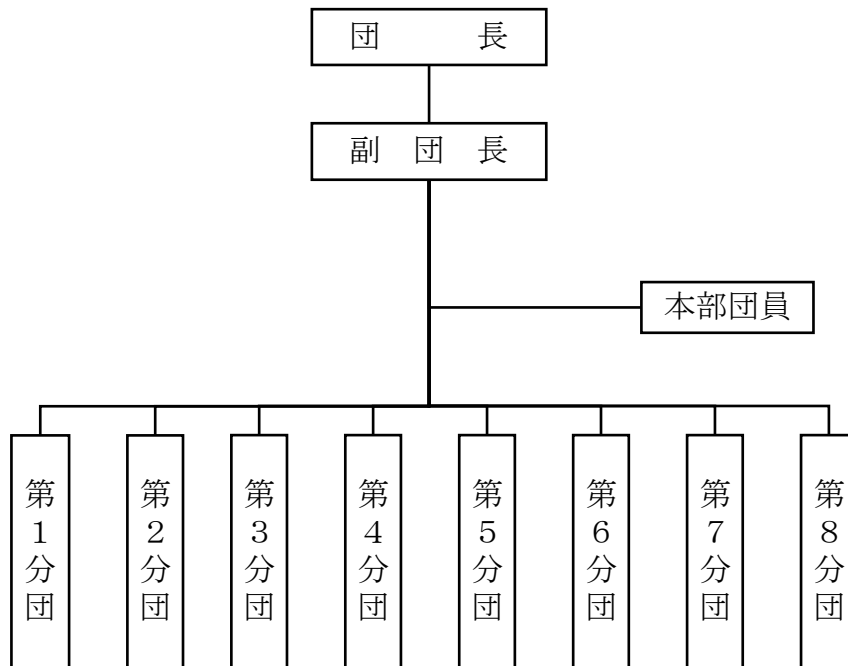
災害による被害の軽減は、消防団の早期における活動開始が重要であるため、災害の種類・場所に応じた出動消防団の事前指定及びその活動要領等を定めた警防計画を策定する。

(1) 神流町消防団

神流町消防団の組織及び各管轄区域は次のとおりである。

ア 組織図

神流町消防団組織図



イ 管轄区域及び出動配備態勢

管 轄 区 域	地 元 分 団	火 災 出 動	災 害 出 動
大字柏木、大字麻生	第1分団	原則として、町内で発生した火災は、すべての分団が出動する。	災害対策本部が設置された場合は、詰所に待機し、本部の指示を仰ぐ。
大字生利	第2分団		
大字万場、大字塩沢	第3分団		
大字黒田、大字森戸、大字小平	第4分団		
大字相原、大字青梨、大字船子、大字平原のうち持倉を含む	第5分団		
大字魚尾	第6分団		
大字神ヶ原	第7分団		
大字平原、大字尾附、大字平原のうち持倉を除く	第8分団		

※上記の出動態勢以外でも、必要に応じて団長の指示で変わることもある。

(2) 消防団員の招集

ア 非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。団員は、招集がない場合も、災害が発生し又は発生するおそれがあると確認した場合は、直ちに出勤しなければならない。

イ 招集場所

(ア) 消防団長及び副団長

- ・火災の場合は、団長は役場へ、副団長は現場へ直行し、団員へ適切な指示を行う。
- ・かなりの規模の被害が発生し又は発生するおそれが認められ、町対策本部を設置した場合は、団長及び副団長は町対策本部へ集合し、状況に応じて団長の指示により副団長は現場へ直行し、団員へ適切な指示を行う。

(イ) 消防団員

- ・火災の場合は、各分団詰所に集合した後、現場へ直行して本部の指示に従う。
- ・かなりの規模の被害が発生し又は発生するおそれが認められ、町対策本部を設置した場合は、各分団詰所で待機し、本部の指示に従う。

(3) 招集伝達方法

団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事する。招集の連絡にあたっては、サイレンの吹鳴、音声告知放送、一斉通報メール等を併用して迅速に行う。

ただし、団員は、招集を受けない場合であっても、火災・水災その他の災害の発生を知った場合は、あらかじめ指示するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

(4) 消防団火災出勤基準

ア 町内火災出勤区分

(ア) 分団

サイレン、音声告知放送、一斉通報メール及び電話等により火災を確認したときは、直ちに出勤する。

(イ) 引き上げ

分団は、消防本部から鎮火の連絡が入った場合は、団長の指示により引き上げ、次の火災に備える。

イ 隣接市町村に対する分団の応援出勤区域

原則として応援出勤は次の区域とし、その他の地域については、特に要請があり団長が必要と認めた場合に限り出勤する。ただし、分団長が区域内と認め出勤したが、現場に近づくにしがたい区域外であるとわかった場合は、この限りではない。

出動区域は次のとおりである。

応 援 出 動 区 域

分 団 名	町 外 応 援 区 域
第 1 分 団	秩父市吉田太田部地区
	神流町と藤岡市の境界より概ね 1 km
第 2 分 団	神流町と秩父市吉田の境界より概ね 1 km
第 8 分 団	神流町と上野村の境界より概ね 1 km

※上記の応援態勢以外でも、状況に応じて団長の指示で他の分団にも応援出動命令が出ることもある。

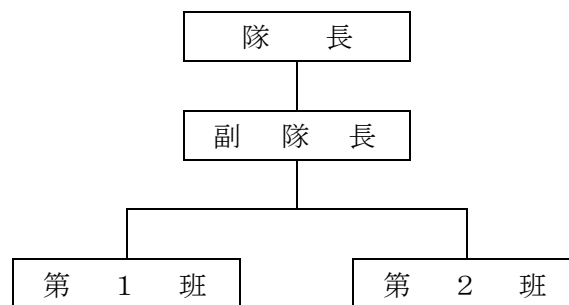
2 神流町役場消防隊出動計画

消防団員のサラリーマン化等に伴う平日の日中における消防力低下を補うため、消防団に所属しない役場男子職員で消防隊を構成し、火災時の早期鎮火を図る。

(1) 神流町役場消防隊

神流町役場消防隊の組織は次のとおりである。

神流町役場消防隊組織図



第 11 節 避難計画

緊急時に際し、危険区域にある町民を安全区域に避難させ、人命の安全を図るため、その取扱いは本計画に定めるものとする。

1 実施責任者

避難のための立退きの勧告、指示及び避難所の開設収容は、次の者が行う。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

町長

(2) 避難勧告

町長（基本法第 60 条に基づき、災害全般について）

(3) 避難指示（緊急）

ア 町長（基本法第 60 条及び水防法第 29 条に基づき、災害全般について）

イ 知事又はその命を受けた職員（水防法第 29 条及び地すべり等防止法第 25 条に基づき、洪水及び地すべりについて）

ウ 警察官（基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条に基づき、災害全般について）

エ 自衛官（自衛隊法第 94 条に基づき、災害全般について）

(4) 指定避難所等の開設及び収容

町長

2 避難勧告又は避難指示（緊急）

災害により危険が急迫し、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特にその必要があるときは、危険区域の町民に対し、避難のための立退きを勧告し又は急を要すると認めるときは、立退きを指示する。

(1) 洪水のための指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、町長又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、立退き又はその準備を指示する。水防管理者が指示する場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

(2) 地すべりのための指示

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し、避難のための立退きを指示する。この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

(3) 災害発生情報の発令

土砂災害の発生や洪水による河川氾濫が確認された場合等、既に災害が発生している状況であり、命を守る最善の行動を要すると認められるときは、災害発生情報を発令する。

(4) 警察官の措置

ア 災害で危険な事態が生じた場合、警察官はその場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を發し及び危害を受けるおそれのある者を避難させ又は必要な措置をとる。この場合、順序を経て所属の公安委員会に報告する。

イ 災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったときは、警察官は自ら立退きを指示する。この場合、警察官は直ちにその旨を町長に通知する。

(5) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいない場合に限り、「(3) 警察官の措置 ア (警察官職務執行法第4条による措置)」による措置をとる。

(6) 町長の勧告又は指示(緊急)等

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、その必要があると認めるときは、速やかに避難勧告等の発令を行うものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。また、必要ときは立退き先も指示する。避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、町長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置(屋内安全確保)を指示する。町長が避難勧告等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県(行政県税事務所を經由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、地元警察機関、地元消防機関等に連絡するものとする。

(7) 知事による避難の指示等の代行

知事は、県の地域に係わる災害が発生した場合において、当該災害の発生により、町が全部又は大部分の事務を行うことができないときは、避難のための勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

3 避難勧告等の発令基準

避難準備・高齢者等避難開始情報、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報の発令基準は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、概ね次の状況が認められるときとする。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始情報の発令基準

- ア 台風等の接近が予測される時。
- イ 大雨、洪水又は暴風等の気象警報が発表された時。
- ウ 大雨、台風等により、河川のはん濫、土砂災害等の災害が発生するおそれのあるとき。

(2) 避難勧告の発令基準

- ア 大雨、台風等により、河川の水位が上昇し、災害の発生するおそれがあるとき。
- イ 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- ウ 斜面の亀裂等、土砂災害の前兆現象が確認されたとき。

(3) 避難指示(緊急)の発令基準

- ア 大雨、台風等により、更に河川の水位の上昇が見込まれる状況で、災害発生のおそれが高まったとき。
- イ 土砂災害により人的被害の危険性が高まったとき。

ウ 大雨、暴風等の気象特別警報が発表されたとき。

(4) 災害発生情報の発令基準

ア 河川のはん濫が確認されたとき。

イ 土砂災害の発生が確認されたとき。

ウ その他、既に災害が発生している状況であり、命を守る最善の行動を要すると認められるとき

4 避難勧告等の内容

(1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報を発令する際に明示する事項は、次のとおりとする。

ア 警戒レベル

イ 避難対象地域

ウ 避難を必要とする理由

エ 避難先（屋内安全確保を含む）

オ 避難経路

カ 避難時の注意事項（災害危険箇所（洪水想定区域、土砂災害警戒区域等）の存在等）

(2) 「ア 警戒レベル」と避難勧告等との対応は以下のとおりである。

警戒レベル	避難勧告等
警戒レベル5	災害発生情報
警戒レベル4	避難指示（緊急）
	避難勧告
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始

5 立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動

避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動は下表のとおりである。

立ち退き避難が必要な町民がとるべき行動

避難勧告等	立ち退き避難が必要な町民がとるべき行動
避難準備・高齢者等 避難開始 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者は、立ち退き避難する。 立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、災害の危険性がない安全な場所や、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 災害の危険性がない安全な場所や、予想される災害に対応した指定緊急

【警戒レベル4】	<p>急避難場所へ立ち退き避難する（ただし、土砂災害や小河川による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「安全な場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」（屋内のより安全な場所への移動）をとる
避難指示(緊急) 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> 避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。
災害発生情報 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合。必ず発令されるものはないことに留意する。

6 避難勧告等の発令にあたっての留意点

- (1) 町は、住民に対する避難のための避難準備・高齢者等避難開始の提供や避難勧告・指示（緊急）等の発令を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。
- (2) 町は、災害対策本部の置かれる本庁舎等で十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。
- (3) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

- (5) 避難勧告等の伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

7 避難勧告・指示（緊急）等の解除

- ア 町は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。
- イ 町は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対して、必要に応じて、避難勧告等解除に関する助言を求める。各機関は、町から土砂災害に関する避難勧告等解除に関して求めがあった場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について町に助言を行うものとする。

8 指定避難所等の開設、収容

(1) 指定緊急避難場所の開放

- ア 町は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- イ 町は、緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を速やかに県（行政県税事務所を經由して危機管理室、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理室）、警察署、地元消防機関等に連絡するものとする。

(2) 指定避難所等の開設

- ア 指定避難所等の避難施設として指示するにあたっては、被災地に近く集団的に収容できる既存建物を優先し、これらの施設がない場合は、野外に仮小屋を設置し又は天幕の設営により実施する。避難所として指定する主な施設及び一般的な指定順位は、概ね次のとおりである。

- (ア) 公立小・中学校
- (イ) 集会所及び生活改善センター
- (ウ) その他の公共施設及び公共的施設
- (エ) その他の民間施設

- イ 避難距離は原則として2km以内であること。

- ウ 指定避難所等宿泊を要する避難施設の収容人員の算出は、一人当たり2㎡を原則とする。

- エ 指定避難所については「資料編 資料10 避難場所・避難所一覧」を参照する。

- オ 町は、発災時に必要に応じて洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮し、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設するも

のとする。

カ 町は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地区に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

キ 町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(3) 福祉避難所の指定

避難行動要支援者に対する必要な支援を行うために、福祉避難所についても指定の促進を図る。

福祉避難所は、原則として耐震性・耐火性が高く、バリアフリー化された既存の社会福祉施設等から選定し、あらかじめ協定等により災害時の受入体制及び移送体制等について事前の体制整備に努める。なお、福祉避難所は「資料編 資料10 避難場所・避難所一覧」を参照する。

(4) 指定避難所等に収容する罹災者

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

ウ 避難命令の出た場合等で、現に被害の受けるおそれのある者

(5) 避難者の誘導及び移動

町は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示（緊急）を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

避難立退きにあたっては、老幼、婦女子、病人等を優先し、移送及び輸送は、避難者が各個に行くことを原則とするが、事態が急迫し又は被災者が自立により立退き不可能な場合においては、町において、車両等によって行う。

(6) 指定避難所等の点検整備及び運営

ア 指定避難所としての機能を確保するため、ライフライン等の点検整備に努める。

また、運営においては下記のとおりとする。

(ア) 避難者の健康確保、メンタルヘルスに配慮する。

(イ) 避難行動要支援者の健康状態に十分配慮し、必要に応じて福祉避難所への移動の手配を行う。

(ウ) 男女のニーズの違いを配慮し、更衣室や間仕切り等を行う。また、安全を確保するために巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

(エ) チラシ等で避難者への情報提供を行う。

(オ) 観光客等帰宅困難者の受け入れを行う。

(カ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(キ) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

イ 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

(7) 指定避難所設置のための費用

救助法が適用された場合は、群馬県災害救助法施行細則別表第2による。

(8) 指定避難所等の開設の期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情により期間を延長する必要があるときは、必要最小限度の期間を延長することができる。

(9) 災害時における動物の管理等

町及び県は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。

9 避難の周知徹底

(1) 町長、水防管理者、警察官等関係機関は、避難のための立退きの万全及び人の生命又は身体の安全を図るため、町民に求められる避難行動について、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置も含めた適切な避難方法、避難経路及び避難行動について、あらかじめ町民に徹底させておく。

(2) 町長は避難の指示又は勧告をしたとき又は通知を受けたときは、関係機関と協力して、関係者及び避難行動要支援者に避難所等の周知徹底を図る。

10 要配慮者の避難

(1) 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途

中での事故が生じないよう、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

(2) 安否の確認

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

11 警戒区域の設定

(1) 町長の警戒区域設定権

町長は、災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に対して、当該地域への立ち入りを制限若しくは禁止し又は退去を命ずる。

(2) 警察官及び自衛官の警戒区域設定権

警察官又は災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（警察官等がその場にはいない場合）は、町長が現場にいない場合又は町長から要求があった場合は、警戒区域の設定及び当該地域への立入りの制限、禁止、退去命令を行うことができる。なお、その場合は直ちに町長へ通知しなければならない。

(3) 知事による警戒区域設定権の代行

知事は、県の地域に係わる災害が発生した場合において、当該災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、警戒区域設定権に基づいて実施すべき応急措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

12 県境を越えた広域避難者の受入れ

大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等から多数の避難者を受け入れることが想定されるため、迅速に対応できるよう受け入れ態勢を整備する。

(1) 被災県から災害救助法に基づく応援要請があった場合は、県と調整した後、県からの通知に基づき避難所等を開設し広域避難者の受入れを実施する。

なお、一時的に広域避難者を受け入れる場合は、災害規模等を勘案し、町有施設の中から一時避難場所を開設する。

(2) 交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県及び町のバス等により移動手段を手配する。

第12節 避難行動要支援者入（通）所施設応急対策計画

高齢者、障害者等避難行動要支援者の入（通）所施設（要配慮者施設）に係る風水害又

は火山災害に対する応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 警戒体制

施設の管理者は、大雨・洪水警報、大雨・洪水注意報、緊急火山情報、臨時火山情報その他災害に係る気象・地象情報（以下この節において「防災気象情報等」という。）が発表されたときは、次の措置を講ずる。

ア 発表された防災気象情報等を職員に周知する。

イ その後に発表される気象情報に十分注意を払う。

ウ 必要があれば直ちに避難できるよう、避難所を定めるとともに入（通）所者の誘導態勢を整える。

エ 周辺町民等との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、状況の推移によっては協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

オ 施設の損壊による火災の発生を防ぐため、火気（電気を含む。）の使用を制限又は停止する。

カ 施設周辺の河川の増水や土砂崩れ等の異常を監視する。

2 避難

施設の管理者は、町長から避難の勧告若しくは指示があった場合又は施設の浸水若しくは損壊が切迫していると自ら判断した場合は、次の事項に留意の上、入（通）所者を安全な場所に避難させる。

ア 周辺町民等との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、相手方に協力を要請する。

イ 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、町、消防機関等に応援を要請する。

ウ 火気（電気を含む。）の使用を停止する。

3 救助

施設の管理者は、入（通）所者が施設に取り残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、自施設の職員と共に救助に努め、必要に応じ、周辺町民、消防機関等に応援を要請する。

4 避難所生活

(1) 施設の管理者は、自施設の入（通）所者の食料、飲料水及び生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努める。

(2) 避難所の管理者は、避難所における食料、飲料水及び生活必需品の供給及び避難者の健康の保持にあたっては、避難行動要支援者に特段の配慮を行う。

5 他施設への緊急入所等

- (1) 施設の管理者は、被災により自施設の使用が不能となったときは、他の施設の管理者に対し、自施設の入所者の緊急入所を要請し又は保護者に対し引き取りを要請する。
- (2) 施設の管理者は、前項の緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、町に対し入所先の斡旋を要請する。
- (3) 町は、前項の要請を受けたときは、相互に連携し、斡旋に努める。

第 13 節 被災者救出計画

災害時において、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明状態にある者の救出及び保護は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施主体

被災者の救出は、町長が実施する。

2 救助法による救出

救助法が適用された場合は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 救出を受ける者

- ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者
- イ 現に救出を要する状態にある者
- ウ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 救出の期間

災害発生の日から 3 日以内とするが、延長することがある。また、それ以降は、原則として死体の捜索に切り換える。

3 救出の方法

- (1) 町長は、消防機関、警察及び区域内の町民又は現場にある者並びに法令等により応急措置を実施する責任を有する者の協力を得て、速やかに救出する。
- (2) 救出にあたっては、人夫、機械力等を有効、かつ、的確に使用して行う。

第 14 節 食料供給計画

災害時における被災者、災害救助及び応急復旧作業等に従事する者に対する応急食料の供給及び炊き出しは、本計画の定めるところによる。

1 実施主体

- (1) 町は、あらかじめ災害時における食料備蓄・供給計画を策定し、被災者及び災害応急現地従事者の食料の確保と供給に努めるものとし、必要な食料の確保と供給ができない場合は、県又は隣接市町村に対し応援を要請する。
- (2) 救助法が適用された場合、又は知事から災害救助法第 13 条の規定に基づき委任されたときは、知事の補助機関として町長が実施する。

2 応急食料の備蓄、供給、調達及び配給方法

(1) 食料の備蓄

ア 町民の自主備蓄の励行

町民は、「自らの生命は自ら守る」との基本的精神のもとに最低 3 日分の非常食料を家庭内に備蓄するよう励行する。

イ 町における備蓄

(ア) 備蓄の基本的な考え方

発災時の被害想定、町民の家庭内備蓄状況を勘案し、被災後 3 日間は、県等の援助物資を待つことなく、被災者及び災害応急措置現場従事者等に食料等が供給できるよう備蓄に努める。

(イ) 町の備蓄量等

災害時の応急食料として購入する備蓄は、被災後 3 日分とする。また、乳幼児、高齢者、病弱者等の避難行動要支援者の特性や男女双方の視点にも配慮する。特に食料については、通常の食事を摂取できない避難行動要支援者に配慮し、アレルギー対応の食糧、粉ミルク、お粥等も備蓄する。

ウ 隣接市町村との連携

町は、隣接市町村と協議し、協定を結ぶなどして、備蓄すべき品目あるいは分量を相互に分担して行うなど、効率的、合理的備蓄に配慮する。

(2) 食料の供給

ア 供給を行う場合

次に掲げる場合で、町長が供給の必要を認めたときに行う。

- 被災者又は災害救助若しくは緊急復旧作業に従事する者に対し、炊き出し等による供給を行う必要がある場合。
- 災害により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じない供給を行う必要がある場合。

イ 給与の方法

食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。

- 米飯の炊き出し場所は、学校給食共同調理場、恐竜センター、道の駅及び期

間集落センター及び集会所等調理室のある公共施設を利用して行う。

- 炊き出し施設の利用が不可能な場合は、学校給食炊飯業者に弁当等の提供を要請して給与を行う。
- 乳幼児に対する、粉ミルク等による食品の給与を行う。

ウ 給与対象者

- 避難所に収容された者。
- 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により炊事のできない者。
- 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者。
- その他町長が必要と認めた者。

(3) 食料の調達

食料は町内の業者から調達するが、できる限り販売業者等の組合と応援協定を締結し、円滑な調達が実施できるよう努める。

ア 米穀

町内の米穀販売業者から在庫の米穀を調達し、不足が生じた場合には、県及び隣接市町村に対して応援を要請し調達する。

なお、災害救助法が適用され、政府所有の米穀の供給が必要と認められた場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号 総合食料局長通知）に基づき、農林水産省に対し、応急用米穀の供給を要請する。

イ カンパン及び非常食等

町長は、備蓄しているカンパン及び非常食等を応急的に放出し、不足が生じた場合は、県又は隣接市町村に対して応援を要請して調達する。

ウ 粉ミルク、麦製品、調味料及び野菜等

町内の販売業者から調達し、不足が生じた場合は、県又は隣接市町村に対して応援を要請して調達する。

(4) 配給方法

町長は、調達した食料をあらかじめ避難所ごとに組織された責任者を通じて配給するものとし、調達した食料を直接供給するほか、小売り販売業者及び取扱者を指定して給与を行うこともできる。

3 炊き出し方法等

(1) 炊き出し方法

炊き出しは、婦人会、NPO・ボランティア、各耕地又は班、自衛隊及び公共的団体等の協力を得て行う。

なお、自衛隊及び公共的団体等への派遣等の要請は「本章 第 28 節 自衛隊の派遣要請等の計画」及び「本章 第 30 節 公共的団体等の活用計画」の定めによる。

(2) 炊き出し期間

特別の場合を除き、災害発生の日から7日以内とし、8日以降については、自己で炊事できるよう物資の配分、その他について配慮する。

4 応急食料の在庫場所

- (1) 米穀は、町内米穀販売業者の在庫米穀及び政府指定倉庫の在庫米穀を充当する。
- (2) 麦製品、調味料及び野菜等は、町内販売業者の在庫数量を充当する。

5 その他

救助法が適用された場合の応急食料の炊き出し等は、「群馬県地域防災計画」に定めるところによる。

第15節 給水計画

災害のため水道施設が損害を受け又は飲料水が枯渇、汚染され、現に飲用に適する水を得ることができない場合等における飲料水の応急的供給は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施主体

- (1) 飲料水の供給は、町長が実施する。
- (2) 町長は、被害が甚大で当町において実施できないときは、県又は隣接市町村の協力を得て実施する。

2 給水の方法

飲料水の確保及び供給は概ね次の方法により行う。

- (1) 被災地において飲料水の確保が困難なときは、近い水源から給水車又は容器等により運搬・供給する。
- (2) 給水にあたっては、町民の給水場所、時間等について事前に広報する。
- (3) 飲料水が汚染されたと認めるときは、ろ過により浄水して供給する。
- (4) 供給する飲料水が、防疫衛生上滅菌する必要があるときは、消毒剤を用い、滅菌のうえ供給する。

3 応援等の手続

町は、給水の応援を求める必要を認めたときは、県に要請するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、隣接市町村に応援等を要請をする。

なお、応援等の手続きは、次の事項を明示して行う。

- (1) 供給区域
- (2) 供給人口及び戸数
- (3) 供給水量の概算
- (4) 供給期間
- (5) 供給方法（運搬方法、ろ過器の要否、滅菌の要否）
- (6) 水源予定地
- (7) その他

4 救助法による供給

救助法が適用された場合の供給基準は、同法及びその運用基準によるが、その概要は次のとおりである。

- (1) 対象者
災害のため現に飲料水を得ることができない者。
- (2) 供給期間
災害発生の日から7日以内とする。
- (3) 費用の範囲
群馬県災害救助法施行細則別表第2による。
- (4) その他
町長は供給区域に責任者を配し、供給の万全を期する。

5 給水施設の応急復旧

水道事業者は給水施設に被害が発生したときは、その状況を調査のうえ速やかに応急復旧工事を実施し、飲料水の確保に努める。

6 その他

- (1) 藤岡保健福祉事務所長は、水道事業者に対し、水道法（昭和32年法律第177号）に定める水質基準が確保されるよう指導する。
- (2) 町長は、飲料水の確保が円滑に実施できるよう、給水タンク、給水ポリ袋、ポリタンク等常時応急給水資機材の整備に努める。

第16節 生活必需品等物資給与計画

災害時における罹災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施主体

罹災者に対する生活必需品等物資の供給は、町長が実施する。ただし、救助法が適用

されたときは、物資の確保及び輸送は知事が行い、各世帯に対する割当及び支給は、町長が行い、知事による救助のいとまがないときは、町長が行う。いずれの場合も、乳幼児、高齢者、病弱者等の避難行動要支援者の特性や男女双方の視点にも配慮した上で生活必需品等の供与を行うこととする。

2 救助法適用による供給

救助法が適用された場合の供給基準は、同法及びその運用方針並びに群馬県地域防災計画に定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

(1) 給与又は貸与を受ける者

ア 住家の全壊、全焼、流失、半焼、半壊又は床上浸水（土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）した者

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

ウ 被服、寝具その他生活上必要物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与又は貸与する品目の範囲（現物をもって行う）

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用品

エ 光熱材料

(3) 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第2による。

(4) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

3 物資支援のための準備

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を経由して速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援の準備に努めるものとする。

4 生活必需品等物資の調達先

本町における物品納入等有資格業者から、必要のつど調達するものとし、急を要する時は、臨時に有資格業者以外から調達することができる。なお、町内業者において物資の調達が困難であり、かつ、隣接市町村等から調達できないときは、県に応援を要請し、調達する。

5 燃料の供給

町は、災害等により燃料の不足が生じた場合、町民の安全を確保するため、避難所、

診療所など特に重要な施設、緊急車両などについて優先的に供給を行えるよう、県と群馬県石油協同組合で締結した「災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定」に基づき、県に要請を行う。

なお、町内の燃料等が不足した場合には、県へ要請し群馬県石油協同組合に燃料調整、配送及び給油の要請を行う。

6 その他

救助法を適用するに至らない災害の場合において、特に必要があると認める時は、前記2に準じて行うものとし、生活必需品等物資の供給のために要した費用は、町が負担する。

第17節 応急住宅対策計画

災害により住家を失い又は破損等のために居住することができなくなり、自己の資力では住家を得ることができない者の居住の用に供するための応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理できない者に対する住宅の応急修理は、本計画の定めるところによる。

ただし、災害発生直後における住宅の確保については、避難計画に定める避難所の開設及び収容によるものとする。58

1 実施主体

- (1) 町は、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理を実施する。
- (2) 町において処理できない場合は、近隣市町村、県、国及びその他の関係機関の応援を求めて実施する。

2 救助法による応急仮設住宅の設置

救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設等に関する基本的な事項は、次のとおりとする。

(1) 入居対象者

災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者又は被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域内に住居を復興しようとする者。

ア 住家が全壊、全焼又は流出した者

イ 居住する住家がない者

ウ 次に掲げる者で、自らの資力では住宅を建築することができない者

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

- (ウ) 特定の資産のない寡婦、母（父）子世帯
- (エ) 特定の資産のない老人、病弱者又は身体障害者
- (オ) 特定の資産のない勤労者、小企業者
- (カ) (ア)～(オ)に準ずる経済的弱者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が町長の協力を求めて行う。ただし、状況に応じて町に事務委託することができる。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、関係団体を通じて県が実施する。ただし被害の程度その他必要と認めた場合は、町に委任することができる。

(4) 規模・構造及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸あたり平均 29.7 m²とする。構造は、軽量鉄骨組立方式による平屋長屋建て、重ね建て又は一戸建てのいずれかとする。

イ 費用は、群馬県災害救助法施行細則別表第 2 に定めるところによる。

(5) 建設場所

	地 名 字 番	敷地面積	戸数	備 考
1	神流町大字柏木 82 他	504 m ²	2	老人いこいの家敷地
2	神流町大字相原 36 他	765 m ²	6	神流町町民体育館敷地
3	神流町大字麻生甲 127	6,000 m ²	18	神流町総合グラウンド
4	神流町大字神ヶ原甲 1,569	4,095 m ²	23	神流町宮地グラウンド

(6) 着工及び完成の時期

ア 着工の時期

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに建設しなければならない。

イ 着工時期の延長

大災害等で 20 日以内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長をすることができる。

(7) 管理及び供与期間

ア 仮設住宅の管理

仮設住宅の管理は、町長が知事から委任を受けて行う。

イ 供与期間

完成の日から建築基準法第 85 条第 4 項による期限内（最長 2 年以内）とする。

3 救助法による住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営むことができない者

イ 次に掲げる者で、自らの資力では住宅の応急修理ができない者

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない寡婦、母（父）子世帯

(エ) 特定の資産のない老人、病弱者又は身体障害者

(オ) 特定の資産のない勤労者、小企業者

(カ) (ア)～(オ)に準ずる経済的弱者等

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理の対象は、住家のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、群馬県災害救助法施行細則別表第2に定めるところによる。

(4) 応急修理の期間

原則として、災害の日から1ヶ月以内に完了する。

4 応急仮設住宅の建設等

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にあたり、資機材の調達及び要員の確保について県に要請するものとし、県は(一社)プレハブ建築協会に対し、協力を要請する。

5 公営住宅等及び民間賃貸住宅の利用

応急仮設住宅の供給に併せて、既設の公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅（公共）（以下「公営住宅等」という。）、群馬県住宅供給公社の賃貸住宅（以下「公社賃貸住宅」という。）及び民間の賃貸住宅等の空家を利用して、不足する住宅を確保する。

(1) 公営住宅等

ア 入居対象者

町の住宅災害区域内において、当該災害により滅失した住家に居住していた者又は都市計画事業その他、被災市街地復興特別措置法第21条の国土交通省令で定める市街地の整備改善及び、住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となった者（以下「被災居住者等」という。）とする。

イ 入居者の選定

入居者の選定は、公営住宅等の管理者が行う。

ウ 家賃又は敷金の徴収猶予又は減免については、公営住宅法等の規定に基づいて、入居者の事情に応じて行なう。

(2) 群馬県住宅供給公社の賃貸住宅

群馬県住宅供給公社の賃貸住宅への入居は、公営住宅等に準ずる。

(3) 民間の賃貸住宅

応急仮設住宅、公営住宅等及び公社賃貸住宅での対応でも、なお住宅が不足する場合は、被災の状況に応じ、民間賃貸住宅の所有者及び管理事業者等に対し、被災居住者等の入居に関して特段の配慮をされるよう広報等を通じ依頼するとともに、(社)群馬県宅地建物取引業協会に対して、協会員の行う仲介の手数料等の減額について配慮を依頼する。

6 その他

救助法によらない応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、救助法の実施基準に準じて行う。

第18節 医療・助産計画

災害のため、その地域の医療等の機能がなくなり又は著しく不足し若しくは医療機関等の混乱のため、被災者が医療等の途を失った場合における医療、助産及び健康相談（以下「医療等」という。）の実施は本計画の定めるところによるものとする。

1 実施計画

- (1) 罹災者に対する医療等は町長が実施するものとし、その措置を講じておく。
- (2) 町は、巡回健康相談等に従事する保健師等又は保健医療活動チームが不足する場合は、原則として、管轄する保健福祉事務所を通じて（中核市の場合は直接）、県（健康福祉課）に応援を要請するものとし、県（健康福祉課）は、保健医療調整本部において当該要請を共有するとともに、当該保健医療活動チーム等の担当課が、当該要請に対し、保健医療活動チーム等の派遣を行うものとする。

町長は、負傷者が増大し、救護に不足を生じた場合は、藤岡保健福祉事務所を經由し知事へ救護班の派遣を申請する。

- (3) 救助法が適用された場合は、知事が実施するものとする。ただし、知事の実施を待ついとまがないときは、町長が実施する。

2 医療・救護活動

- (1) 町は、医師等との協力のもとに救護班を編成して迅速な医療等の活動を行う。
- (2) 災害の規模により、町の能力をもってしても十分な救護活動ができない場合は、県及び他の機関等に応援を要請する。
- (3) 救助法が適用された場合は同法及びその運用方針による。

3 救護所の設置

- (1) 町長は、医療機関が損壊し医療等ができなくなった場合は、救護所を設置する。

(2) 救護所は関係機関と協議のうえ、必要に応じて概ね次の場所に設置する。

- ア 避難所
- イ 負傷者等の交通便利なところ
- ウ その他救護所設置に適した場所

(3) 救護所を設置した場合は県に報告する。

4 医療及び助産の方法

(1) 医療

ア 医療を受ける者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

イ 医療の内容

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

ウ 医療の方法

医療は救護班を編成して実施する。

エ 医療の期間

救助法が適用された場合、医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産を受ける者

- ① 災害のため助産の途を失った者
- ② 災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者

イ 助産の内容

- ① 分娩の介助
- ② 分娩前、分娩後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

ウ 助産の方法

助産は、救護班により実施する。

エ 助産の期間

救助法が適用された場合は、分娩の日から7日以内とする。

5 医療品・衛生材料の確保

(1) 町長が実施する医療又は助産活動に必要な医薬品及び衛生材料について、必要があ

る場合は県が調達を斡旋する。

- (2) 日赤救護班が実施する医療又は助産活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、日赤救護班において確保する。ただし日赤救護班による確保が困難なとき又は不足する場合は、県において確保する。

6 関係医療機関等の措置

関係医療機関等は、町長からの出動要請があったときは速やかに救護班等を派遣する。

第19節 防疫計画

災害時における被災地の防疫等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、町民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

1 実施主体

- (1) 災害時における被災地の防疫は、藤岡保健福祉事務所の指導及び指示に基づいて、町長が実施する。
- (2) 町長は、被害が甚大で当町において実施できないときは、藤岡保健福祉事務所に応援を要請し、県又は他市町村からの応援を得て実施する。

2 防疫の種類と方法

(1) 検病調査及び健康診断の実施

町長は、知事が行う検病調査の実施に協力するとともに、調査の結果必要を認めるときは、感染症法第17号第1項の規定による健康診断の実施に協力する。

(2) 臨時予防接種

町長は、県が伝染病予防上必要があると認め、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施するときは、協力する。

ただし、町において実施させることが適当と認め、知事が指示したときは、町長が実施する。

(3) 被災地の消毒方法

町は、感染症法第27条の規定による知事の指示に基づき、同法施行規則第14条に定めるところにより、保健福祉班によって実施する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

町は、感染症法第28条の規定により、知事が定めた地域内で、知事の命令に基づき、

ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。なお、実施にあたっては、同法施行規則第15条に定められたところによる。

(5) 家庭用水の供給

町は、感染症法第31条の規定による知事の指示に基づき、飲料水等の供給を行う。なお、給水方法は「本章 第16節 給水計画」の定めるところによる。

(6) 患者等に関する措置

町は、伝染病患者又は病原体保有者が発生したときは、すみやかに隔離収容の措置をとるものとするが、交通途絶のため隔離病舎に収容することが困難な場合は、なるべく災害を免れた地域内の適当な場所に臨時隔離施設を設けて収容する。また、やむを得ない事情により隔離収容ができない病原体保有者に対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生処理などについて、厳重に指導し処理する。

(7) 避難所の防疫指導等

町は、「本章 第11節 避難計画」により避難所を開設した後、県又は藤岡保健福祉事務所の防疫関係職員の指導により避難所の防疫措置を講ずる。

3 防疫薬剤の確保

防疫薬剤の確保は、藤岡保健福祉事務所長を経て知事に要請し、県又は藤岡保健福祉事務所の防疫関係職員の指示又は指導により確保するものとする。

第20節 清掃計画

災害時における被災地の清掃は、本計画によって行うものとする。

1 実施主体

- (1) 災害時における被災地の清掃は、町長が実施する。
- (2) 町長は、被害が甚大で当町において実施できないときは、藤岡保健福祉事務所に応援を要請し、県又は他市町村からの応援を得て実施する。

2 ゴミ処理

- (1) 被災地における環境保全の重要性を考慮し、計画的収集運搬及びその処理を行うための人員、機材の確保を図る。
- (2) ゴミ処理施設の処理能力を超えた粗大ゴミ等が一時期に集中しないよう、環境保全に支障のない場所に暫定的に積置する。
- (3) 収集・搬出したゴミは、クリーンセンターで処理をするほか、必要に応じて埋め立て等、環境衛生上支障のない範囲で処理する。
- (4) 土砂等の障害物の堆積により、運搬車の走行が困難な場合は、各家庭に対して町の

指定する一定場所まで廃棄物を搬出するよう協力を求める。

3 し尿処理

- (1) 倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿は、防疫上収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があるため、災害時の収集体制を確立しておく。
- (2) 水洗トイレを使用している住宅等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留施設を設置し又は共同仮設便所を設けるなどの措置をとる。
- (3) 浸水、その他により廃棄物が流出し、汚染した地域あるいは応急堆積場所として使用した場所については、クレゾール等で消毒する。

4 仮設便所の設置

- (1) 避難所開設等の場合、必要に応じ仮設便所やマンホールトイレを設置する。
- (2) 仮設便所のし尿は、くみ取り式により衛生的な処理をする。

第 21 節 障害物の除去計画

災害により住居、道路及びその周辺に運ばれた土砂・竹木等で日常生活等に著しい障害を及ぼす障害物は、本計画の定めるところによるものとする。

1 住居関係障害物の除去

(1) 実施主体

障害物の除去は、町長が実施するものとする。ただし、救助法が適用された場合は、救助法の規定に基づき、知事の補助機関として町長が実施する。

(2) 除去の対象

当該災害により発生した土砂等の障害物で、自力では障害物の除去ができないもの。

(3) 除去の実施戸数

半壊及び床上浸水世帯の 15%以内であること。

(4) 除去の方法

町長は、地元自治会、区域内の町民及び町内の建設業者又は法令等により応急措置を実施する責任を有する者若しくは自衛隊に協力を要請し、車両、機械器具等の借上等、可能な限りの手段、方法により速やかに行う。

(5) 除去の実施期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

(6) 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第 2 による。

2 道路関係障害物の除去

(1) 実施主体

道路上の障害物の除去は、道路法並びに道路交通法の定めるところにより道路管理者、警察署長又は警察官が実施する。

(2) 除去の方法

道路管理者及び関係機関は、消防署、消防団及び町内の建設業者並びに自衛隊に協力を要請し、車両、機械器具等の借上等、可能な限りの手段、方法により速やかに行う。

(3) 除去の実施期間等

ア 罹災者の避難及び生活必需物資等の円滑な輸送が確保されるよう、できる限り速やかに実施する。

イ 大規模な災害により、障害物除去対象路線が広範囲にわたるときは、必要度の高い路線から順次実施する。

3 河川関係障害物の除去

(1) 実施主体

河川にある障害物の除去は、河川管理者及び水防管理者並びに水防団長が実施する。

(2) 除去の方法

河川管理者及び関係機関が協力し、適切な方法をもって速やかに行う。

第 22 節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋火葬計画

災害時における、行方不明者の捜索及び遺体の収容及び埋火葬は、本計画に定めるところによるものとする。

1 実施主体

行方不明者の捜索及び遺体の収容及び埋火葬は、町長が、消防機関、警察機関、地元自治会及び奉仕団体等の協力を得て実施する。

2 遺体の収容

発見された遺体は、県や警察機関及び消防機関の協力を得て検視及び検案を行うのに適当な場所に収容する。

3 検視及び検案

警察署は、群馬県警察医会の協力を得て、遺体の検視及び検案を行う。

なお、遺体が多数に上り、警察医会で対応しきれない場合は、群馬県医師会の協力を求める。

4 遺体の搬送

町は、災害により、多数の遺体が一時的又は集中的に発生した場合は、一般社団法人全国霊柩自動車協会に遺体の搬送の協力を求める。

5 遺体の安置

町は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

なお、遺体の処置の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の処置の実施又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資機材を確保する。
- (3) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成のうえ、「氏名札」を棺に添付する。

6 身元の確認

町は、身元不明者の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て、身元の確認に努める。

7 遺体の引渡し

町は、遺族等から遺体の引取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録のうえ、遺体を引き渡す。

8 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、町が埋火葬を行う。
- (2) 町は、遺体の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続きの特例的な取扱いについて、県を通じて厚生労働省に協議する。
- (3) 町は、遺体の数が多数に上り又は埋火葬施設の被災等により対応しきれないときは、県に応援を要請する。

第23節 文教厚生対策計画

災害を受けた学校、その他文教関係施設の応急復旧及び応急教育方法、教材、学用品、

給食等応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 文教施設等の応急復旧対策

(1) 文教施設

町教育委員会及びその他教育機関の長は、被害状況の情報収集に努めるとともに、関係機関と連絡を密にし、施設の早期復旧に努める。

(2) その他社会教育施設

社会教育施設は、指定避難所等に使用される場合も少なくないので、町は被害状況の情報収集に努めるとともに、応急修理等適宜の処理を速やかに実施する。

(3) 文化財対策

町は、被害実態を的確に把握するとともに、文化財としての価値を維持するために必要な修理、その他の対策を所有者・管理団体等に対し、指示又は指導する。

2 応急教育実施の予定場所

町教育委員会は、災害の規模及び被害程度に応じて、概ね次の方法により、教育活動が災害によって中断することがないように、応急教育の実施に努める。

(1) 学校の一部の校舎が災害を受けた場合

特別教室、体育館及び講堂施設を利用する。

(2) 学校の校舎が全部災害を受けた場合

集会所等公共施設を利用する。

(3) 特定地域全体が災害を受けた場合

隣接無災害地域に応援を要請し、最寄りの学校施設その他集会所等公共施設を利用する。

3 応急教育の方法

(1) 応急授業にあたっては、被害児童・生徒の負担にならないよう配慮するとともに、授業の方法、児童・生徒の保健、危険防止等に留意する。

(2) 被害により、授業が不可能となったときは休校とする。なお、授業の不可能な状態が長期間にわたるときは、学校と児童又は生徒との連絡方法、組織（通学班、子育連等）、家庭学習等の整備、工夫をする。

4 教材、学用品等の調達及び配給の方法

(1) 実施者

教材、学用品等の調達及び配給は、教育委員会及び学校の協力を得て、町長が実施する。

(2) 救助法による支給

救助法が適用された場合は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりとする。

ア 教材、学用品等の支給を受ける者

住宅が全壊（全焼）、流出、半壊（半焼）及び床上浸水により学用品等を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒とする。

イ 学用品等の範囲

(ア) 教科書及び教材

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

ウ 支給の期間

支給学用品等は、次に定める期間内に支給対象者に手渡されるようにする。

(ア) 教科書及び教材 災害発生の日から 1 ヶ月以内

(イ) 文房具及び通学用品 災害発生の日から 15 日以内

エ 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第 2 による。

(3) 救助法が適用されない場合等の措置

災害救助法が適用されない災害又は災害救助法適用災害で住宅の被害が（2）の A に達しない場合で学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学児童及び中学生徒に対しては、必要に応じ原則として学用品を斡旋する。

5 給食等の処置

(1) 給食の実施

町教育委員会は次の点に留意し、応急給食を実施する。

ア 施設等に被害があった場合、衛生管理に配慮したうえで、できる限り学校給食を継続して実施する。

イ 施設、原材料等の被害のため、学校給食が実施できないときは、速やかに代替措置として応急給食を実施する。

ウ 学校が避難所として利用される場合、給食施設は、罹災者の炊き出し施設として利用される場合が少なくないが、学校給食と罹災者炊き出しとの調整に留意する。

なお、県学校給食会から買い受けた指定物資・承認物資は目的外使用ができない。

(2) 被害物資対策

被害を受けた給食原材料について、町教育委員会は、県教育委員会から指示があるまで物資を保管しておく。

6 教育実施者の確保

- (1) 災害により教職員に欠員を生じ、学校内の調整をしてもなお学級担任を欠き又は教科指導員等が困難な場合は、教職員を補充する。
- (2) 補充に当たっては、小中学校にあつては地方公務員法第 22 条による臨時任用とする。

第 24 節 輸送計画

災害における被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送を迅速、かつ、円滑に実施するため、所要車両等の確保は次により実施するものとする。

1 実施主体

被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送（以下「災害輸送」という。）に必要な車両等は、その応急対策を実施する機関が確保する。ただし、それぞれの実施機関による確保が困難なときは、県又は隣接市町村に応援を要請する。

2 救助法による応急救助のための輸送

(1) 輸送の範囲

- ア 罹災者を避難させるための輸送
- イ 医療及び助産のための輸送
- ウ 罹災者救出のための輸送
- エ 飲料水供給のための輸送
- オ 救助用物資の輸送
- カ 行方不明者の捜索及び遺体収容のための輸送

(2) 期間

当該救助の実施が認められている期間とする。

3 災害輸送の種別

災害輸送は、次により最も適切な方法により実施する。

- (1) 貨物自動車及び乗用自動車等による輸送
- (2) 航空機による輸送

4 輸送力の確保

災害輸送のための自動車等の輸送力の確保は、概ね次の方法による。

(1) 車両等による輸送

応急対策実施機関は、概ね次の順位により車両等を確保する。

- ア 応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体等の車両等

- ウ 営業用車両等
- エ その他自家用車両等

(2) 航空機による輸送

一般交通の途絶及び医療品、防疫器材等緊急に空中輸送する必要があるときは、「本章 第28節 自衛隊の派遣要請等の計画」により、自衛隊に対して航空機等の派遣を知事に要請するほか、必要により民間航空機の協力を要請する。

(3) 緊急交通路の確保及び救援物資広域集積場所の確保

町は、災害応急対策の実施に必要な人員及び物資輸送のための緊急交通路の確保に努める。また、救急活動が円滑に行われるようにするため、下記の施設を救援物資広域集積場所とする。

- ア 郊外に位置し、幹線道路に近く、かつ、接続道路が整備されていること。
- イ 大量の物資を集積するのに適した施設であること。
- ウ 多数の緊急輸送車両の駐車が可能な場所であること。

名 称	所 在 地	N T T 電 話	備 考
万場小学校体育館	多野郡神流町大字万場甲 84	57-2320	
中里中学校体育館	多野郡神流町大字神ヶ原 422	58-2517	

5 費用の基準

- (1) 輸送業者による輸送又は車両等の借上げは、本県の地域における通常の料金（国土交通省の認可料金による）を基本とし、町と輸送業者で協議して定める。
- (2) 自家用車両等の借上げについては、借上げ謝金とし、輸送業者に支払う料金内で、実施機関が所有者と協議して定める。
- (3) 官公署及び公共機関所有の車両使用については、無料又は燃料負担程度の費用とする。

第25節 防災ヘリコプター活用計画

災害が発生した場合、広域的で機動力に富んだ活動が可能である防災ヘリコプターを応援要請し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。

1 防災ヘリコプター運行時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分までとし、緊急運行の場合は日の出から日没までとする。

2 防災航空隊の応援要請

(1) 要請者

防災航空隊（防災ヘリコプター）の緊急運航に関する要請は、原則として町長及び消防本部消防長が行うものとする。

(2) 要請の基準

要請の基準は、次のいずれかに該当し、防災ヘリコプターの運航が必要と認められる場合とする。

ア 町の消防力によっては、災害の防除又は軽減が困難と認められる場合。

イ 災害が、隣接する市町村に拡大し又は影響を与えるおそれのある場合。

ウ 防災ヘリコプターの運航により災害の予防又は改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合。

エ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合。

(3) 要請の方法

要請の方法は、防災航空隊に対し電話等により、次の事項を明らかにして行う。

なお、事後速やかに防災ヘリコプター応援出動要請書を、防災航空隊へファクシミリ等により提出する。

ア 応援の種別

イ 災害発生（又は覚知）の日時、場所及び被害の状況

ウ 災害現場の気象状況

エ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法

オ 場外離着陸場の場所及び地上支援体制

カ その他の必要事項

3 群馬県防災航空隊の活動業務

群馬県防災航空隊の活動業務は次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

(2) 火災防御活動

(3) 捜索・救助活動

(4) 救助活動

(5) 災害予防活動

(6) その他防災航空総括管理者（危機管理監）が必要と認める活動

4 ヘリポートの整備

町は、ヘリコプターによる応援、救援物資輸送等を要請するときは、下記施設の中から避難所と競合しない場所を臨時ヘリポートとして整備する。

名 称	所 在 地	管理者	備 考
-----	-------	-----	-----

神流町総合グラウンド	多野郡神流町大字麻生甲 127	神流町長	
神流町みかぼ高原荘 運 動 広 場	多野郡神流町大字生利 2212-5	神流町長	
神流町宮地グラウンド	多野郡神流町大字神ヶ原甲 1569	神流町長	

第 26 節 労働力供給計画

災害時において、災害応急対策を迅速的確に実施するため、これに従事する要員として必要な労働者の確保は、本計画に定めるところによるものとする。

1 実施主体

- (1) 災害応急対策の実施に必要な作業員の確保は、町長が実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合の作業員の確保は、災害救助法により町長に委任しているものを除き知事が行う。

2 災害救助法による作業員の雇上げ

災害救助法が適用された場合の労働者の雇上げは、「群馬県地域防災計画」によるものとし、その概要は次のとおりとする。

(1) 労働者の雇上げの範囲

次の救助を実施するため必要があるときは、必要最小限の作業員を雇上げする。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産の移送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救済用物資の整理、輸送及び配分
- カ 行方不明者の捜索及び遺体の収容

(2) 雇上げ期間

被災者の避難の場合は、被害が現に発生し又は発生するおそれのある 1 日程度とし、他は当該救助の実施が認められる期間内とする。

(3) 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第 2 による。

3 災害救助法によらない労働者の雇上げ等

(1) 救助法によらない労働者の雇上げ

救助法の適用によらない災害応急対策の実施に必要な作業員の雇上げは、町長が必要と認める場合に前記 2 に準じて行う。

(2) 公共職業安定所に災害応急措置を要請する場合

町長は、災害応急措置として労働者を必要とする場合、公共職業安定所長に対し次の事項を明らかにしたうえで文書又は口頭で斡旋要請する。

- ア 職業別所要労働者数
- イ 作業場所、作業内容
- ウ 労働の条件
- エ 宿泊施設の有無
- オ その他必要な事項

(3) 労働者に対する費用

町長は、災害応急措置の実施について必要な労働者に対する報酬は、通常の賃金を考慮のうえ負担する。

第 27 節 交通応急対策計画

災害により道路、橋梁等の交通施設（以下「道路施設」という。）に被害が発生し又は発生のおそれがあり、交通安全と施設保全上必要があると認められるとき又は災害時の交通確保のため必要があると認められる時の通行の禁止及び制限（以下「交通規制」という。）並びにこれに関連した応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 道路管理者の交通規制

- (1) 町長は、基本法に基づき、被災地での災害応急対策を優先させるため、その管理する道路施設について、警察署の協力を得て、一般車両等を交通規制し、交通安全を図る。また、交通規制を実施した場合は、速やかに関係機関に連絡する。
- (2) 町長は、町の区域内における管理以外の道路施設について、交通規制する必要があると認められ、知事等に連絡するいとまがない場合は、所定の道路標識及び表示板等を設置し、速やかに関係機関に連絡する。
- (3) 町長は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、町長は、自ら車両の移動等を行うものとする。

2 規制の実施主体

災害発生時において、道路施設に被害が発生し又は発生するおそれがあり、交通安全上必要があると認められるときの、交通規制は次に掲げるものを行う。

種 別	実 施 者
国・県道及び主要地方道	知事・藤岡警察署長又は警察官
町道、林道及び農道	町長・藤岡警察署長又は警察官

3 町民への交通規制の周知

災害時における応急対策のため、公安委員会等が町の区域内において交通規制を実施する場合は、音声告知放送、広報車等により町民に周知し、交通規制の円滑な実施に協力する。

4 緊急輸送車両等の確認等

町が行う緊急車輛の確認事務は、総務班において処理する。

5 交通指導員の派遣

町長は、災害時における交通整理のため、藤岡警察署長から、交通指導員の派遣の要請があった場合は、「災害発生時における交通安全指導員の運用に関する協定書」に基づき、当該区域に交通指導員を配置して必要とする交通整理を実施する。

第 28 節 施設、設備の応急復旧

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止ための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

1 迅速な応急復旧の実施

町、県、施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

2 被害状況の情報提供

町及び県は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

3 有害物資の漏えい等の防止

建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、町、県、事業者又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第 29 節 災害救助法適用計画

災害救助法の適用については、同法、同法施行令、群馬県災害救助法施行細則等の定めるところにより必要と認めた場合は、速やかに所定の手続きを行うものとする。

1 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、同法施行令第 1 条に定められており、これを基準として救助が実施されることになるが、災害救助法に基づく救助の実施責任は知事にある。

したがって、町においては、災害がその基準に該当し又は該当する見込みがあるときには、直ちに知事に被害状況を報告し、災害救助法が迅速に適用できるよう、町における救助法の適用基準、被災世帯の算定基準等について定めるものとする。

(1) 救助の程度・方法及び期間等

災害救助法が適用された場合に実施される救助の種類、程度、方法、期間については、災害救助法及び同法施行令等により規定されており、その詳細を研修等により周知しておく必要がある。

(2) 災害救助実施責任機関

ア 知事の行う救助

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事が当たることとされている。

したがって、神流町地域防災計画のうち災害救助法に基づく救助については、町長が知事の権限の一部を委任され、また、知事を補助して行う。

ただし、災害に事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができないときには、町長において自ら救助に着手する。

イ 町長の行う救助

知事の権限の一部を委任又は補助として行う救助のほか、災害救助法が適用された場合においては、その定める範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小災害の災害救助については、町長の責任において実施される。

(3) 基準の内容

ア 適用は町単位である。

イ 同一災害によることが原則である。

例外

(ア) 同時又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、同一区内の別の地域での同種又は異なる災害

以上 2 点による場合でも、社会的混乱の同一性があれば法の適用の対象となる。

ウ 町の人口に応じ一定の被害世帯以上になった場合。

エ 被災者が現に救助を必要とする状態にある場合。

(4) 適用基準

ア 住家の滅失した世帯数が、30世帯以上であるとき。

イ 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、当町の住家滅失世帯数が、アの1/2以上であるとき。

ウ 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、当町の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な理由がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

※ウ、エ、オについては、厚生労働大臣の事前協議が必要

2 被災世帯の判定基準

(1) 被害の認定基準

ア 住家

現実にその建物を住居のために使用しているものをいい、現実に居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。

イ 被災世帯

(ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいうものである。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えない。

(イ) マンション・アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ1世帯として取り扱うこと。

(注) 会社又は学生の寮等は、これを管理する会社又は学校が適切に対応するのが原則であるが、この原則を貫くことが困難な場合は、協議されたい。

(ウ) 台所、浴場又は便所等が別棟であったり、離れが別棟にあったりするような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、これらの生活に必要な部分を合わせてそこに生活している世帯が1であれば1世帯となる。

ウ 全壊（焼）、流失

住家が滅失したもの（以下「全壊、全焼又は流失」という。）

住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割

合が 50%以上に達した程度のもの。

エ 半壊（焼）

住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの（以下「半壊又は半焼」という。）

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。

このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 50%以上 70%未満、またはその住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものを大規模半壊という。

3 救助の種類と実施制限の委任

(1) 救助の種類

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- イ 炊き出しその他による食料の供与及び飲料水の供給
- ウ 生活必需品の供与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害により被害を受けた者の救出
- カ 災害により被害を受けた住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の供与又は貸与
- ク 学用品の供与
- ケ 埋火葬
- コ 死体の捜索及び収容
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土砂及び竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。

4 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

資料編「資料 14 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等」による。

5 強制権の発動

知事は、救助の実施に当たり、関係者の協力が得られず救助を行えないと判断した場合は、災害救助法の定めるところにより、従事命令又は協力命令を発し、救助を実施するものとする。

6 災害救助法が適用されない場合

町長が実施するものとし、災害救助法による実施基準に準じ行うものとする。

第30節 自衛隊の派遣要請等の計画

災害応急対策実施のため、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の派遣を要請する場合の手続き等は次によるものとする。

1 派遣要請の要求等

町長は、自衛隊の部隊による活動が必要な場合には、基本法第68条の2第1項の規定に基づき、知事に対し自衛隊の派遣を要請するよう要求する。

ただし、知事に要求できない場合は、同第2項の規定に基づき、その旨及び災害状況を陸上自衛隊第12旅団長に通知する。

2 要請する災害

災害における人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施が、それぞれの実施機関において不可能又は困難であり、自衛隊の部隊による活動が必要な場合には、自衛隊の派遣を要請する。

3 連絡体制の確立

町は、自衛隊の派遣を必要とする場合には、この節に定める手続きに従い知事に要請を要求するほか、当該地域の被害等の状況を積極的に自衛隊に通報する。

4 派遣要請の手続き

町は、災害派遣を必要とするときは、知事（危機管理室）に文書をもって要請の手続きを要求する。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。なお、要請手続きを要求した場合は、その旨を藤岡警察署長に連絡する。

5 自衛隊の活動範囲

派遣された部隊は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連絡、協力して次の活動を行う。

- (1) 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- (3) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索・救助
- (4) 堤防等の決壊に対する水防活動
- (5) 火災に際して、消防機関に協力しての消防活動
- (6) 道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合の啓開又は除去
- (7) 被災者に対し、応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援

- (8) 通信支援
- (9) 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (10) 被災者に対する炊き出し及び給水支援
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去
- (14) その他（知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊と協議して決定する。）

6 災害派遣要請様式

自衛隊の派遣要請を要求する場合は、次頁の様式により行う。

年 月 日

群馬県知事 様

神流町長 印

自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を必要とする事由

- 2 派遣を希望する期間

- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
派遣を希望する区域、連絡場所及び連絡者
活動内容

- 4 その他参考となるべき事項
例) ・ 必要な車両、航空機、資機材
・ 必要な人員
・ 連絡場所及び連絡責任者

7 派遣を受けた後の措置

派遣を受けた後の町の対応は、次のとおり行う。

(1) 派遣された部隊の宿泊施設、所在地及び宿泊可能人員は次による。

名 称	所 在 地	宿泊可能人員
万場高校武道館	神流町大字生利 1549-1	200 人
神流町万場学習センター	神流町大字万場 84	50 人
神流町みかぼ高原荘	神流町大字生利 2212-5	200 人
神流町町民体育館	神流町大字相原 36	200 人
神流町老人いこいの家	神流町大字柏木 82	100 人

(2) 町における自衛隊のヘリを使ったヘリポートの適地は、次のとおりである。

- 神流町総合グラウンド
- 神流町みかぼ高原荘運動広場
- 神流町塩沢ヘリポート
- 神流町宮地グラウンド

※ヘリポートの表示は、白色で直径 10m の円を描き、中心部にHと書くとともに、発煙、旗、吹き流し等により明示する。

(3) 町長は、派遣された部隊の効果的な活動を図るため、関係機関と協議して、下記に掲げる準備に従い、あらかじめ計画を立てておく。

- ア 作業箇所別必要人員及び機械
- イ 作業箇所別優先順位
- ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
- オ 県及び関係市町村その他関係機関の連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

8 知事の派遣要請を待たないで部隊等を派遣する場合の措置等

(1) 自衛隊法第 83 条第 2 項但し書きの規定により、知事の要請を待たないで部隊等を派遣する場合は、当該部隊の派遣命令権者は、その旨を速やかに知事に連絡する

(2) (1) により連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する区域の市町村その他関係機関に連絡する。

(3) 部隊等を派遣する場合

ア 災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊）により自衛隊のみならず、関係機関への情報提供を目的とした情報収集を行う場合。

イ 災害に際し、通信の途絶等により部隊と知事との連絡が不能である場合に、町長又は警察署長、その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

ウ 災害に際し、通信の途絶等により部隊と知事との連絡が不能である場合に、部隊

等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

エ 運行中の航空機に異常事態が発生したことを自衛隊が探知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要が認められるとき。

オ 部隊等が防衛庁の施設外において、人命に関わる災害の発生を目撃し又は当該災害の近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合。

カ その他の災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合。

(4) (3) による派遣後、知事から要請があった場合は、その時点から要請に基づく救援活動を実施する。

9 派遣要請後の変更手続き

町長は、派遣要請の要求後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の手続きに準じて手続きを行う。

10 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（災害対策基本法第 63～65 条）

(1) 権限の概要

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他町長の職権を行うことができる者（委任を受けた町の史員及び警察官）がその場にはいない場合に限り以下の職権を行使することができる。

ア 警戒区域を設定し、立入制限・禁止退去を命ずること。

イ 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し又は土砂・竹木等の物件を使用すること。

ウ 応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。

エ 町民又は現場にある者を、応急処置の業務に従事させること。

(2) 行使した場合の処置の概要

ア 上記（1）の権限を行使した場合は、その旨を町長に連絡する。

イ 上記（1）中イ及びウに係る土地、建物、工作物等の占有者等に対し、必要な事項を通知する。

ウ 上記（1）中に係る工作物等を除去した場合は、これを保管しなければならない。

11 派遣部隊の撤収手続き

町長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、派遣部隊の活動が必要でなくなったと認めるときは、直ちに知事（危機管理室）に対し、文書で撤収の要請を要求する。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。なお、撤収手続きを要求した場合は、その旨を藤岡警察署長に連絡する。

12 費用負担区分

(1) 派遣部隊が活動に要した費用のうち下記に掲げるものは、当町の負担とする。

- ア 宿泊施設の借上料
- イ 宿泊施設の汚物処理費用
- ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
- エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用

(2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、自衛隊とで協議して定める。

(3) 2つ以上の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

13 その他

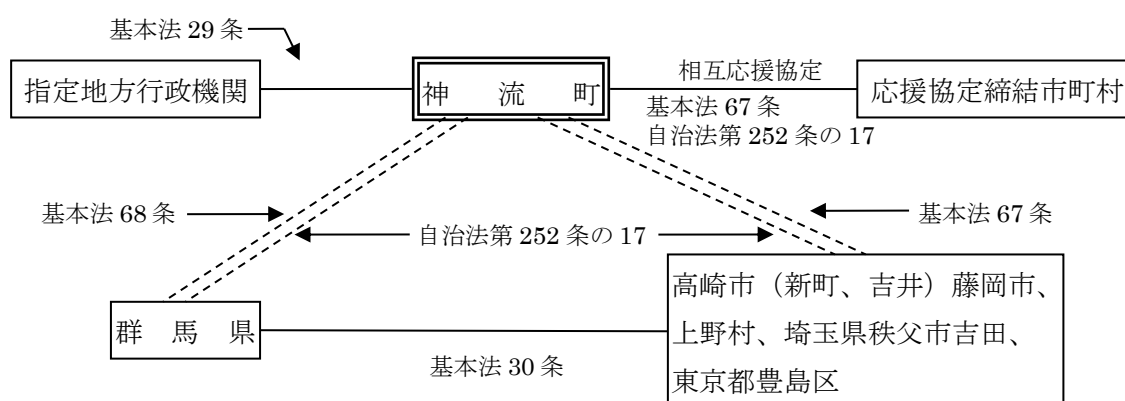
その他必要な事項は、町長が派遣部隊長及び関係機関と協議して定める。

第31節 相互応援協力対策

災害時において町が他の地方公共団体等と緊密な連絡をとり、職員の派遣要請、救援物資等の相互融通、応援等に協力して、災害応急対策の迅速、かつ、円滑化を図るため、次のとおり計画を定めるものとする。

1 相互応援協力

法律、協定等に基づく応援協力の要請系統図は次のとおりである。



2 災害応援協定の締結

町は、災害時における応急対策が困難な場合に備え又は他の機関への応援が迅速、かつ、的確に行われるよう積極的に相互応援協定の締結に努める。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間の協定締結も考慮するものとする。

また、既に締結された協定についても、町が他市町村等に対し応援を求める場合又は応援をする場合、その事務が円滑に行われるよう平素から相互応援協定締結市町村等と協力体制の確立に努め、より有効なものとするよう常に見直しを図り、その体制を確保する。

なお、協定の締結がない場合であっても、でき得る限り近隣市町村等と相互に応援協力する。

3 応援協力の内容

応援協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 罹災者等の食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の供給
- (2) 診療、検病、感染症患者の収容、その他治療、防疫作業のための職員派遣、所要の施設利用、医療品の提供
- (3) 復旧のための土木及び建築技術職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 清掃、し尿処理作業のための職員派遣及び所要の器具、車両の提供
- (5) 上下水道、給水作業のための職員派遣及び所要の器具、車両の提供
- (6) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための、職員派遣及び所要の器具、車両の提供
- (7) 消防及び水防作業隊の派遣及び資機材の提供
- (8) 被害者の救助に係る所要の施設の利用及び職員の派遣
- (9) その他特に要請のあった事項

4 応援協力の連絡調整

隣接市町村への応援要請又は近隣市町村からの応援要請に対する関係機関等との連絡調整は、総務班が当たる。

5 近隣市町村等への応援要請

町長は、災害が発生した場合、応援措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援を求め、災害対策の万全を期する。

- (1) 要請の時期
他の市町村に対し、応援を要請する時期は、町長が必要と認めたときとする。
- (2) 要請の範囲等
災害の規模に応じて隣接町村へ随時要請するものとする。なお、要請にあたっては、「相互応援協定」締結町村を優先する。
- (3) 要請の手続き
次の事項を明らかにして、文書をもって要請する。なお、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日速やかに文書を送達する。
 - ア 被害の状況及び応援を要する理由
 - イ 応援を受けたい生活必需物資、応急対策及び応急復旧に必要な資機材の品名、数

量等

ウ 応援を受けたい希望技術職員等の職種別人員、給与、勤務条件等

エ 応援の場所及びその経路

オ 応援の期間

カ その他必要事項

(4) 経費の負担

応援を受けた時は、その応援に要した経費は町が負担する。なお、災害時における相互応援協定及び覚書等を締結している市町村間においては、協定等の定めるところによる。

(5) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の要請

町は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請することができる。

また、町は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。

6 近隣市町村等からの応援要請に対する措置

災害の発生に伴う応急対策のため、他の市町村から応援要請があった場合は、自ら実施する応急措置等に支障がない限り、速やかにこれに応ずるものとし、平素から体制の整備に努める。

(1) 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(2) 町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

7 その他

基本法第 67 条に定める災害応急措置に関する応援及び協力について、神流町における他の市町村等との災害応援協定等の締結状況は次のとおりである。

(1) 災害応援協定締結近隣市町村

藤岡市、高崎市（新町・吉井町）、上野村、埼玉県秩父市吉田

(2) 非常災害時等における相互応援に関する協定

東京都豊島区

(3) 災害発生時における交通安全指導員の運用に関する協定

藤岡警察署

(4) 災害発生時における万場郵便局及び中里郵便局・神流町間の協力に関する覚書

万場郵便局及び中里郵便局

第 32 節 公共的団体等の活用計画

災害時において、公共的団体等の組織による奉仕団の編成及び受け入れ等は、本計画に定めるところによるものとする。

1 奉仕団の種別、編成、所属

奉仕団は、災害応急対策の実施に奉仕する団体をもって編成する。

(1) 奉仕団は概ね次の団体で構成する。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ア 区長会 | エ 健康推進員 |
| イ 社会福祉協議会 | オ ボランティア連絡協議会 |
| ウ 婦人会 | カ (社) 藤岡交通安全協会奥多野支部神流分会 |

(2) 奉仕団の編成は、各団体別に編成する。

2 奉仕団の活動内容

- (1) 炊き出しその他災害救助の応援
- (2) 簡易な清掃作業
- (3) 簡易な防疫作業
- (4) 災害対策用物資の輸送及び配分
- (5) その他軽易な作業及び事務

3 奉仕団の動員

奉仕団の動員は、奉仕団の属するそれぞれの機関において行う。

第 33 節 ボランティア活動支援推進計画

町は、災害時における防災ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアリーダーの育成に努めるとともに、行政とボランティアの連携の促進及びボランティア活動の支援のための諸対策を推進するものとする。

1 平常時の対策

(1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

町は広報誌、CATV、パンフレット、その他あらゆるマスメディアを活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発を行う。

(2) ボランティアネットワークづくり

災害時の被災現地における一般ボランティアの受け入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や、ボランティア支援機関による連絡会議を設置し、

情報交換等を行う連絡体制（ネットワーク）を確立する。

(3) 防災ボランティア登録制度を創設

通信や建物危険度判定等の専門分野において登録制度を創設し、災害時の連絡体制を確立する。

(4) 防災ボランティアリーダーの養成

町は、自主防災組織活動と連携し、防災に関する町の点検活動（防災マップの作成、避難所・避難ルート等の点検）及び防災訓練に対する協力を行うボランティアリーダーの育成を行う。

2 災害発生時の対応

(1) ボランティアの受け入れ及び支援

町は、ボランティア活動が効果的、かつ、円滑に行われるよう次の支援を行う。

ア 被災現地での一般ボランティア受け入れ態勢（現地活動拠点）の確立支援

イ 現地活動拠点におけるボランティア受け入れ状況の把握及びボランティア保険の加入支援

ウ 各被災地におけるボランティアニーズの把握、調整

エ 現地活動拠点での事務機器等必要器材の支援

オ ボランティアの宿泊場所等の斡旋、支援

カ 被災地、指定避難所等の関係情報の提供

(2) ボランティアの調整及び派遣

ア 町災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの生活環境に配慮するものとする。

イ 町は、ボランティアニーズを把握し、被災現地内での調整が不能な場合は、県（県民生活課）に連絡し、広域調整に努める。この場合、県は、群馬県災害救援ボランティア団体の協力を得て、必要な調整に努める。

ウ 災害復旧が長期間にわたる場合は、群馬県災害救援ボランティア団体と協議し、長期的な支援体制を組む。

3 ボランティア活動の主な内容

(1) 一般ボランティア

- ア 避難誘導
- イ 情報連絡
- ウ 給食、給水
- エ 物資の搬送、仕分け、配給
- オ 入浴サービスの提供
- カ 避難所の清掃
- キ ゴミの収集、廃棄
- ク 高齢者、障害者等の介助
- ケ 防犯
- コ ガレキの撤去
- サ 住居の補修
- シ 家庭動物の保護

(2) 専門ボランティア

- ア 被災者の救出（消防・警察業務経験者等）
- イ 救護（医師、看護師、救命講習修了者等）
- ウ 建物応急危険度判定（建築士等）
- エ 被災宅地危険度判定
- オ 外国語通訳
- カ 手話通訳
- キ 介護（介護福祉士等）
- ク アマチュア無線
- ケ 保育
- コ 各種カウンセリング

4 公共的団体等のボランティア活動への支援

「第4章 風水災害応急対策計画 第32節 公共的団体等の活用計画」に定める公共的団体等については、それぞれの行う事務又は業務を通じて、ボランティア活動を支援する。

第5章 雪害・事故災害等応急対策計画

第5章 雪害・事故災害等応急対策計画

第1節	雪害応急対策計画.....	1
第2節	道路災害応急対策計画.....	5
第3節	林野火災応急対策計画.....	6
第4節	農業関係災害応急対策計画.....	7
第5節	公共土木施設等災害応急対策計画.....	8
第6節	原子力施設等事故応急対策計画.....	8

第5章 雪害・事故災害等応急対策計画

第1節 雪害応急対策計画

1 雪害応急対策計画の趣旨

この計画は、大雪時における町民の生命、身体及び財産を守るため、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、町民、地元企業等が相互に協力し、神流町の地域社会全体で大雪時の応急対策に当たることを目指すものである。

特に、大雪時において孤立集落が発生した際には、孤立集落内での安全確保措置が必要となることから、町民同士の協力を前提とした安全確保措置を推進しつつ、町を含むその他の関係機関がこうした地域の繋がりによる応急活動を支援するとともに、孤立集落の早期解消を目指すものである。

なお、雪害時における応急対策全般は「第4章 風水害応急対策計画」を参照するものとするが、大雪並びに雪害という気象特性を踏まえた独自の応急対策活動については、本計画に定めることとする。

2 雪害時における役割

(1) 町民

町民は、日々日常の活動に防災の視点や取り組みを組み込んでいくことで災害に備えるとともに、雪害時における地域の生命、身体及び財産を守るため、防災関係機関とも協力しながら、地域の一員としての役割を担うこととする。

ア 備蓄の励行

イ くすり手帳等必要情報の携行

ウ 不要不急の外出の自重

エ 電気機器によらない暖房設備の確保

オ その他、地域の協力による助け合い

(2) 地元企業

地元企業は、事前に従業員の安否確認体制の整備を行うとともに、防災訓練等を通じて人命を守るためになすべきことについて、従業員への普及に努める。その上で、雪害時には地域社会の一員として、町と連携し、地元地域で可能な雪害応急対策の支援を実施するように努めることとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する地元事業者及び除雪等交通路の確保に務める地元事業者等で、地域社会の一員として雪害時に地域社会に貢献する意思を有し、災害時の支援内容を事前に取り決めることが可能な事業者については、町との協定締結等に協力するよう努める。

(3) 町

ア 町は、大雪により孤立化等の危険がある際に、早めの情報提供で雪害による影響を最小限に食い止めるための措置を講ずることとする。また、孤立化等の状況が発生した際には、町民の協力により地域の生命、身体及び財産を守ることとし、そのための必要なサポートを行うとともに、孤立集落等の早期解消のための対策を講ずることとする。

イ 町は、平時から、大雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進めるものとする。

3 大雪時の留意事項の周知

町及び県（危機管理課ほか）、県警察、消防機関及び事業者等は、防災週間、防災等関連行事、各種研修等を通じ、住民や車両の運転者等に対し、「第2章 第15節 防災知識普及計画」に加え、以下の留意事項の周知、徹底を図るものとする。

(1) 大雪時には、次のことに留意して行動する。

ア ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。

イ 不要不急の外出は見合わせる。

ウ 自家用車の使用は極力避ける。

やむを得ず車で外出する場合は、タイヤチェーン、携帯トイレ、スコップ、スクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心掛ける。

エ エンジンをかけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。

オ カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。

カ 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。

キ 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。

ク 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。

ケ 協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。

コ 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。

4 組織計画

大雪を起因とする災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、町長は、基本法第23条の2第1項の規定に基づき、町に災害対策本部を設置し、県及び指定地方行政機関、指定公共機関等と緊密な連絡及び協力のもとに災害応急対策を実施するものとする。

(1) 組織

神流町災害対策本部の組織及び編集は、神流町災害対策本部条例（平成15年神流町条例第13号）及び本計画に定める。

(2) 設置基準

町長（町長が不在の場合は、副町長・教育長の順）が神流町災害対策本部を設置する基準は次による。

ア 群馬県下に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく大雪、暴風雪警報、注意報が発表され、その必要性が認められるとき。

イ 町の区域に重大な災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、その必要性が認められるとき。

ウ 前号のほか、著しく激甚である災害により、その必要性が認められるとき。

(3) 設置場所

災害対策本部は町役場に設置し、役場正面玄関に「神流町災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

なお、激甚災害等により、役場庁舎内に災害対策本部を設置できない場合の代替施設については、周辺の被災状況を確認のうえ、適宜決定する。

(4) 廃止基準

災害のおそれがなくなったとき若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

(5) 本部の組織及び事務分掌

本部の組織及び事務分掌については、「第4章 第1節 5.本部の組織及び事務分掌」を参照することとする。

5 災害広報計画

災害に関する情報及び対策等の町民に対する広報及び報道機関への発表は、「第4章 第8節 災害広報計画」を参照することとするが、特に雪害時には以下の点に留意した上で災害広報活動に努めることとする。

- (1) 大雪のおそれがある際の、不要不急の外出を控えることを伝える広報
- (2) 町民による安全確保措置の実施を伝える広報
- (3) 孤立集落に関する情報を伝える広報
- (4) 応急対策の実施状況に関する広報
- (5) その他町民の要望を踏まえて伝達すべき情報の広報

6 安全確保措置・避難計画

大雪時における人命の安全を図るための避難を含む安全確保措置については、「第4章 第13節 被災者救出計画」を参照することとするが、大雪と言う気象特性を踏まえた適切な行動を町民が取れるようにするため、以下の点にも留意することとする。

(1) 避難勧告等の発令基準

避難勧告等の発令基準は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、概

ね次の状況が認められるときとする。

ア 避難準備・高齢者等避難開始の発令基準

ア) 大雪の影響により、夜間に事態の急変が予測され、早期の対応が求められると判断したとき。

イ) その他、大雪による影響は発生していないが、早期の対応が求められると判断したとき。

イ 避難勧告の発令基準

ア) 大雪又は暴風雪等の気象警報が発表され、大雪による道路の寸断、集落の孤立化などが予測される時。

イ) その他、大雪による影響が発生し、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するための適切な措置が求められるとき。

ウ 避難指示（緊急）の発令基準

大雪の影響により被害が発生し又はその危険性が非常に高まったとき。

(2) 安全確保措置・避難の周知徹底

ア 町長は、避難のための立退きの万全及び人の生命又は身体の安全を図るため、町民に求められる避難行動について、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置も含めた適切な避難方法、避難経路及び避難行動について、あらかじめ町民に徹底させておく。

イ 町長は避難の指示又は勧告をしたとき又は通知を受けたときは、関係機関と協力して、関係者及び避難行動要支援者に避難所等の周知徹底を図る。

(3) 指定避難所等の開設、収容

ア 大雪時における避難先

ア) 町は雪害の進展に応じて避難所等の開設に努めることとするが、町民は停電等による暖房設備等の使用の制限も踏まえ、公共施設に限らず、個人宅も含めて地域で協力し、集落内で適切な避難先を確保するように努めることとする。

イ) 避難に係る移動距離は必要最低限とし、集落内で行うものとする。

イ 安全確保措置遂行のため誘導及び移動

安全確保措置を遂行のための誘導及び移動を行うにあたっては、老幼、婦女子、病人等に配慮し、一人での移動は極力避け、各集落の町民が集団で行うこととする。

7 孤立集落対策

大雪による道路網の寸断等が予想される地域の町民は、食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄するものとし、町民同士の協力により、救援が届くまでの間、自立して持ちこたえられる体制整備に努める。また雪害時には、町民の安否の確認、炊き出し等の実施、町への被害状況の報告、救援の要請等を町民自らが行うものとする。

町は、孤立した場合でも救援が届くまでの間、町民が自立して持ちこたえることを前

提に、集落単位に必要な物資の事前配置などの環境整備を行うとともに、孤立化した際の町民による安否確認、炊き出し等の実施、町への被害状況の報告、救援の要請等が実施できるように適切な支援を行うこととする。また、孤立集落等の早期解消のため、関係機関と連携し、実施可能なあらゆる対策を講じることとする。

8 雪害の拡大防止

- (1) 町は、積雪による交通障害の発生を防止するため、事前に定めた除雪計画及び協定等に基づき、道路の除雪を実施するものとする。
- (2) 積雪による家屋倒壊等の被害防止や生活道路の早期除雪のため、町民は集落単位で協力し、屋根の雪下ろしや生活道路の除雪を行うこととする。特に、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、民生委員、区長会、自主防災組織、消防団等と連携して除雪の支援を行うものとする。なお、雪下ろし等の除雪作業に当たっては、転落等の事故防止について、注意を喚起するものとする。

第2節 道路災害応急対策計画

大規模な事故災害により道路施設及び道路利用者等に被害が発生し又は発生するおそれがあり道路交通の安全上必要があると認められる場合の道路管理者及び関係防災機関がとるべき応急対策は、それぞれの防災業務計画に基づく対応をとるほか、次に定めるところによるものとする。

1 情報の収集・伝達

- (1) 大規模な事故災害が発生し、道路施設等が被災又は多数の負傷者等が発生した場合、道路管理者は速やかに国（国土交通省）、県、町、警察本部（警察署）、消防機関等に連絡する。
また、連絡を受けた機関はそれぞれ関係する機関に連絡するとともに、逐次被害の状況、応急対策の状況等の把握に努め、相互に連携を図る。
- (2) 道路管理者、県及び町等は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合い、適切な情報の提供を行う。
- (3) 道路管理者は、道路利用者等に対し、被害状況、応急活動状況、復旧見通し等の情報を提供する。

2 応急対策活動体制の確立

道路管理者、県及び町等防災関係機関は、発災後速やかに職員の参集、情報収集体制

の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、また相互に緊密な連携の確保に努める。

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の災害派遣要請の要求をする。

3 応急対策

- (1) 道路管理者は、町、消防機関等が行う迅速、かつ、的確な救助、救出及び消火の初期活動に資するよう協力する。
- (2) 町長は、救助及び救出活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ県等に応援を要請する。
- (3) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握し、消火活動を行う。
- (4) 道路管理者は、危険物の流出及び道路の陥没及び山崩れ等の危険が認められたときは、関係機関と協力し、速やかに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。

4 交通確保対策

- (1) 県警察本部及び警察署は、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、適切な措置をとる。
- (2) 県警察本部及び警察署は、緊急輸送を確保するため、交通規制を行う等の措置をとる。
また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導等の実施等を要請する。

5 応急復旧対策

- (1) 道路管理者は、迅速、かつ、的確な障害物等の除去を行い、早期の道路交通確保に努める。
- (2) 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被害箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (3) 県警察本部及び警察署は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧のため必要な措置をとる。

第3節 林野火災応急対策計画

大規模な林野火災時における応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 町のとるべき措置

- (1) 関係機関への通報

町は林野火災が発生した場合、速やかに県（藤岡行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合は消防保安課）及び林業関係機関に火災状況を通報する。

(2) 応援要請

町のみでの消火が困難と判断した場合、町長は、県の防災ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプターによる消火活動を要請するとともに、相互応援協定により他市町村に応援を求める。

(3) 町は、林野火災がその発生場所、風向き及び地形等現地の状況によって常に臨機応変の措置をとる必要があるので、消火活動にあたっては次の事項を十分検討して最善の方法を講ずる。

- ア 出動団員の出動区域
- イ 出動順路と防御担当区域
- ウ 携行する消防器材及びその他の器具
- エ 指揮命令及び連絡方法並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定
- キ ヘリポートの設定
- ク 救急救護対策
- ケ 避難の勧告・指示等
- コ その他必要事項

2 消火用資機材の確保

町は、林野火災を防御するため、必要な資機材の確保に努める。

第4節 農業関係災害応急対策計画

災害による農業関係被害の応急対策は、次により実施するものとする。

1. 実施主体

被災農家等に対する指導は、知事及び町長が関係団体の協力のもとに実施する。

2. 農作物関係

病虫害防除対策

(1) 防除の指示及び実施

町は県の指示に基づき、防除班を編成して防除の実施を図る。

(2) 防除器具の確保

町は管内の防除器具の状況を把握し、緊急防除の実施に際し効率的に防除器具の使

用ができるよう努める。

3. 家畜関係

家畜の避難

災害の発生に際し、飼養管理者は責任をもって家畜をより安全なところに避難させるとともに、家畜が他に及ぼす影響も考慮のうえ、慎重、かつ、迅速に対処し、避難所・方法等については、事前に関係機関と協議のうえ計画しておく。

第5節 公共土木施設等災害応急対策計画

災害により被害を受けた道路、河川等の土木施設、農業用施設及び林道、治山関係施設の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施計画

公共土木施設等の応急対策は、施設管理者が行う。ただし、町長の行う応急措置の実施が困難なときは、関係機関の応援、協力を得て実施する。

2 応急措置

町長は、災害により管理する施設が被害を受けたことにより被害が拡大するおそれがあるとき、あるいは応急対策上施行の必要があるときは、できる限り速やかに実情に即した方法により応急措置を行う。

3 その他

(1) 町長は、その管理する公共土木施設等の応急工事又は応急対策を施工する工事について、工法上等疑義が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、事前に関係機関と協議しておく。

(2) 応急工事を施工する場合は、被害状況写真、その他関係資料を整理しておく。

第6節 原子力施設等事故応急対策計画

県内に原子力施設は存在しないが、県外に立地する原子力施設における異常事象等発生した場合に備え、平常時の空間放射線量を定期的に測定し、結果を取りまとめておくとともに、原子力施設の異常事象等発生の情報を得た場合は、放射性物質又は放射線の影響を早期に把握するため、必要に応じて、以下の対応を実施し、実施結果等については、町民などへ積極的に広報するものとする。

1 放射性物質検査の実施

(1) 空間放射線量に関する情報

- (2) 水道水の放射性物質に関する情報
- (3) 農林水畜産物の放射性物質に関する情報

2 相談窓口の設置

藤岡保健福祉事務所等の関係機関と連携し、速やかに町民からの問い合わせに対応できるように努める。

3 風評被害の未然防止

各種測定結果を踏まえ、農林水畜産物等の適正な流通の促進、観光客減少の防止のための広報活動等を行う。

第 6 章 災害復旧・復興計画

第6章 災害復旧・復興計画

第1節	復旧・復興の基本方向の決定.....	1
第2節	原状復旧	1
第3節	計画的復興の推進.....	4
第4節	災害復旧事業等に伴う財政援助及び助成計画.....	5
第5節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画.....	6
第6節	民生安定のための緊急措置に関する計画.....	8
第7節	激甚災害の指定に関する計画.....	12

第6章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1 災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、町長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、災害復旧・復興活動の一元化を図るための体制整備に努めることとする。

2 基本方向の決定

町長は、被災の状況、地域の特性、町民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

3 町民の参加

被災地の復旧・復興は、町が主体となって町民の意向を尊重しつつ、国や県の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の避難行動要支援者の参画を促進するものとする。

4 国等に対する協力の要請

町長は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

第2節 原状復旧

1 被災施設の復旧等

(1) 町長は、県・その他の防災関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速、かつ、円滑に被災施設の復旧事業を行い又は支援するものとする。

(2) 町長は、県・その他の防災関係機関と協力し、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。

2 災害復旧事業計画の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧計画
 - ア 河川公共土木施設事業復旧計画
 - イ 砂防設備事業復旧計画
 - ウ 林地荒廃防止施設事業復旧計画
 - エ 地すべり防止施設事業復旧計画
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設事業復旧計画
 - カ 道路、橋梁公共土木施設事業復旧計画
- (2) 農林水産業施設事業復旧計画
- (3) 簡易水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧計画
- (8) 保健衛生施設災害復旧計画
- (9) 社会教育施設災害復旧計画
- (10) 文化スポーツ施設災害復旧計画
- (11) 商工労働施設災害復旧計画
- (12) その他の計画

3 復旧事業の方針

- (1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町・関係機関等は、実施に必要な職員の配備、応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。
- (2) 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全額若しくは一部を負担又は補助するものに対し、町は復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画をたて、査定実施が速やかに行えるよう努める。
- (3) 緊急査定の促進

被害施設の災害程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう、必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- (4) 災害復旧事業期間の短縮

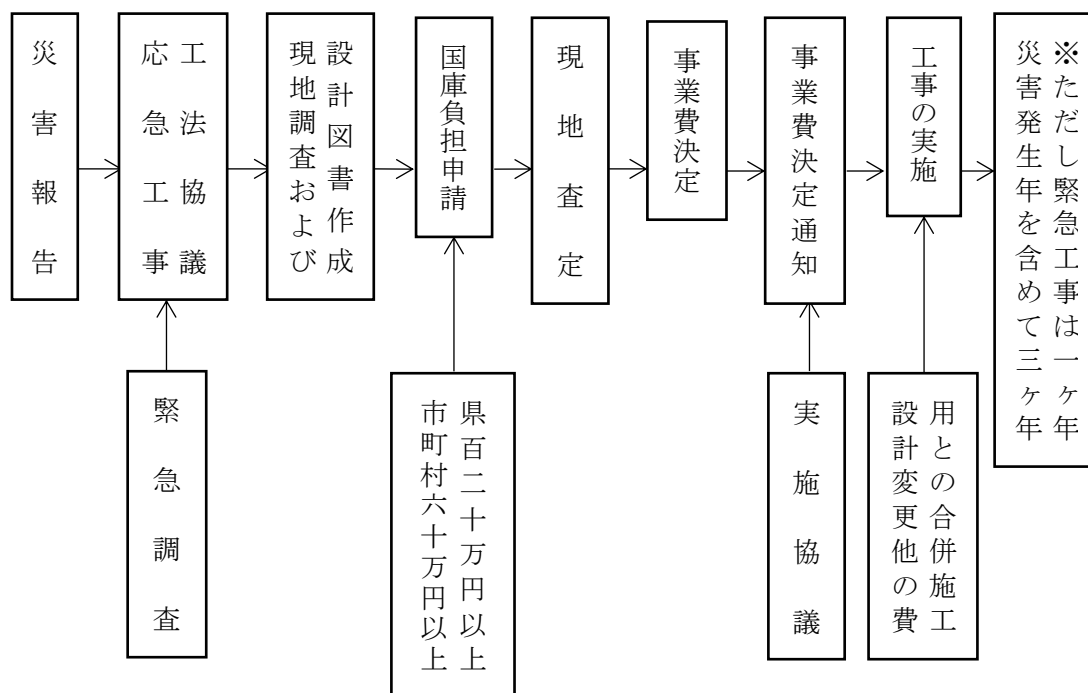
復旧事業計画の樹立にあたっては、被災地の状況、被害の発生原因等を考慮し、再度災害の防止及び速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り事業期間の短縮を図る。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるように措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

(6) 公共土木施設災害復旧（河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁）の取扱い手続きは次のとおりである。

ア 公共事業について



災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。

イ 小災害の措置について

上記以外の小災害（上記の国庫災害からはずしたものを含む）で、将来再び出水等の際に被害の因をなすと認められるものは、県に対し、被害復旧の促進方法を強く要請する。

4 災害廃棄物の処理

(1) 円滑、かつ、適切な処理の実施

町は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合に

は、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(2) リサイクルの励行

町長は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能なかぎりリサイクルを図るよう努めるものとする。

(3) 町は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、町民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。

(4) 広域応援

ア 町長は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとする。

イ 県(廃棄物・リサイクル課)は、アの要請を受けたときは、他市町村又は隣接県の応援を求める等の広域的な調整を行うものとする。

第3節 計画的復興の推進

1 復興計画の作成

(1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町長は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、また、必要に応じて大規模災害からの復興に関する法律を活用し、具体的な復興計画を作成するものとする。

また、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

(2) 町長の復興計画においては、町の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。

(3) 町長が復興計画を作成した場合は、県に報告するものとし、県は当該復興計画の内容を踏まえ、県としての復興計画を作成する。

(4) 町長は、復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障害者、高齢者等の避難行動要支援者など多様な町民の意見を反映するよう努める。

(5) 町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

2 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりの実施

ア 町長は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な町環境を目指し、町民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。

イ 防災まちづくりに当たっては、現在の町民のみならず将来の町民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、町民の理解を求めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

(2) 町長は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全委の確保等为目标とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。

(3) 町長は、既存の不適合建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を町民に説明しつつ、町の再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。

(4) 町長は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り適正かつ円滑・迅速に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。

(5) 町長は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、町民に対し行うものとする。

第4節 災害復旧事業等に伴う財政援助及び助成計画

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚被害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 伝染病予防法
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- (6) 予防接種法
- (7) 農林水産施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律
- (8) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

第5節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

1 住宅復興資金

自然災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は居住者で、罹災証明書の交付を受けたものが住宅を建設、購入又は補修する場合、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、災害復興住宅資金の融資が行われる。

(1) 建設の場合

ア 融資を受けられる行為

災害復興住宅の建設及びこれに付随する土地（借地権を含む）の取得又は整地

イ 貸付対象者

全壊又は大規模半壊若しくは半壊の罹災証明書の交付を受けた住宅の所有者、賃借人又は居住者

ウ 対象住宅の規模

住宅部分の床面積が 13 m²以上 175 m²以下

エ 融資限度額

建設資金	1,460 万円
土地取得資金	970 万円
整地資金	390 万円

オ 利率（年利）

1.48%

カ 償還期間（3年以内の措置期間を設けることができる）

耐火・準耐火、木造（耐久性）の住宅	35 年以内
木造（一般）の住宅	25 年以内

(2) 購入資金

ア 貸付を受けられる行為

災害により新築住宅又は中古住宅の購入及びこれに付随する土地の取得

イ 貸付対象者

全壊又は大規模半壊若しくは半壊の罹災証明書の交付を受けた住宅の所有者、賃借人又は居住者

ウ 対象住宅の規模

1戸あたりの住宅部分の床面積が 50 m²（共同建ての場合 40 m²）以上、175 m²以下で、1戸建ての場合は、敷地面積が 100 m²以上

資の融資について、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興住宅融資の借入の促進を図るよう努める。

イ 災害復興特別貸付金

災害により滅失家屋が概ね 10 戸以上となった場合、町長は罹災者の希望により、罹災費の実態を調査した上で、罹災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構北関東支店に申し出るとともに罹災者に融資限度の周知徹底を図り、借入申し込みの希望者に対して借入の指導を行う。

ウ 地すべり等関連住宅融資

地すべり等防止法第 24 条第 3 項の規定により、知事の承認を受けた関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとするものに対する融資の斡旋については、災害復興住宅融資と同様、町は必要な措置を講ずる。

2 災害弔慰金及び災害援助資金条例の整備

自然災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のために災害弔慰金の支給につき条例の整備を図るとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するための、災害援助金の貸付に関する条例についても、速やかに制定する。

第 6 節 民生安定のための緊急措置に関する計画

町は、震災後の町民生活の安定と生活環境の整備を図るため、関係機関、団体と連携して民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。

1 罹災証明の交付

- (1) 罹災証明書は、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に必要とされることから、町長は、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、罹災証明の交付体制を早期に確立する。防災班は、町民から申請があった場合、罹災証明書を発行する。証明の範囲は、災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

ア 住家・住家以外の建物の被害

- (ア) 全壊・全焼
- (イ) 流失
- (ウ) 半壊・半焼
- (エ) 床上浸水
- (オ) 床下浸水

イ 人的被害

- (ア) 死亡

(イ) 行方不明

(ウ) 負傷

ウ その他物的被害

(2) 町は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。実施にあたっては、必要に応じて、県（危機管理室、建築課）の支援を仰ぐものとする。

2 被災者台帳の作成

(1) 町は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

(2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

3 国税等の徴収猶予及び減免等の措置

町は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税、介護保険料、国民年金保険料等について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、国税及び地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

4 生活保護

被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じて最低限の生活を保障する措置をする。

5 郵政関係保護

災害救助法が適用された場合、区域町民の被害状況並びに被災地の実情に応じて郵政事業にかかる被害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 小包郵便物の料金免除

被災地の被災者の援助を行う地方公共団体又は日本赤十字社にあてた救援物資を内容とする小包郵便物の料金を免除する。

(2) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

救助法が適用されたときは、被災者の安否通信等の便宜を図るため、万場郵便局及び中里郵便局において被災者に対し、通常はがき（5枚）及び郵便書留（1枚）を無償交付又は当該被災者が差し出す郵便物の料金を免除することができる。

(3) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

被災者に緊密な資金需要、その他の災害事情による場合は、万場郵便局及び中里郵便局において郵便貯金、郵便為替、郵便振替貯金及び年金・恩給等の一定金額の範囲内における非常時即時払い並びに簡易保険の保険金貸付金の非常時即時払い及び保険料・年金掛金特別払込み猶予等の非常取扱いを実施する。

(4) 災害寄付金の料金免除

地方公共団体、中央共同募金会等からの申請を待って、被災者救護を目的とする寄付金を郵便為替により送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金は免除する。

6 災害援護資金及び生活福祉資金・母子父子寡婦福祉資金の貸付

災害によって家財等に被害があった場合、生活の立て直し資金として、災害救助法適用時は災害援護資金を、同法の適用に当たらない場合は、生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金を貸し付けるものとする。

(1) 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく援護資金であるが、当町においては根拠条例が未整備のため速やかに制定する。

(2) 生活福祉資金

群馬県社会福祉協議会は、地震により被害を受けた低所得世帯に対して安定した生活を営ませるため、必要に応じて以下の資金を貸し付け、必要な援助指導を行う。

ア 災害援護費

災害による困窮から自立更正に必要な経費を1世帯当たり150万円を限度として貸し付ける。

イ 住宅費

被災した住宅の増改築又は補修等のために必要な経費を、1世帯当たり250万円を限度として貸し付ける。

(3) 母子父子寡婦福祉資金

県は、地震により小規模な被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、被災した住宅を増改築又は補修等のために必要な経費を1世帯当たり200万円を限度として貸し付ける。

7 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、地震災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する旨の条例を制定する。

町は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るものとする。

8 その他の公的資金の融資

被災した施設の早期復旧を図るため、各種復旧資金の融資を行うとともに、生業資金の融資の斡旋等、被災者の生活確保の措置を講ずる。

(1) 住宅金融公庫資金

- ア 災害復興住宅資金の貸付
- イ 一般住宅建設資金の特別貸付

(2) 群馬県マイホーム建設資金利子補給

(3) 農林漁業制度資金

- ア 県農漁業災害対策特別措置条例に基づく資金の貸付
 - (ア) 経営資金
 - (イ) 農漁業用施設資金
 - (ウ) 事業資金
- イ 農林漁業金融公庫資金の貸付
 - (ア) 自作農維持資金
 - (イ) 農林漁業施設資金
 - (ウ) 農業基盤整備資金
 - (エ) 中小企業融資

9 復興過程における仮設住宅の提供

町長は、県(住宅政策課)と協力し、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとする。

10 恒久的な住宅確保の支援

町長は、県(住宅政策課)と協力し、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用するものとする。

11 安全な地域への移転の推奨

町長は、県(住宅政策課)と協力し、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

12 ボランティア活動による長期的支援

災害復旧及び民生安定が長期にわたる場合は、被災者の自立生活を支援するための、長期的なボランティア活動の支援、推進を図る。

13 住民生活相談等の実施

(1) 住民生活相談等の実施

町は、災害発生後、住宅、教育、就労、中小企業の資金繰り等、被災者等の生活相談に応じるため、相談窓口を設置するなど、住民生活相談を実施する。

(2) 在住外国人に対する生活相談の実施

町は、県内市町村の国際交流協会やボランティアの協力を得て、災害発生地域の外国人の状況、使用されている外国語の種類等を考慮のうえ、外国人の相談窓口を設置するなど、外国人に対する生活相談を実施する。

なお、必要があると認める場合には、外国語の話せるボランティアを避難所等に配置するなど、在日外国人の避難所生活を支援する。

14 災害復興基金の設立等

町長は、県と協力し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第7節 激甚災害の指定に関する計画

町は、地震による大規模な災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置を講ずるものとする。

1 激甚災害に関する調査

町は、県が実施する調査に協力するものとする。

2 特別財政援助の交付手続き

激甚災害の指定を受ける必要があると認められた場合は、町は関係機関との密接な連絡のもとに、指定の促進を図るものとする。

3 特別財政援助の交付手続き

激震災害の指定を受けた場合、町長は速やかに関係調書等を作成し、県の主管課に提出するものとする。